

【iv 家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発児第1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発児第0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発児第0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発児第0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発児第0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発児第0524第1号 平成25年7月29日厚生労働省発児第0729第2号 平成※年※月※日厚生労働省発児第※号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発児第1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発児第0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発児第0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発児第0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発児第0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発児第0524第1号 平成25年7月29日厚生労働省発児第0729第2号 平成25年7月29日厚生労働省発児第0729第2号</p>

改正後

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなつたので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、「第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをすする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

- (1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホー
- ム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

現行

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなつたので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、「第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをすする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

- (1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホー
- ム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

改正後

現行

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならぬもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。

(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。

(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。

(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地

(2) 事業費 事務費以外の経費であつて、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならぬもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。

(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。

(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。

(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地

改正後

- とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、横浜市、大東市、広島県府中町とする。
- (5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域（川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。）及び狹山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措

現行

- とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、横浜市、大東市、広島県府中町とする。
- (5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域（川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。）及び狹山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措

改正後

置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種類別	措置等主体の区分	措置費等の負担区分		
		市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村 都道府県、指定都市、中核市	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2
		都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設	1 / 2	1 / 2

現行

置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種類別	措置等主体の区分	児童等の入所先の区分	措置費等の負担区分	
			市町村	都道府県
母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村 都道府県、指定都市、中核市	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2
		都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設	1 / 2	1 / 2

改正後

その他の施設 里親の措置費 等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 私立施設	1 / 2	1 / 2
一時保護所の 措置費等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	児童相談所 (一時保護施設)	1 / 2	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

現行

その他の施設 里親の措置費 等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 私立施設	1 / 2	1 / 2
一時保護所の 措置費等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	児童相談所 (一時保護施設)	1 / 2	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

改正後

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
2 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)心理療法担当職員分保護単価
3 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)個別対応職員加算分月額保護単価
4 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8)職業指導員加算分保護単価
5 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保護単価
6 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

現 行

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
2 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)心理療法担当職員分保護単価
3 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)個別対応職員加算分月額保護単価
4 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8)職業指導員加算分保護単価
5 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保護単価
6 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

改正後

現行

7 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯及び20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(11)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
8 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(12)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
9 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(13)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
10 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(16)寒冷地加算分保護単価
11 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(27)事務用採暖費加算分保護単価
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

7 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯及び20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(11)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
8 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(12)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
9 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(13)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
10 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(16)寒冷地加算分保護単価
11 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2 加算分保護単価の(27)事務用採暖費加算分保護単価
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

改正後		現行	
13民間施設給与等 改善費	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>	13民間施設給与等 改善費	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
14除雪費	<p>豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づき地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	14除雪費	<p>豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づき地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>
15降灰除去費	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	15降灰除去費	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価</p> <p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価</p>

改正後

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のボイラー一技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとすること。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とすると認定された場合はその認定額を加算するものとすること。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

現行

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のボイラー一技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとすること。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とすると認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

改正後

(5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法
 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(23)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法
 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法
 1 地方公共団体の支弁義務
 地方公共団体は、法第50条第6号、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式
 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。

現行

(5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法
 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(23)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法
 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法
 1 地方公共団体の支弁義務
 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式
 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからソまでに算定した額の合算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数） ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからソまでに算定した額の合算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数） ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する

現 行				改正後			
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			算式(2) 2歳未満児の月額保護単価× [定員(その月初日において私的 契約児があるときは、その数を控 除した数)－その月初日の2歳児 措置児数－その月初日の3歳以上 児措置児数] + 2歳児の月額保護 単価×その月初日の2歳児措置児 数 + 3歳以上児の月額保護単価× その月初日の3歳以上児措置児数 算式(3) 新設により開所した場合につい ては、初めて児童を受託した日の 属する月から6ヶ月間は、その施 設の月額保護単価×その施設の定 員とし、それ以降については、そ の施設の月額保護単価×その施設 のその月初日の現員(その月初日 において私的契約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があるとき は、その数を控除した数) 算式(4) その施設の月額保護単価×その 施設の定員(その月初日において 私的契約児及び家庭裁判所からの 補導委託児等があるときは、その 数を控除した数) × 支弁率				算式(2) 2歳未満児の月額保護単価× [定員(その月初日において私的 契約児があるときは、その数を控 除した数)－その月初日の2歳児 措置児数－その月初日の3歳以上 児措置児数] + 2歳児の月額保護 単価×その月初日の2歳児措置児 数 + 3歳以上児の月額保護単価× その月初日の3歳以上児措置児数 算式(3) 新設により開所した場合につい ては、初めて児童を受託した日の 属する月から6ヶ月間は、その施 設の月額保護単価×その施設の定 員とし、それ以降については、そ の施設の月額保護単価×その施設 のその月初日の現員(その月初日 において私的契約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があるとき は、その数を控除した数) 算式(4) その施設の月額保護単価×その 施設の定員(その月初日において 私的契約児及び家庭裁判所からの 補導委託児等があるときは、その 数を控除した数) × 支弁率

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数 算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域</p>
			<p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数 算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域</p>

改正後

現行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>に所在する場合であって、その月初日においてポイラーを有し、かつ、ポイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ポイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するポイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するポイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれポイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 ポイラー技士雇上費加算分月額 保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 特別指導費加算分月額保護単価 ×アの算式により算定された定員 オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合において</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>に所在する場合であって、その月初日においてポイラーを有し、かつ、ポイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ポイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するポイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するポイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれポイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 ポイラー技士雇上費加算分月額 保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 特別指導費加算分月額保護単価 ×アの算式により算定された定員 オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合において</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>ては、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。 キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員 ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p>
			<p>ては、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。 キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員 ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p>

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 乳児院が別に定める基準に該当する場においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 乳児院が別に定める基準に該当する場においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>

改正後

現行

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、<u>年額308,000円</u>を限度とする。</p> <p>ソ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにお</p>

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、<u>年額300,000円</u>を限度とする。</p> <p>ソ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにお</p>

改正後

現行

<p>費目 の種 類第 1 欄</p>	<p>支弁対象児童等 第 2 欄</p>	<p>経費の用途 第 3 欄</p>	<p>各月支弁額の算式 第 4 欄</p>
			<p>いて別に定める基準に該当する場合 合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。ただし、月額100,000円を限度とする。 (2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を委託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3)一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日／12月／30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205} （小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p>

<p>費目 の種 類第 1 欄</p>	<p>支弁対象児童等 第 2 欄</p>	<p>経費の用途 第 3 欄</p>	<p>各月支弁額の算式 第 4 欄</p>
			<p>いて別に定める基準に該当する場合 合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。ただし、月額100,000円を限度とする。 (2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を委託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3)一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日／12月／30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205} （小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p>

改正後

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。</p> <p>一時保護所の専門職員等加算分 保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合</p> <p>一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機</p>

現行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。</p> <p>一時保護所の専門職員等加算分 保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合</p> <p>一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときは(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p>
		その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときは(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p>
		その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄 入所者	経費の使途第3欄 その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	各月支弁額の算式第4欄 (通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)																
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母等の子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 56,180円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 48,690円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 48,690円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 49,120円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 56,440円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 48,950円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 56,180円 3歳以上児分 48,690円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 56,180円	乳児以外分 48,690円	児童自立支援施設	入所児分 48,690円	通所児分 14,980円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 49,120円	通所児分 14,980円	里親	乳児分 56,440円	乳児以外分 48,950円	乳児院	3才未満児分 56,180円 3歳以上児分 48,690円
施設種別	一般生活費(月額)																		
児童養護施設	乳児分 56,180円																		
	乳児以外分 48,690円																		
児童自立支援施設	入所児分 48,690円																		
	通所児分 14,980円																		
情緒障害児短期治療施設	入所児分 49,120円																		
	通所児分 14,980円																		
里親	乳児分 56,440円																		
	乳児以外分 48,950円																		
乳児院	3才未満児分 56,180円 3歳以上児分 48,690円																		

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄 母子生活支援施設の入所者	経費の使途第3欄 その入所に要する日常生活に必要な経常的諸経費	各月支弁額の算式第4欄 (通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)																
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母等の子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 47,860円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 54,980円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円	乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	入所児分 47,430円	通所児分 14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円	通所児分 14,600円	里親	乳児分 54,980円	乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円
施設種別	一般生活費(月額)																		
児童養護施設	乳児分 54,730円																		
	乳児以外分 47,430円																		
児童自立支援施設	入所児分 47,430円																		
	通所児分 14,600円																		
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円																		
	通所児分 14,600円																		
里親	乳児分 54,980円																		
	乳児以外分 47,680円																		
乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円																		

改正後

現行

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄						
			<table border="1"> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 56,180円 乳児以外分 48,690円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>10,610円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,640円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,130円 3歳以上児 5,770円</td> </tr> </table> <p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額 保護単価95,820円×その月初日の 別に定める基準による病虚弱等措 置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し 各月初日以外の日に委託又はその 解除の措置があった場合は、乳児 (1歳未満の者をいい、月の途中 において1歳に達した者について は、その月中は乳児とみなす。) 又は乳児以外の児童のその月分に ついては(1)の定めにかかわらず、 次の算式により算定した額。 算式 (1)の里親又はファミリーホ ムの一般生活費月額保護単価÷30. 4) ×その月の委託措置児童延入</p>	ファミリーホーム	乳児分 56,180円 乳児以外分 48,690円	自立援助ホーム	10,610円	母子生活支援施設	入所者 3,640円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,130円 3歳以上児 5,770円
ファミリーホーム	乳児分 56,180円 乳児以外分 48,690円								
自立援助ホーム	10,610円								
母子生活支援施設	入所者 3,640円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,130円 3歳以上児 5,770円								

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄						
			<table border="1"> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円</td> </tr> </table> <p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額 保護単価95,000円×その月初日の 別に定める基準による病虚弱等措 置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し 各月初日以外の日に委託又はその 解除の措置があった場合は、乳児 (1歳未満の者をいい、月の途中 において1歳に達した者について は、その月中は乳児とみなす。) 又は乳児以外の児童のその月分に ついては(1)の定めにかかわらず、 次の算式により算定した額。 算式 (1)の里親又はファミリーホ ムの一般生活費月額保護単価÷ 30.4) ×その月の委託措置児童延入</p>	ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	自立援助ホーム	10,340円	母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円
ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円								
自立援助ホーム	10,340円								
母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円								

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設)又は入所者又は保育室(保育所)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4) × その月の措置児童(者) 延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設)又は入所者又は保育室(保育所)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4) × その月の措置児童(者) 延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	里親の委託児童	里親が一時的な休日の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経費的諸費用	<p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×<u>1,600円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,850円</u>) 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×<u>3,240円</u> (ただし、6カ月以内に措置の変更を する場 合を除く)</p> <p>里親が別に定める基準により一時的な休日の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数×<u>5,600円</u></p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	里親の委託児童	里親が一時的な休日の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経費的諸費用	<p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×<u>1,560円</u> (児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,800円</u>) 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×<u>3,150円</u> (ただし、6カ月以内に措置の変更を する場 合を除く)</p> <p>里親が別に定める基準により一時的な休日の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数×<u>5,500円</u></p>

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホームファミリーホーム 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童算式(2) 別に定める基準による児童数×月額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の入所児童、一時保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×月額2,260円

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホームファミリーホーム 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童算式(2) 別に定める基準による児童数×月額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の入所児童、一時保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×月額2,150円

改正後

現行

費目の種類第1欄 (5) 助産施設基本分保護費	支弁対象児童等第2欄 助産施設の入所妊産婦	経費の使途第3欄 施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	各月支弁額の算式第4欄 次の算式により算定した額の合算額。 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等)をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。
----------------------------	--------------------------	---------------------------------	---

費目の種類第1欄 (5) 助産施設基本分保護費	支弁対象児童等第2欄 助産施設の入所妊産婦	経費の使途第3欄 施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	各月支弁額の算式第4欄 次の算式により算定した額の合算額。 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等)をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。
----------------------------	--------------------------	---------------------------------	---

改正後

費目の種類第1欄	各月支弁額の算式 第4欄	経費の用途 第3欄	支弁対象児童等 第2欄	なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 (注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。
		分娩介助料		分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>200,090円</u> を限度として支弁できる。
		胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。

現行

費目の種類第1欄	各月支弁額の算式 第4欄	経費の用途 第3欄	支弁対象児童等 第2欄	なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 (注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。
		分娩介助料		分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>200,180円</u> を限度として支弁できる。
		胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(ウ) 新生児介補料 (エ) 保険料	新生児介補料 保険料	新生児の介補を行った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳幼児若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童	その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(ウ) 新生児介補料 (エ) 保険料	新生児介補料 保険料	新生児の介補を行った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳幼児若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童	その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。） (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合は、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p> <p>次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p>
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。） (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合は、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p> <p>次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
		(8)特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>学年別</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>特別支援学校高等部</td> </tr> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
		(8)特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>学年別</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>特別支援学校高等部</td> </tr> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後				現行			
費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児280円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 60,970円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものの数)</p>				<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 59,010円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価55,000円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものの数)</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校の給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額 保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり)								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校の給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額 保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり)								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	108,200円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	108,200円										

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年入学児童	47,400円
学年別	保護単価(年額)								
小学校第1学年入学児童	40,600円								
中学校第1学年入学児童	47,400円								
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(2)に限る)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童の	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </table>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,910円	私立高等学校	33,910円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,910円								
私立高等学校	33,910円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年入学児童	46,100円
学年別	保護単価(年額)								
小学校第1学年入学児童	39,500円								
中学校第1学年入学児童	46,100円								
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(2)に限る)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童の	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </table>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(12) 夏季等特別行事費	うち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）（第3欄の（3）に限る）。	(2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等 (3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をすため の経費	算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価 $60,970円 \times 高等学校第1学年入学措置児童数$ 算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価 $56,570円 \times 該当児童数$ （資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数）	(12) 夏季等特別行事費	うち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）（第3欄の（3）に限る）。	(2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等 (3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をすため の経費	算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価 $58,960円 \times 高等学校第1学年入学措置児童数$ 算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価 $55,000円 \times 該当児童数$ （資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数）
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するた めに必要な交 通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 $3,090円 \times 夏季等特別行事参加措置児童数$	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するた めに必要な交 通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 $3,000円 \times 夏季等特別行事参加措置児童数$

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 $5,210円 \times 12月初日の措置又は一時保護児童数$
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあっては、別に定める期間において、医療機関

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(15) 職業補導費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立支援ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数</p>
(16) 児童用採暖費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童</p>	<p>その児童の冬季の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	<p>各月支弁額の算式第4欄</p> <p>算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。 また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="762 1137 1125 1579"> <tr> <td>施設種別</td> <td>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</td> <td>乳児院</td> <td>母子生活支援施設、児童自立支援施設、通所部、情緒障害児短期治療施設、通所部</td> </tr> <tr> <td>級地別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>7,000円</td> <td>7,410円</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,360円</td> <td>5,810円</td> <td>980円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,470円</td> <td>3,690円</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,580円</td> <td>2,690円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,290円</td> <td>1,290円</td> <td>190円</td> </tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、通所部、情緒障害児短期治療施設、通所部	級地別				旧5級地	7,000円	7,410円	1,170円	旧4級地	5,360円	5,810円	980円	旧3級地	3,470円	3,690円	610円	旧2級地	2,580円	2,690円	390円	その他の地域	1,290円	1,290円	190円
施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、通所部、情緒障害児短期治療施設、通所部																												
級地別																															
旧5級地	7,000円	7,410円	1,170円																												
旧4級地	5,360円	5,810円	980円																												
旧3級地	3,470円	3,690円	610円																												
旧2級地	2,580円	2,690円	390円																												
その他の地域	1,290円	1,290円	190円																												

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	<p>各月支弁額の算式第4欄</p> <p>算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。 また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="762 107 1125 548"> <tr> <td>施設種別</td> <td>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</td> <td>乳児院</td> <td>母子生活支援施設、児童自立支援施設、通所部、情緒障害児短期治療施設、通所部</td> </tr> <tr> <td>級地別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220円</td> <td>5,660円</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380円</td> <td>3,590円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520円</td> <td>2,620円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260円</td> <td>1,260円</td> <td>190円</td> </tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、通所部、情緒障害児短期治療施設、通所部	級地別				旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220円	5,660円	960円	旧3級地	3,380円	3,590円	590円	旧2級地	2,520円	2,620円	380円	その他の地域	1,260円	1,260円	190円
施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設、通所部、情緒障害児短期治療施設、通所部																												
級地別																															
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220円	5,660円	960円																												
旧3級地	3,380円	3,590円	590円																												
旧2級地	2,520円	2,620円	380円																												
その他の地域	1,260円	1,260円	190円																												

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場 合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 81,260円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準 保護単価194,930円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2)その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場 合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の進学による措置解除児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数 次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が158,350円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価 158,350円×死亡児数
(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したものの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設その月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときはこれを加えた額の合算額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価189,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数 次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価 153,900円×死亡児数
(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したものの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設その月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときはこれを加えた額の合算額。

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価 42,600円×新規委託措置児童数
(22) ファミリーホーム受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価 43,820円×新規委託措置児童数
(22) ファミリーホーム受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(23) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額2,360 円

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(23) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額2,360 円

3 定員外支弁の禁止
事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

3 定員外支弁の禁止
事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額
1 各月の基準額の算定方法
各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とする。

第5 徴収金基準額
1 各月の基準額の算定方法
各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とする。

改正後	現 行
<p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとすること。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。 算 式 (1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技工士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。)＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額 算 式 (2) 〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法 この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとすること。 ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p>	<p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとすること。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。 算 式 (1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技工士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。)＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額 算 式 (2) 〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法 この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとすること。 ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p>

改正後

- 第7 保護単価等の特例措置
都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によるものが適当でないこと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置
児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置
児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

表 児童入所施設徴収金基準額表

階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通 所部 情緒障害児短期治療 施設 通所部 自立援助ホーム
	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	

現 行

- 第7 保護単価等の特例措置
都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によるものが適当でないこと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置
児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置
児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

表 児童入所施設徴収金基準額表

階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通 所部 情緒障害児短期治療 施設 通所部 自立援助ホーム
	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	

改正後

現行

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	2,200
C 2	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	6,600	3,300
D 1	所得割の額がある世帯	9,000	4,500
D 2	15,000円以下	13,500	6,700
D 3	15,001円から40,000円まで	18,700	9,300
D 4	40,001円から70,000円まで	29,000	14,500
D 5	70,001円から183,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600
D 6	183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)

改正後

現行

D 7	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が68,700円 を超えるときは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が34,300円 を超えるときは 34,300円とす る。)
D 8	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が85,000円 を超えるときは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が42,500円 を超えるときは 42,500円とす る。)
D 9	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が102,900円 を超えるときは 102,900円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときは 51,400円とす る。)
D10	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が122,500円 を超えるときは 122,500円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とす る。)

D 7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が68,700円 を超えるときは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が34,300円 を超えるときは 34,300円とす る。)
D 8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が85,000円 を超えるときは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が42,500円 を超えるときは 42,500円とす る。)
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が102,900円 を超えるときは 102,900円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときは 51,400円とす る。)
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が122,500円 を超えるときは 122,500円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とす る。)

改正後

現行

D 11	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D 12	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D 13	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D 14	全額徴収	全額徴収	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備	1 この表のC 1 階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。	1 この表のC 1 階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。			
考	なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。	なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。			

改正後

る。

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児免0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）」（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

現行

る。

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児免0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）」（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

改正後

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合には、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係

現行

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合には、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係

改正後

る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

現行

る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。
(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

改正後

別表1
事務費の保護単価〔児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表
1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	224,750	220,240	215,740	212,730	209,730	206,720	202,220	197,710
31～35人	209,840	205,610	201,390	198,580	195,760	192,950	188,730	184,510
36～40	194,920	190,990	187,050	184,430	181,810	179,180	175,250	171,310
41～45	190,900	187,000	183,090	180,490	177,890	175,290	171,390	167,480
46～50	167,130	163,720	160,300	158,020	155,740	153,460	150,050	146,630
51～55	162,950	159,620	156,280	154,060	151,830	149,610	146,270	142,930
56～60	158,770	155,520	152,270	150,090	147,920	145,750	142,500	139,240
61～65	154,760	151,590	148,410	146,290	144,180	142,060	138,880	135,710
66～70	150,740	147,650	144,550	142,490	140,430	138,360	135,270	132,180
71～75	147,160	144,140	141,110	139,100	137,080	135,070	132,040	129,020
76～80	143,570	140,620	137,670	135,700	133,730	131,760	128,810	125,860
81～85	140,970	138,060	135,160	133,230	131,300	129,360	126,460	123,560
86～90	138,360	135,510	132,660	130,760	128,860	126,960	124,110	121,260
91～95	135,510	132,730	129,940	128,090	126,230	124,380	121,590	118,800
96～100	132,680	129,960	127,230	125,420	123,600	121,790	119,070	116,350
101～105	131,230	128,530	125,840	124,040	122,240	120,440	117,760	115,060
106～110	129,780	127,110	124,440	122,860	120,880	119,110	116,440	113,770
111～115	128,320	125,680	123,040	121,280	119,520	117,760	115,120	112,480
116～120	126,860	124,250	121,640	119,900	118,150	116,410	113,800	111,190
121～125	125,550	122,950	120,370	118,640	116,920	115,190	112,600	110,020
126～130	124,230	121,660	119,090	117,390	115,680	113,970	111,410	108,850
131～135	123,370	120,820	118,270	116,580	114,880	113,170	110,630	108,080
136～140	122,520	119,980	117,450	115,760	114,070	112,390	109,850	107,320
141～145	121,300	118,790	116,270	114,600	112,930	111,250	108,740	106,230
146～150	120,080	117,590	115,100	113,440	111,780	110,120	107,640	105,150
151人以上	119,470	116,990	114,520	112,870	111,210	109,570	107,090	104,610

現行

別表1
事務費の保護単価〔児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表
1-1 一般分保護単価(民間施設給与改善費の支給対象施設及び効率施設(平成25年4月～6月分までの単価))

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	223,890	219,390	214,890	211,890	208,890	205,900	201,400	196,900
31～35人	209,030	204,820	200,610	197,800	194,990	192,180	187,970	183,760
36～40	194,180	190,250	186,330	183,710	181,090	178,470	174,540	170,610
41～45	190,190	186,300	182,400	179,810	177,210	174,620	170,720	166,830
46～50	166,520	163,110	159,700	157,420	155,150	152,870	149,460	146,050
51～55	162,360	159,030	155,690	153,480	151,260	149,030	145,710	142,380
56～60	158,200	154,940	151,700	149,530	147,370	145,200	141,950	138,700
61～65	154,200	151,030	147,860	145,750	143,630	141,520	138,350	135,180
66～70	150,200	147,110	144,020	141,960	139,900	137,840	134,750	131,660
71～75	146,630	143,610	140,590	138,580	136,570	134,560	131,540	128,520
76～80	143,050	140,110	137,170	135,200	133,230	131,270	128,320	125,380
81～85	140,460	137,570	134,670	132,740	130,810	128,880	125,990	123,090
86～90	137,860	135,020	132,170	130,280	128,380	126,490	123,650	120,800
91～95	135,030	132,260	129,480	127,620	125,770	123,920	121,130	118,360
96～100	132,210	129,500	126,780	124,970	123,160	121,340	118,630	115,910
101～105	130,770	128,070	125,390	123,590	121,800	120,000	117,320	114,620
106～110	129,320	126,660	124,000	122,220	120,450	118,670	116,010	113,350
111～115	127,870	125,240	122,600	120,840	119,080	117,330	114,690	112,060
116～120	126,420	123,810	121,200	119,460	117,720	115,980	113,380	110,770
121～125	125,100	122,520	119,930	118,210	116,490	114,770	112,180	109,600
126～130	123,790	121,230	118,670	116,970	115,260	113,550	110,990	108,440
131～135	122,940	120,390	117,850	116,150	114,460	112,760	110,220	107,670
136～140	122,090	119,560	117,030	115,340	113,660	111,970	109,450	106,910
141～145	120,870	118,360	115,860	114,180	112,510	110,840	108,340	105,830
146～150	119,650	117,170	114,690	113,030	111,380	109,720	107,240	104,750
151人以上	119,050	116,580	114,110	112,460	110,810	109,170	106,690	104,220

改正後

現行

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	237,200	232,390	227,590	224,380	221,180	217,970	213,160	208,350
31~35人	220,940	216,450	211,960	208,960	205,980	202,980	198,490	194,000
36~40	204,670	200,500	196,330	193,550	190,770	187,990	183,820	179,650

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	236,310	231,510	226,710	223,510	220,320	217,120	212,320	207,520
31~35人	220,110	215,630	211,150	208,160	205,170	202,190	197,700	193,230
36~40	203,910	199,750	195,590	192,810	190,040	187,260	183,100	178,930

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	223,150	219,550	215,940	213,540	211,140	208,740	205,130	201,530

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	221,590	217,990	214,390	212,000	209,600	207,200	203,600	200,010

改正後

(3) 児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	264,340	259,420	254,500	251,220	247,940	244,660	239,740	234,820
31～35人	249,130	244,460	239,780	236,660	233,540	230,420	225,750	221,070
36～40	233,920	229,490	225,050	222,100	219,150	216,190	211,750	207,330
41～45	230,030	225,590	221,150	218,190	215,220	212,260	207,820	203,380
46～50	216,390	212,170	207,960	205,150	202,340	199,530	195,310	191,100
51～55	210,790	206,670	202,550	199,800	197,050	194,300	190,180	186,060
56～60	205,200	201,170	197,140	194,460	191,770	189,080	185,060	181,030
61～65	200,530	196,570	192,620	189,990	187,350	184,710	180,760	176,800
66～70	195,860	191,980	188,090	185,510	182,920	180,330	176,460	172,580
71～75	191,560	187,750	183,940	181,400	178,860	176,320	172,510	168,700
76～80	187,270	183,520	179,780	177,290	174,800	172,300	168,560	164,820
81～85	184,190	180,490	176,800	174,330	171,870	169,400	165,710	162,010
86～90	181,110	177,460	173,800	171,370	168,930	166,500	162,850	159,200
91～95	177,770	174,170	170,560	168,150	165,750	163,350	159,740	156,130
96～100	174,440	170,880	167,320	164,940	162,570	160,190	156,630	153,070
101～105	173,070	169,540	166,010	163,650	161,300	158,950	155,410	151,880
106～110	171,720	168,210	164,700	162,370	160,030	157,700	154,190	150,680
111～115	170,090	166,610	163,130	160,810	158,500	156,180	152,700	149,230
116～120	168,450	165,010	161,550	159,250	156,960	154,660	151,210	147,760
121～125	167,440	164,010	160,580	158,290	156,000	153,720	150,280	146,850
126～130	166,440	163,010	159,600	157,320	155,050	152,770	149,350	145,930
131～135	165,160	161,760	158,370	156,110	153,840	151,580	148,190	144,790
136～140	163,880	160,510	157,140	154,890	152,640	150,390	147,020	143,640
141～145	162,840	159,480	156,120	153,880	151,640	149,400	146,040	142,680
146～150	161,800	158,460	155,110	152,880	150,650	148,420	145,070	141,720
151人以上	160,940	157,620	154,280	152,060	149,840	147,620	144,280	140,960

現行

(3) 児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	263,360	258,450	253,540	250,260	246,990	243,720	238,810	233,900
31～35人	248,220	243,550	238,880	235,770	232,650	229,550	224,880	220,210
36～40	233,070	228,650	224,220	221,270	218,320	215,370	210,950	206,530
41～45	229,220	224,780	220,350	217,390	214,440	211,480	207,050	202,610
46～50	215,630	211,430	207,220	204,410	201,610	198,800	194,590	190,390
51～55	210,060	205,940	201,830	199,090	196,350	193,600	189,480	185,370
56～60	204,490	200,470	196,440	193,760	191,090	188,400	184,380	180,360
61～65	199,840	195,890	191,940	189,310	186,670	184,050	180,100	176,150
66～70	195,180	191,310	187,430	184,850	182,270	179,690	175,820	171,940
71～75	190,900	187,100	183,300	180,760	178,220	175,690	171,880	168,080
76～80	186,620	182,890	179,160	176,660	174,180	171,690	167,950	164,210
81～85	183,560	179,870	176,180	173,720	171,260	168,800	165,110	161,420
86～90	180,490	176,850	173,200	170,770	168,340	165,910	162,260	158,620
91～95	177,160	173,560	169,960	167,570	165,170	162,760	159,170	155,570
96～100	173,840	170,290	166,730	164,360	161,990	159,630	156,070	152,520
101～105	172,490	168,960	165,440	163,080	160,730	158,380	154,850	151,330
106～110	171,140	167,630	164,140	161,800	159,470	157,140	153,640	150,140
111～115	169,510	166,040	162,570	160,250	157,940	155,630	152,160	148,690
116～120	167,880	164,440	161,000	158,710	156,410	154,110	150,670	147,230
121～125	166,880	163,450	160,030	157,740	155,460	153,170	149,740	146,320
126～130	165,870	162,460	159,050	156,770	154,500	152,230	148,820	145,410
131～135	164,600	161,210	157,820	155,560	153,300	151,040	147,660	144,270
136～140	163,340	159,960	156,600	154,350	152,110	149,860	146,500	143,130
141～145	162,300	158,940	155,580	153,350	151,110	148,880	145,530	142,170
146～150	161,260	157,920	154,580	152,350	150,120	147,890	144,550	141,210
151人以上	160,400	157,080	153,750	151,540	149,320	147,100	143,780	140,450

改正後

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	774,340	758,850	743,350	733,020	722,690	712,350	696,860	681,360
11~15人	611,980	599,600	587,220	578,970	570,710	562,460	550,080	537,700
16~20	544,380	533,100	521,810	514,290	506,770	499,250	487,970	476,680
21~25	475,930	466,040	456,140	449,550	442,950	436,350	426,460	416,560
26~30	457,380	447,830	438,290	431,930	425,570	419,200	409,660	400,120
31~35	443,950	434,670	425,390	419,200	413,010	406,820	397,540	388,250
36~40	430,520	421,510	412,480	406,470	400,450	394,440	385,420	376,400
41~45	418,980	410,190	401,390	395,530	389,670	383,810	375,010	366,210
46~50	407,450	398,880	390,310	384,590	378,880	373,170	364,600	356,030
51~55	402,700	394,230	385,750	380,100	374,450	368,790	360,320	351,840
56~60	397,950	389,570	381,190	375,600	370,010	364,420	356,040	347,660
61~65	393,680	385,380	377,080	371,550	366,020	360,480	352,180	343,880
66~70	389,400	381,190	372,970	367,490	362,020	356,540	348,330	340,110
71~75	385,610	377,470	369,330	363,900	358,470	353,050	344,910	336,770
76~80	381,810	373,750	365,680	360,300	354,930	349,550	341,490	333,420
81~85	378,170	370,180	362,180	356,860	351,520	346,200	338,200	330,210
86~90	374,530	366,610	358,680	353,400	348,120	342,840	334,920	327,000
91人以上	370,530	362,690	354,850	349,620	344,390	339,170	331,330	323,490

現行

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	771,400	755,930	740,460	730,150	719,840	709,530	694,060	678,590
11~15人	609,710	597,350	584,990	576,750	568,510	560,280	547,920	535,560
16~20	542,370	531,110	519,850	512,340	504,830	497,320	486,060	474,800
21~25	474,190	464,310	454,440	447,850	441,270	434,680	424,810	414,930
26~30	455,710	446,190	436,660	430,310	423,960	417,610	408,080	398,550
31~35	442,340	433,070	423,810	417,630	411,460	405,280	396,010	386,750
36~40	428,970	419,960	410,960	404,950	398,950	392,950	383,950	374,950
41~45	417,470	408,690	399,910	394,060	388,210	382,360	373,580	364,800
46~50	405,980	397,430	388,870	383,170	377,470	371,770	363,210	354,660
51~55	401,260	392,790	384,330	378,690	373,050	367,410	358,950	350,490
56~60	396,550	388,160	379,800	374,210	368,640	363,060	354,690	346,320
61~65	392,270	383,990	375,710	370,180	364,660	359,130	350,850	342,570
66~70	388,010	379,810	371,610	366,140	360,680	355,210	347,010	338,810
71~75	384,230	376,110	367,980	362,570	357,150	351,730	343,610	335,480
76~80	380,460	372,410	364,350	358,990	353,620	348,250	340,200	332,150
81~85	376,820	368,840	360,870	355,550	350,230	344,910	336,930	328,950
86~90	373,200	365,290	357,380	352,110	346,840	341,570	333,660	325,760
91人以上	369,220	361,390	353,560	348,350	343,130	337,910	330,080	322,260

改正後

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	679,710	666,250	652,790	643,810	634,840	625,860	612,400	598,940
11~15人	550,950	539,850	528,740	521,340	513,930	506,530	495,420	484,320
16~20	473,830	464,020	454,220	447,680	441,140	434,610	424,800	415,000
21~25	438,340	429,210	420,090	414,000	407,910	401,830	392,700	383,570
26~30	410,790	402,200	393,600	387,880	382,150	376,420	367,830	359,240
31~35	398,280	389,940	381,590	376,020	370,450	364,890	356,540	348,190
36~40	385,780	377,670	369,570	364,160	358,760	353,360	345,250	337,140
41~45	373,270	365,410	357,550	352,310	347,060	341,820	333,960	326,100
46~50	360,770	353,150	345,530	340,450	335,370	330,290	322,670	315,050
51~55	356,660	349,120	341,580	336,560	331,530	326,510	318,970	311,430
56~60	352,550	345,100	337,640	332,670	327,690	322,720	315,260	307,810
61~65	348,450	341,070	333,690	328,770	323,860	318,940	311,560	304,180
66~70	344,340	337,040	329,750	324,880	320,020	315,150	307,860	300,560
71~75	340,230	333,020	325,800	320,990	316,180	311,370	304,160	296,940
76~80	336,120	328,990	321,850	317,100	312,340	307,590	300,450	293,320
81~85	332,010	324,960	317,910	313,210	308,500	303,800	296,750	289,700
86~90	327,900	320,930	313,960	309,310	304,670	300,020	293,050	286,080
91人以上	323,800	316,910	310,020	305,420	300,830	296,230	289,340	282,450

現行

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	677,050	663,620	650,180	641,220	632,260	623,300	609,870	596,430
11~15人	548,880	537,800	526,710	519,320	511,930	504,540	493,450	482,370
16~20	472,060	462,270	452,480	445,960	439,430	432,910	423,120	413,330
21~25	436,740	427,630	418,510	412,440	406,360	400,290	391,180	382,070
26~30	409,290	400,720	392,140	386,420	380,710	374,990	366,410	357,840
31~35	396,840	388,510	380,170	374,620	369,060	363,510	355,170	346,840
36~40	384,390	376,300	368,210	362,810	357,420	352,020	343,930	335,840
41~45	371,940	364,090	356,240	351,010	345,770	340,540	332,690	324,850
46~50	359,480	351,880	344,270	339,200	334,130	329,060	321,450	313,850
51~55	355,390	347,870	340,340	335,320	330,310	325,290	317,770	310,240
56~60	351,300	343,860	336,410	331,450	326,480	321,520	314,080	306,630
61~65	347,210	339,850	332,480	327,570	322,660	317,760	310,390	303,030
66~70	343,120	335,830	328,550	323,700	318,840	313,990	306,700	299,420
71~75	339,030	331,820	324,620	319,820	315,020	310,220	303,020	295,820
76~80	334,930	327,810	320,690	315,940	311,200	306,450	299,330	292,210
81~85	330,840	323,800	316,760	312,070	307,380	302,680	295,640	288,600
86~90	326,750	319,790	312,830	308,190	303,550	298,920	291,960	285,000
91人以上	322,660	315,780	308,900	304,320	299,730	295,150	288,270	281,390

改正後

現行

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	575,950	564,630	553,320	545,770	538,230	530,680	519,370	508,050
11~15人	419,120	410,850	402,590	397,080	391,570	386,060	377,790	369,530
16~20人	350,230	343,090	335,950	331,190	326,430	321,670	314,530	307,380
21~25	319,690	313,120	306,550	302,170	297,790	293,410	286,830	280,260
26~30	295,430	289,330	283,220	279,150	275,080	271,010	264,910	258,800
31~35	282,100	276,260	270,410	266,520	262,620	258,730	252,880	247,040
36~40	268,780	263,190	257,610	253,890	250,160	246,440	240,860	235,270
41~45	255,450	250,120	244,800	241,250	237,700	234,150	228,830	223,510
46~50	242,120	237,060	231,990	228,620	225,240	221,870	216,810	211,740
51~55	237,520	232,550	227,570	224,260	220,950	217,630	212,660	207,690
56~60	232,910	228,030	223,160	219,900	216,650	213,400	208,520	203,640
61~65	228,310	223,520	218,740	215,540	212,350	209,160	204,370	199,580
66~70	223,710	219,010	214,320	211,190	208,060	204,920	200,230	195,530
71~75	219,110	214,500	209,900	206,830	203,760	200,690	196,090	191,480
76~80	214,500	209,990	205,480	202,470	199,460	196,450	191,940	187,430
81~85	209,900	205,480	201,060	198,110	195,170	192,220	187,800	183,380
86~90	205,300	200,970	196,640	193,750	190,870	187,980	183,650	179,320
91人以上	200,700	196,460	192,220	189,400	186,570	183,750	179,510	175,270

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	573,600	562,300	551,010	543,480	535,950	528,410	517,120	505,820
11~15人	417,480	409,230	400,990	395,490	389,990	384,490	376,240	367,990
16~20人	348,870	341,740	334,610	329,860	325,110	320,360	313,230	306,100
21~25	318,480	311,920	305,360	300,990	296,610	292,240	285,680	279,120
26~30	294,320	288,220	282,130	278,070	274,000	269,940	263,850	257,750
31~35	281,050	275,210	269,380	265,490	261,600	257,710	251,880	246,040
36~40	267,770	262,200	256,620	252,910	249,190	245,480	239,900	234,330
41~45	254,500	249,190	243,870	240,330	236,790	233,240	227,930	222,620
46~50	241,220	236,170	231,120	227,750	224,380	221,010	215,960	210,900
51~55	236,640	231,680	226,720	223,410	220,100	216,790	211,830	206,870
56~60	232,060	227,190	222,310	219,070	215,820	212,570	207,700	202,830
61~65	227,470	222,690	217,910	214,730	211,540	208,360	203,580	198,800
66~70	222,890	218,200	213,510	210,390	207,260	204,140	199,450	194,760
71~75	218,300	213,710	209,110	206,050	202,980	199,920	195,320	190,730
76~80	213,720	209,210	204,710	201,710	198,700	195,700	191,200	186,690
81~85	209,140	204,720	200,310	197,370	194,430	191,480	187,070	182,660
86~90	204,550	200,230	195,910	193,030	190,150	187,260	182,940	178,620
91人以上	199,970	195,740	191,510	188,690	185,870	183,050	178,820	174,590

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	599,150	587,290	575,420	567,510	559,600	551,680	539,820	527,950

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	596,560	584,710	572,870	564,970	557,080	549,180	537,330	525,490

改正後

現行

(6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	166,950	164,000	161,060	159,090	157,130	155,170	152,220	149,280
11~20	145,410	142,610	139,820	137,960	136,090	134,230	131,440	128,640
21~30	116,380	114,110	111,830	110,310	108,790	107,270	104,990	102,720
31~40	87,640	85,930	84,220	83,090	81,950	80,810	79,100	77,390
41~50	79,040	77,510	75,970	74,940	73,920	72,890	71,360	69,820
51世帯以上	70,450	69,080	67,710	66,800	65,890	64,980	63,610	62,250

(6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	165,980	163,040	160,100	158,140	156,180	154,220	151,280	148,340
11~20	144,670	141,880	139,090	137,230	135,370	133,520	130,730	127,940
21~30	115,820	113,540	111,270	109,750	108,240	106,720	104,450	102,180
31~40	87,210	85,500	83,800	82,660	81,520	80,390	78,680	76,970
41~50	78,650	77,110	75,580	74,560	73,530	72,510	70,970	69,440
51世帯以上	70,090	68,720	67,360	66,450	65,540	64,630	63,270	61,900

(7) 小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	140,470	138,190	135,910	134,390	132,870	131,350	129,070	126,790

(7) 小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	139,140	136,860	134,590	133,070	131,550	130,030	127,760	125,480

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	326,630	319,590	312,550	307,860	303,160	298,470	291,430	284,390
31~35人	310,160	303,460	296,760	292,290	287,830	283,370	276,670	269,960
36~40人	293,690	287,340	280,970	276,740	272,500	268,270	261,900	255,550
41~45人	281,630	275,520	269,410	265,330	261,260	257,180	251,070	244,950
46人以上	269,580	263,710	257,840	253,930	250,010	246,100	240,230	234,370

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	325,610	318,590	311,560	306,870	302,190	297,500	290,480	283,450
31~35人	309,190	302,510	295,820	291,360	286,900	282,440	275,760	269,070
36~40人	292,770	286,430	280,090	275,850	271,620	267,390	261,050	254,700
41~45人	280,750	274,650	268,550	264,480	260,410	256,340	250,240	244,140
46人以上	268,730	262,880	257,020	253,110	249,210	245,300	239,440	233,590

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	68,660	67,170	65,680	64,690	63,690	62,700	61,210	59,720

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	68,430	66,940	65,450	64,460	63,470	62,480	60,990	59,500

改正後

現行

(10) 情緒障害児短期治療施設設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
情緒障害児短期治療施設設通所部	円 104,280	円 101,980	円 99,680	円 98,150	円 96,620	円 95,090	円 92,790	円 90,490

(10) 情緒障害児短期治療施設設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
情緒障害児短期治療施設設通所部	円 103,930	円 101,640	円 99,340	円 97,810	円 96,280	円 94,750	円 92,460	円 90,170

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	204,570	200,870	197,160	194,690	192,220	189,750	186,040	182,340
7～9人	190,400	186,750	183,090	180,660	178,220	175,780	172,130	168,480
10～12	183,320	179,690	176,060	173,640	171,220	168,800	165,170	161,550
13～15	179,070	175,450	171,840	169,430	167,020	164,610	161,000	157,390
16～18	176,230	172,630	169,030	166,630	164,220	161,820	158,220	154,610
19人以上	173,840	170,240	166,640	164,250	161,850	159,450	155,860	152,260

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	204,210	200,510	196,810	194,340	191,880	189,410	185,710	182,010
7～9人	190,050	186,400	182,760	180,320	177,890	175,460	171,810	168,160
10～12	182,970	179,350	175,730	173,310	170,900	168,480	164,860	161,240
13～15	178,730	175,120	171,510	169,110	166,700	164,300	160,690	157,090
16～18	175,890	172,300	168,700	166,300	163,910	161,510	157,910	154,320
19人以上	173,500	169,910	166,320	163,930	161,540	159,140	155,550	151,960

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	158,070	156,140	154,210	152,920	151,630	150,350	148,420	146,490

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	157,860	155,930	154,000	152,720	151,430	150,150	148,220	146,300

改正後

現行

(13) 一時保護所

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
5人まで	9,185,210	8,962,020	8,738,820	8,590,020	8,441,220	8,292,430	8,069,230	7,846,030
6～10人	14,118,850	13,773,520	13,428,200	13,197,980	12,967,760	12,737,540	12,507,320	12,277,100
11～15	19,052,490	18,585,030	18,117,570	17,805,940	17,494,300	17,182,660	16,871,020	16,559,380
16～20	23,986,120	23,396,540	22,806,950	22,413,900	22,020,830	21,627,780	21,234,730	20,841,680
21～25	28,919,760	28,208,040	27,496,330	27,021,860	26,547,370	26,072,890	25,598,410	25,123,930
26～30	33,853,400	33,019,550	32,185,700	31,629,810	31,073,910	30,518,010	29,962,110	29,406,210
31～35	38,787,030	37,831,060	36,875,080	36,237,770	35,600,450	34,963,130	34,325,810	33,688,490
36～40	43,720,670	42,642,570	41,564,460	40,845,730	40,126,980	39,408,250	38,689,520	37,970,790
41～45	48,654,310	47,454,070	46,253,840	45,453,690	44,653,520	43,853,360	43,053,200	42,253,040
46～50	53,587,950	52,265,580	50,943,210	50,061,650	49,180,060	48,298,480	47,416,900	46,535,320
51～55	58,521,580	57,077,090	55,632,590	54,669,600	53,706,590	52,743,580	51,780,570	50,817,560
56～60	63,455,220	61,888,590	60,321,970	59,277,560	58,233,130	57,188,710	56,144,290	55,099,870
61～65	68,388,860	66,700,100	65,011,340	63,885,520	62,759,670	61,633,830	60,508,090	59,382,350
66～70	73,322,490	71,511,610	69,700,720	68,493,480	67,286,200	66,078,950	64,871,700	63,664,450

※1か所当たりの年額

(13) 一時保護所

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
5人まで	8,806,170	8,592,570	8,378,980	8,236,580	8,094,180	7,951,780	7,798,180	7,624,580
6～10人	13,534,890	13,204,380	12,873,870	12,653,520	12,433,180	12,212,840	11,992,500	11,772,160
11～15	18,263,610	17,816,180	17,368,750	17,070,470	16,772,180	16,473,900	16,175,620	15,877,340
16～20	22,992,330	22,427,980	21,863,640	21,487,410	21,111,180	20,734,950	20,358,720	19,982,490
21～25	27,721,050	27,039,790	26,358,530	25,904,360	25,450,180	24,996,010	24,541,840	24,087,670
26～30	32,449,770	31,651,590	30,853,420	30,321,310	29,789,180	29,257,070	28,724,940	28,192,810
31～35	37,178,490	36,263,390	35,348,310	34,738,250	34,128,180	33,518,130	32,908,070	32,298,010
36～40	41,907,210	40,875,200	39,843,200	39,155,200	38,467,180	37,779,160	37,091,140	36,403,120
41～45	46,635,930	45,487,000	44,338,090	43,572,140	42,806,180	42,040,240	41,274,290	40,508,340
46～50	51,364,650	50,098,810	48,832,980	47,989,090	47,145,190	46,301,300	45,457,400	44,613,500
51～55	56,093,360	54,710,610	53,327,870	52,406,030	51,484,190	50,562,360	49,640,520	48,718,680
56～60	60,822,080	59,322,410	57,822,760	56,822,980	55,823,190	54,823,420	53,823,640	52,823,860
61～65	65,550,800	63,934,220	62,317,650	61,239,930	60,162,190	59,084,480	58,006,760	56,929,040
66～70	70,279,520	68,546,020	66,812,540	65,656,870	64,501,190	63,345,530	62,189,860	61,034,190

※1か所当たりの年額

1-2 一般分保護単価 (公立施設 (平成25年7月以降の単価))

(1) 児童養護施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	215,330	211,040	206,750	203,890	201,030	198,180	193,890	189,600
31~35人	201,050	197,030	193,020	190,330	187,660	184,980	180,960	176,950
36~40	186,770	183,030	179,280	176,780	174,290	171,790	168,050	164,300
41~45	182,900	179,180	175,470	172,990	170,510	168,030	164,320	160,610
46~50	159,940	156,690	153,440	151,270	149,110	146,940	143,690	140,440
51~55	155,900	152,730	149,560	147,440	145,330	143,220	140,050	136,870
56~60	151,870	148,780	145,680	143,620	141,560	139,500	136,400	133,310
61~65	148,040	145,020	142,000	139,990	137,980	135,970	132,950	129,940
66~70	144,210	141,260	138,330	136,360	134,400	132,440	129,500	126,560
71~75	140,780	137,910	135,030	133,120	131,200	129,290	126,420	123,540
76~80	137,360	134,550	131,750	129,880	128,010	126,140	123,330	120,530
81~85	134,870	132,120	129,360	127,520	125,680	123,850	121,090	118,330
86~90	132,390	129,680	126,970	125,160	123,360	121,550	118,840	116,130
91~95	129,680	127,040	124,390	122,620	120,850	119,090	116,440	113,800
96~100	126,990	124,400	121,810	120,080	118,360	116,630	114,040	111,460
101~105	125,610	123,040	120,480	118,770	117,060	115,350	112,790	110,230
106~110	124,230	121,690	119,150	117,460	115,770	114,080	111,530	109,000
111~115	122,840	120,330	117,810	116,140	114,470	112,790	110,280	107,770
116~120	121,450	118,970	116,480	114,820	113,160	111,510	109,030	106,540
121~125	120,190	117,730	115,270	113,630	111,990	110,350	107,880	105,420
126~130	118,940	116,500	114,060	112,430	110,810	109,190	106,740	104,300
131~135	118,130	115,710	113,280	111,660	110,050	108,430	106,000	103,580
136~140	117,330	114,910	112,500	110,890	109,280	107,670	105,260	102,850
141~145	116,160	113,760	111,370	109,780	108,190	106,590	104,210	101,820
146~150	115,000	112,630	110,260	108,680	107,100	105,520	103,150	100,780
151人以上	114,420	112,060	109,710	108,140	106,560	104,990	102,640	100,280

削除

改正後

現 行

削除

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	227,210	222,640	218,060	215,010	211,960	208,910	204,330	199,760
31～35人	211,650	207,370	203,100	200,250	197,400	194,550	190,280	186,010
36～40	196,080	192,120	188,140	185,490	182,850	180,200	176,220	172,260

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	213,170	209,780	206,390	204,130	201,870	199,610	196,230	192,840

削除

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	253,630	248,960	244,290	241,180	238,070	234,960	230,290	225,630
31～35人	238,940	234,500	230,060	227,110	224,150	221,190	216,760	212,330
36～40	224,240	220,040	215,840	213,030	210,230	207,430	203,220	199,020
41～45	220,390	216,180	211,970	209,150	206,350	203,530	199,330	195,110
46～50	207,230	203,230	199,230	196,570	193,900	191,240	187,240	183,240
51～55	201,870	197,960	194,050	191,450	188,840	186,230	182,320	178,410
56～60	196,520	192,690	188,870	186,330	183,770	181,230	177,410	173,580
61～65	192,010	188,260	184,510	182,010	179,510	177,000	173,250	169,500
66～70	187,510	183,830	180,140	177,690	175,230	172,780	169,100	165,420
71～75	183,390	179,770	176,160	173,750	171,340	168,930	165,320	161,700
76～80	179,280	175,730	172,170	169,810	167,440	165,080	161,520	157,970
81～85	176,300	172,800	169,290	166,950	164,610	162,270	158,760	155,250
86～90	173,330	169,860	166,400	164,080	161,780	159,460	155,990	152,530
91～95	170,100	166,680	163,260	160,970	158,690	156,410	152,980	149,560
96～100	166,870	163,490	160,110	157,860	155,610	153,350	149,970	146,590
101～105	165,570	162,220	158,860	156,630	154,390	152,150	148,800	145,450
106～110	164,270	160,940	157,620	155,400	153,180	150,960	147,630	144,300
111～115	162,720	159,420	156,120	153,920	151,710	149,510	146,210	142,910
116～120	161,160	157,890	154,610	152,430	150,250	148,060	144,790	141,520
121～125	160,200	156,940	153,680	151,510	149,340	147,160	143,900	140,640
126～130	159,240	156,000	152,750	150,590	148,420	146,260	143,010	139,770
131～135	158,020	154,790	151,570	149,420	147,270	145,120	141,890	138,670
136～140	156,790	153,580	150,380	148,240	146,110	143,970	140,770	137,560
141～145	155,780	152,580	149,390	147,260	145,130	143,010	139,820	136,630
146～150	154,760	151,590	148,410	146,290	144,170	142,050	138,870	135,690
151人以上	153,950	150,790	147,620	145,510	143,400	141,290	138,130	134,970

削除

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	746,120	731,250	716,390	706,480	696,570	686,660	671,790	656,920
11～15人	589,300	577,430	565,560	557,650	549,740	541,820	529,960	518,090
16～20	523,570	512,770	501,960	494,750	487,550	480,340	469,530	458,730
21～25	457,620	448,140	438,670	432,350	426,030	419,720	410,240	400,770
26～30	439,630	430,500	421,360	415,270	409,180	403,090	393,960	384,820
31～35	426,650	417,760	408,880	402,960	397,040	391,120	382,230	373,350
36～40	413,660	405,040	396,400	390,650	384,900	379,140	370,510	361,880
41～45	402,510	394,090	385,680	380,070	374,460	368,850	360,440	352,030
46～50	391,350	383,160	374,960	369,500	364,030	358,570	350,370	342,180
51～55	386,760	378,660	370,560	365,150	359,740	354,340	346,230	338,130
56～60	382,180	374,170	366,150	360,810	355,460	350,120	342,100	334,080
61～65	378,050	370,120	362,180	356,890	351,600	346,310	338,380	330,440
66～70	373,920	366,060	358,210	352,970	347,740	342,500	334,650	326,790
71～75	370,250	362,470	354,680	349,500	344,310	339,120	331,340	323,560
76～80	366,580	358,880	351,170	346,020	340,880	335,740	328,030	320,320
81～85	363,060	355,420	347,780	342,690	337,600	332,500	324,860	317,220
86～90	359,550	351,980	344,410	339,360	334,310	329,260	321,690	314,110
91人以上	355,690	348,200	340,700	335,700	330,710	325,710	318,220	310,720

削除

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	655,300	642,380	629,460	620,840	612,230	603,610	590,690	577,770
11～15人	530,690	520,040	509,390	502,290	495,190	488,090	477,440	466,790
16～20	455,830	446,430	437,040	430,770	424,510	418,240	408,850	399,450
21～25	421,500	412,760	404,010	398,180	392,350	386,520	377,780	369,040
26～30	394,870	386,650	378,420	372,940	367,450	361,970	353,740	345,520
31～35	382,780	374,790	366,800	361,470	356,140	350,820	342,820	334,830
36～40	370,690	362,930	355,180	350,000	344,830	339,660	331,900	324,150
41～45	358,600	351,080	343,550	338,540	333,520	328,510	320,990	313,460
46～50	346,510	339,220	331,930	327,070	322,210	317,350	310,060	302,780
51～55	342,540	335,330	328,120	323,310	318,510	313,700	306,490	299,280
56～60	338,570	331,440	324,310	319,550	314,800	310,040	302,910	295,780
61～65	334,600	327,550	320,490	315,790	311,090	306,390	299,330	292,280
66～70	330,630	323,660	316,680	312,030	307,380	302,730	295,750	288,780
71～75	326,670	319,770	312,870	308,270	303,670	299,070	292,180	285,280
76～80	322,700	315,880	309,060	304,510	299,960	295,420	288,600	281,780
81～85	318,730	311,990	305,250	300,750	296,260	291,760	285,020	278,280
86～90	314,760	308,100	301,430	296,990	292,550	288,100	281,440	274,780
91人以上	310,790	304,210	297,620	293,230	288,840	284,450	277,860	271,280

削除

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10人	555,900	545,020	534,150	526,900	519,650	512,400	501,520	490,650
11~15人	404,210	396,280	388,340	383,050	377,760	372,470	364,530	356,600
16~20人	337,260	330,410	323,560	318,990	314,420	309,850	303,000	296,150
21~25	307,670	301,370	295,070	290,870	286,670	282,470	276,170	269,870
26~30	284,210	278,360	272,500	268,600	264,700	260,800	254,950	249,100
31~35	271,330	265,730	260,130	256,390	252,660	248,930	243,330	237,730
36~40	258,440	253,100	247,750	244,180	240,620	237,050	231,700	226,350
41~45	245,560	240,470	235,370	231,970	228,570	225,170	220,080	214,980
46~50	232,680	227,830	222,990	219,760	216,530	213,300	208,450	203,600
51~55	228,240	223,480	218,720	215,550	212,380	209,210	204,450	199,690
56~60	223,800	219,130	214,460	211,340	208,230	205,120	200,450	195,780
61~65	219,350	214,770	210,190	207,140	204,080	201,030	196,450	191,860
66~70	214,910	210,420	205,920	202,930	199,930	196,940	192,440	187,950
71~75	210,470	206,060	201,660	198,720	195,790	192,850	188,440	184,040
76~80	206,030	201,710	197,390	194,510	191,640	188,760	184,440	180,120
81~85	201,580	197,350	193,130	190,310	187,490	184,670	180,440	176,210
86~90	197,140	193,000	188,860	186,100	183,340	180,580	176,440	172,300
91人以上	192,700	188,650	184,590	181,890	179,190	176,490	172,440	168,390

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	579,600	568,160	556,720	549,090	541,470	533,840	522,400	510,960

削除

(6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	159,030	156,270	153,510	151,660	149,820	147,980	145,210	142,450
世帯								
11～20	137,810	135,190	132,580	130,830	129,090	127,350	124,730	122,120
21～30	110,040	107,910	105,790	104,370	102,950	101,530	99,400	97,270
31～40	82,880	81,280	79,680	78,620	77,550	76,490	74,890	73,300
41～50	74,750	73,310	71,880	70,920	69,960	69,000	67,570	66,130
51世帯以上	66,620	65,350	64,070	63,220	62,370	61,520	60,240	58,960

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1世帯につき	132,660	130,550	128,430	127,020	125,610	124,200	122,080	119,970

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	310,940	304,270	297,600	293,160	288,710	284,270	277,600	270,930
31～35人	295,360	289,010	282,670	278,440	274,200	269,970	263,620	257,280
36～40人	279,790	273,760	267,730	263,710	259,690	255,670	249,650	243,620
41～45人	268,350	262,550	256,750	252,890	249,020	245,160	239,360	233,560
46人以上	256,910	251,340	245,770	242,060	238,350	234,640	229,070	223,510

削除

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	65,980	64,560	63,130	62,180	61,230	60,270	58,850	57,420

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
情緒障害児短期治療施設通所部	99,260	97,080	94,900	93,450	92,000	90,540	88,370	86,190

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	195,840	192,350	188,860	186,540	184,220	181,890	178,400	174,920
7～9人	182,470	179,010	175,560	173,250	170,950	168,650	165,190	161,740
10～12	175,780	172,340	168,900	166,610	164,320	162,020	158,590	155,150
13～15	171,770	168,340	164,910	162,620	160,340	158,050	154,620	151,190
16～18	169,100	165,670	162,250	159,970	157,680	155,400	151,980	148,550
19人以上	166,810	163,400	159,980	157,700	155,420	153,140	149,720	146,300

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	152,490	150,700	148,910	147,720	146,520	145,330	143,540	141,750

(13) 一時保護所

1-1 一般分保護単価表と同額

改正後

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	226,560	221,650	216,740	213,470	210,190	206,920	202,010	197,100

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	211,500	206,990	202,490	199,480	199,480	193,470	188,960	184,450

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	150,100	146,900	143,700	141,570	139,430	137,300	134,100	130,900

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	31,870	31,190	30,510	30,050	29,600	29,150	28,470	27,790

現行

2-1 加算分保護単価(民間施設給与改善費の支給対象施設及び公立施設(平成25年4月

～6月分までの単価))

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	225,810	220,910	216,010	212,740	209,470	206,210	201,310	196,410

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	210,780	206,280	201,780	198,780	195,780	192,780	188,280	183,780

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	149,590	146,390	143,200	141,070	138,940	136,810	133,620	130,430

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	31,760	31,080	30,400	29,950	29,500	29,050	28,370	27,690

改正後

現行

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,900	16,540	16,180	15,950	15,710	15,470	15,110	14,750
31～35人	14,490	14,180	13,870	13,670	13,460	13,260	12,950	12,640
36～40	12,680	12,410	12,140	11,960	11,780	11,600	11,330	11,060
41～45	11,270	11,030	10,790	10,630	10,470	10,310	10,070	9,830
46～50	10,140	9,920	9,710	9,570	9,420	9,280	9,060	8,850
51～55	9,220	9,020	8,830	8,700	8,570	8,430	8,240	8,040
56～60	8,450	8,270	8,090	7,970	7,850	7,730	7,550	7,370
61～65	7,800	7,630	7,470	7,360	7,250	7,140	6,970	6,810
66～70	7,240	7,090	6,930	6,830	6,730	6,630	6,470	6,320
71～75	6,760	6,610	6,470	6,380	6,280	6,180	6,040	5,900
76～80	6,340	6,200	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
81～85	5,960	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
86～90	5,630	5,510	5,390	5,310	5,230	5,150	5,030	4,910
91～95	5,330	5,220	5,110	5,030	4,960	4,880	4,770	4,650
96～100	5,070	4,960	4,850	4,780	4,710	4,640	4,530	4,420
101～105	4,830	4,720	4,620	4,550	4,480	4,420	4,310	4,210
106～110	4,610	4,510	4,410	4,350	4,280	4,220	4,120	4,020
111～115	4,410	4,310	4,220	4,160	4,090	4,030	3,940	3,840
116～120	4,220	4,130	4,040	3,980	3,920	3,860	3,770	3,680
121～125	4,050	3,970	3,880	3,820	3,770	3,710	3,620	3,540
126～130	3,900	3,810	3,730	3,680	3,620	3,570	3,480	3,400
131～135	3,750	3,670	3,590	3,540	3,490	3,430	3,350	3,270
136～140	3,620	3,540	3,460	3,410	3,360	3,310	3,230	3,160
141～145	3,490	3,420	3,350	3,300	3,250	3,200	3,120	3,050
146～150	3,380	3,310	3,230	3,190	3,140	3,090	3,020	2,950
151人以上	3,270	3,200	3,130	3,080	3,040	2,990	2,920	2,850

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,850	16,490	16,130	15,890	15,650	15,420	15,060	14,700
31～35人	14,440	14,130	13,830	13,620	13,420	13,210	12,910	12,600
36～40	12,630	12,370	12,100	11,920	11,740	11,560	11,290	11,020
41～45	11,230	10,990	10,750	10,590	10,430	10,280	10,040	9,800
46～50	10,110	9,890	9,680	9,530	9,390	9,250	9,030	8,820
51～55	9,190	8,990	8,800	8,670	8,540	8,410	8,210	8,020
56～60	8,420	8,240	8,060	7,940	7,820	7,710	7,530	7,350
61～65	7,770	7,610	7,440	7,330	7,220	7,110	6,950	6,780
66～70	7,220	7,060	6,910	6,810	6,710	6,600	6,450	6,300
71～75	6,740	6,590	6,450	6,350	6,260	6,160	6,020	5,880
76～80	6,320	6,180	6,050	5,960	5,870	5,780	5,640	5,510
81～85	5,940	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,190
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,220	5,140	5,020	4,900
91～95	5,320	5,200	5,090	5,020	4,940	4,860	4,750	4,640
96～100	5,050	4,940	4,840	4,760	4,690	4,620	4,510	4,410
101～105	4,810	4,710	4,610	4,540	4,470	4,400	4,300	4,200
106～110	4,590	4,490	4,400	4,330	4,270	4,200	4,100	4,010
111～115	4,390	4,300	4,200	4,140	4,080	4,020	3,920	3,830
116～120	4,210	4,120	4,030	3,970	3,910	3,850	3,760	3,670
121～125	4,040	3,950	3,870	3,810	3,750	3,700	3,610	3,520
126～130	3,880	3,800	3,720	3,660	3,610	3,550	3,470	3,390
131～135	3,740	3,660	3,580	3,530	3,480	3,420	3,340	3,260
136～140	3,610	3,530	3,450	3,400	3,350	3,300	3,220	3,150
141～145	3,480	3,410	3,330	3,280	3,240	3,190	3,110	3,040
146～150	3,370	3,290	3,220	3,170	3,130	3,080	3,010	2,940
151人以上	3,260	3,190	3,120	3,070	3,030	2,980	2,910	2,840

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
10人まで	50,720	49,640	48,560	47,850	47,130	46,410	45,330	44,260
11～15人	33,810	33,090	32,370	31,900	31,420	30,940	30,220	29,500
16～20人	25,360	24,820	24,280	23,920	23,560	23,200	22,670	22,130
21～25	20,280	19,850	19,420	19,140	18,850	18,560	18,130	17,700
26～30	16,900	16,540	16,180	15,950	15,710	15,470	15,110	14,750
31～35	14,490	14,180	13,870	13,670	13,460	13,260	12,950	12,640
36～40	12,680	12,410	12,140	11,960	11,780	11,600	11,330	11,060
41～45	11,270	11,030	10,790	10,630	10,470	10,310	10,070	9,830
46～50	10,140	9,920	9,710	9,570	9,420	9,280	9,060	8,850
51～55	9,220	9,020	8,830	8,700	8,570	8,430	8,240	8,040
56～60	8,450	8,270	8,090	7,970	7,850	7,730	7,550	7,370
61～65	7,800	7,630	7,470	7,360	7,250	7,140	6,970	6,810
66～70	7,240	7,090	6,930	6,830	6,730	6,630	6,470	6,320
71～75	6,760	6,610	6,470	6,380	6,280	6,180	6,040	5,900
76～80	6,340	6,200	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
81～85	5,960	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
86～90	5,630	5,510	5,390	5,310	5,230	5,150	5,030	4,910
91人以上	5,330	5,220	5,110	5,030	4,960	4,880	4,770	4,650

現行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
10人まで	50,550	49,480	48,400	47,690	46,970	46,260	45,180	44,110
11～15人	33,700	32,980	32,270	31,790	31,310	30,840	30,120	29,400
16～20人	25,270	24,740	24,200	23,840	23,480	23,130	22,590	22,050
21～25	20,220	19,790	19,360	19,070	18,790	18,500	18,070	17,640
26～30	16,850	16,490	16,130	15,890	15,650	15,420	15,060	14,700
31～35	14,440	14,130	13,830	13,620	13,420	13,210	12,910	12,600
36～40	12,630	12,370	12,100	11,920	11,740	11,560	11,290	11,020
41～45	11,230	10,990	10,750	10,590	10,430	10,280	10,040	9,800
46～50	10,110	9,890	9,680	9,530	9,390	9,250	9,030	8,820
51～55	9,190	8,990	8,800	8,670	8,540	8,410	8,210	8,020
56～60	8,420	8,240	8,060	7,940	7,820	7,710	7,530	7,350
61～65	7,770	7,610	7,440	7,330	7,220	7,110	6,950	6,780
66～70	7,220	7,060	6,910	6,810	6,710	6,600	6,450	6,300
71～75	6,740	6,590	6,450	6,350	6,260	6,160	6,020	5,880
76～80	6,320	6,180	6,050	5,960	5,870	5,780	5,640	5,510
81～85	5,940	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,190
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,220	5,140	5,020	4,900
91人以上	5,320	5,200	5,090	5,020	4,940	4,860	4,750	4,640

改正後

現行

(6) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤単価)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～35人	14,260	13,950	13,650	13,440	13,240	13,030	12,720	12,420
36～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～45	11,090	10,850	10,610	10,450	10,290	10,130	9,900	9,660
46～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51～55	9,070	8,880	8,680	8,550	8,420	8,290	8,100	7,900
56～60	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240
61～65	7,680	7,510	7,350	7,240	7,130	7,010	6,850	6,680
66～70	7,130	6,970	6,820	6,720	6,620	6,510	6,360	6,210
71～75	6,650	6,510	6,370	6,270	6,170	6,080	5,940	5,790
76～80	6,240	6,100	5,970	5,880	5,790	5,700	5,560	5,430
81～85	5,870	5,740	5,620	5,530	5,450	5,360	5,240	5,110
86～90	5,540	5,420	5,300	5,220	5,140	5,060	4,950	4,830
91～95	5,250	5,140	5,020	4,950	4,870	4,800	4,680	4,570
96～100	4,990	4,880	4,770	4,700	4,630	4,560	4,450	4,340
101～105	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,340	4,240	4,140
106～110	4,530	4,440	4,340	4,270	4,210	4,140	4,050	3,950
111～115	4,340	4,240	4,150	4,090	4,030	3,960	3,870	3,780
116～120	4,160	4,070	3,980	3,920	3,860	3,800	3,710	3,620
121～125	3,990	3,900	3,820	3,760	3,700	3,650	3,560	3,470
126～130	3,840	3,750	3,670	3,620	3,560	3,510	3,420	3,340
131～135	3,690	3,610	3,530	3,480	3,430	3,380	3,300	3,220
136～140	3,560	3,490	3,410	3,360	3,310	3,250	3,180	3,100
141～145	3,440	3,360	3,290	3,240	3,190	3,140	3,070	2,990
146～150	3,320	3,250	3,180	3,130	3,090	3,040	2,970	2,890
151人以上	3,220	3,150	3,080	3,030	2,990	2,940	2,870	2,800

(6) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤単価)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～35人	14,210	13,910	13,600	13,400	13,190	12,990	12,680	12,370
36～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～45	11,050	10,820	10,580	10,420	10,260	10,100	9,860	9,620
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51～55	9,040	8,850	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,870
56～60	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220
61～65	7,650	7,490	7,320	7,210	7,100	6,990	6,830	6,660
66～70	7,110	6,950	6,800	6,700	6,590	6,490	6,340	6,180
71～75	6,630	6,490	6,340	6,250	6,150	6,060	5,910	5,770
76～80	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	5,540	5,410
81～85	5,850	5,720	5,600	5,510	5,430	5,340	5,220	5,090
86～90	5,530	5,410	5,290	5,210	5,130	5,050	4,930	4,810
91～95	5,250	5,120	5,010	4,930	4,860	4,780	4,670	4,560
96～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	4,440	4,330
101～105	4,740	4,630	4,530	4,460	4,390	4,330	4,220	4,120
106～110	4,520	4,420	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,930
111～115	4,320	4,230	4,140	4,070	4,010	3,950	3,860	3,760
116～120	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,700	3,610
121～125	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	3,550	3,460
126～130	3,820	3,740	3,660	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
131～135	3,680	3,600	3,520	3,470	3,420	3,360	3,280	3,200
136～140	3,550	3,470	3,400	3,350	3,290	3,240	3,170	3,090
141～145	3,430	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,060	2,980
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	2,960	2,880
151人以上	3,210	3,140	3,070	3,020	2,980	2,930	2,860	2,790

改正後

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,930	48,850	47,770	47,060	46,340	45,620	44,540	43,470
11～15人	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
16～20	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～25	19,970	19,540	19,110	18,820	18,530	18,250	17,820	17,380
26～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～35	14,260	13,950	13,650	13,440	13,240	13,030	12,720	12,420
36～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～45	11,090	10,850	10,610	10,450	10,290	10,130	9,900	9,660
46～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51～55	9,070	8,880	8,680	8,550	8,420	8,290	8,100	7,900
56～60	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240
61～65	7,680	7,510	7,350	7,240	7,130	7,010	6,850	6,680
66～70	7,130	6,970	6,820	6,720	6,620	6,510	6,360	6,210
71～75	6,650	6,510	6,370	6,270	6,170	6,080	5,940	5,790
76～80	6,240	6,100	5,970	5,880	5,790	5,700	5,560	5,430
81～85	5,870	5,740	5,620	5,530	5,450	5,360	5,240	5,110
86～90	5,540	5,420	5,300	5,220	5,140	5,060	4,950	4,830
91人以上	5,250	5,140	5,020	4,950	4,870	4,800	4,680	4,570

現行

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	44,390	43,320
11～15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,790	30,310	29,590	28,880
16～20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	22,190	21,660
21～25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	17,750	17,320
26～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～35	14,210	13,910	13,600	13,400	13,190	12,990	12,680	12,370
36～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～45	11,050	10,820	10,580	10,420	10,260	10,100	9,860	9,620
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51～55	9,040	8,850	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,870
56～60	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220
61～65	7,650	7,490	7,320	7,210	7,100	6,990	6,830	6,660
66～70	7,110	6,950	6,800	6,700	6,590	6,490	6,340	6,180
71～75	6,630	6,490	6,340	6,250	6,150	6,060	5,910	5,770
76～80	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	5,540	5,410
81～85	5,850	5,720	5,600	5,510	5,430	5,340	5,220	5,090
86～90	5,550	5,410	5,290	5,210	5,130	5,050	4,930	4,810
91人以上	5,230	5,120	5,010	4,930	4,860	4,780	4,670	4,560

ウ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
11～20世帯	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51世帯以上	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240

ウ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,790	30,310	29,590	28,880
11～20世帯	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	22,190	21,660
21～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51世帯以上	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220

改正後

現行

(7) 個別対応職員加算分保護単価

(7) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	55,470	54,280	52,280	51,490	50,690	49,490	48,300

地域区分	18/100	15/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	55,290	54,100	52,900	51,310	50,520	49,320	48,130

イ 母子生活支援施設

イ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,280	32,560	31,850	30,890	30,410	29,690	28,980
11～20世帯	24,960	24,420	23,880	23,170	22,810	22,270	21,730
21～30	16,640	16,280	15,920	15,440	15,200	14,850	14,490
31～40	12,480	12,210	11,940	11,580	11,400	11,130	10,860
41～50	9,980	9,770	9,550	9,260	9,120	8,910	8,690
51世帯以上	8,320	8,140	7,960	7,720	7,600	7,420	7,240

地域区分	18/100	15/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	30,790	30,310	29,590	28,880
11～20世帯	24,880	24,340	23,800	23,090	22,730	22,190	21,660
21～30	16,580	16,230	15,870	15,390	15,150	14,790	14,440
31～40	12,440	12,170	11,900	11,540	11,360	11,090	10,830
41～50	9,950	9,730	9,520	9,230	9,090	8,870	8,660
51世帯以上	8,290	8,110	7,930	7,690	7,570	7,390	7,220

改正後

現行

(8) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	15,050	14,730	14,410	14,200	13,990	13,780	13,460	13,140
31～35人	12,900	12,630	12,350	12,170	11,990	11,810	11,530	11,260
36～40	11,290	11,050	10,810	10,650	10,490	10,330	10,090	9,850
41～45	10,030	9,820	9,610	9,470	9,320	9,180	8,970	8,760
46～50	9,030	8,840	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
51～55	8,210	8,030	7,860	7,740	7,630	7,510	7,340	7,160
56～60	7,520	7,360	7,210	7,100	6,990	6,890	6,730	6,570
61～65	6,950	6,800	6,650	6,550	6,450	6,360	6,210	6,060
66～70	6,450	6,310	6,180	6,080	5,990	5,900	5,760	5,630
71～75	6,020	5,890	5,760	5,680	5,590	5,510	5,380	5,250
76～80	5,640	5,520	5,400	5,320	5,240	5,160	5,040	4,920
81～85	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630
86～90	5,010	4,910	4,800	4,730	4,660	4,590	4,480	4,380
91～95	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,350	4,250	4,150
96～100	4,510	4,420	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,940
101～105	4,300	4,210	4,120	4,050	3,990	3,930	3,840	3,750
106～110	4,100	4,020	3,930	3,870	3,810	3,750	3,670	3,580
111～115	3,920	3,840	3,760	3,700	3,650	3,590	3,510	3,420
116～120	3,760	3,680	3,600	3,550	3,490	3,440	3,360	3,280
121～125	3,610	3,530	3,460	3,400	3,350	3,300	3,230	3,150
126～130	3,470	3,400	3,320	3,270	3,220	3,180	3,100	3,030
131～135	3,340	3,270	3,200	3,150	3,110	3,060	2,990	2,920
136～140	3,220	3,150	3,090	3,040	2,990	2,950	2,880	2,810
141～145	3,110	3,040	2,980	2,930	2,890	2,850	2,780	2,710
146～150	3,010	2,940	2,880	2,840	2,790	2,750	2,690	2,620
151人以上	2,910	2,850	2,790	2,750	2,700	2,660	2,600	2,540

(8) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	15,000	14,680	14,360	14,150	13,940	13,730	13,410	13,090
31～35人	12,860	12,580	12,310	12,130	11,950	11,760	11,490	11,220
36～40	11,250	11,010	10,770	10,610	10,450	10,290	10,050	9,820
41～45	10,000	9,790	9,570	9,430	9,290	9,150	8,940	8,720
46～50	9,000	8,810	8,620	8,490	8,360	8,230	8,040	7,850
51～55	8,180	8,010	7,830	7,720	7,600	7,490	7,310	7,140
56～60	7,500	7,340	7,180	7,070	6,970	6,860	6,700	6,540
61～65	6,920	6,770	6,630	6,530	6,430	6,330	6,190	6,040
66～70	6,430	6,290	6,150	6,060	5,970	5,880	5,740	5,610
71～75	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,490	5,360	5,230
76～80	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,030	4,910
81～85	5,290	5,180	5,070	4,990	4,920	4,840	4,730	4,620
86～90	5,000	4,890	4,780	4,710	4,640	4,570	4,470	4,360
91～95	4,730	4,630	4,530	4,470	4,400	4,330	4,230	4,130
96～100	4,500	4,400	4,310	4,240	4,180	4,110	4,020	3,920
101～105	4,280	4,190	4,100	4,040	3,980	3,920	3,830	3,740
106～110	4,090	4,000	3,910	3,860	3,800	3,740	3,650	3,570
111～115	3,910	3,830	3,740	3,690	3,630	3,580	3,490	3,410
116～120	3,750	3,670	3,590	3,530	3,480	3,430	3,350	3,270
121～125	3,600	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	3,210	3,140
126～130	3,460	3,380	3,310	3,260	3,210	3,160	3,090	3,020
131～135	3,330	3,260	3,190	3,140	3,090	3,050	2,980	2,910
136～140	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,940	2,870	2,800
141～145	3,100	3,030	2,970	2,920	2,880	2,840	2,770	2,700
146～150	3,000	2,930	2,870	2,830	2,780	2,740	2,680	2,610
151人以上	2,900	2,840	2,780	2,740	2,690	2,650	2,590	2,530

改正後

現行

イ 児童自立支援施設

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	15,930	15,590	15,240	15,020	14,790	14,560	14,220	13,870
31～35人	13,650	13,360	13,070	12,870	12,670	12,480	12,180	11,890
36～40	11,950	11,690	11,430	11,260	11,090	10,920	10,660	10,400
41～45	10,620	10,390	10,160	10,010	9,860	9,700	9,480	9,250
46～50	9,560	9,350	9,150	9,010	8,870	8,730	8,530	8,320
51～55	8,690	8,500	8,310	8,190	8,060	7,940	7,750	7,560
56～60	7,960	7,790	7,620	7,510	7,390	7,280	7,110	6,930
61～65	7,350	7,190	7,030	6,930	6,820	6,720	6,560	6,400
66～70	6,830	6,680	6,530	6,430	6,330	6,240	6,090	5,940
71～75	6,370	6,230	6,100	6,000	5,910	5,820	5,680	5,550
76～80	5,970	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
81～85	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,010	4,890
86～90	5,310	5,190	5,080	5,000	4,930	4,850	4,740	4,620
91～95	5,030	4,920	4,810	4,740	4,670	4,590	4,490	4,380
96～100	4,780	4,670	4,570	4,500	4,430	4,360	4,260	4,160
101～105	4,550	4,450	4,350	4,290	4,220	4,160	4,060	3,960
106～110	4,340	4,250	4,150	4,090	4,030	3,970	3,870	3,780
111～115	4,150	4,060	3,970	3,910	3,850	3,790	3,710	3,620
116～120	3,980	3,890	3,810	3,750	3,690	3,640	3,550	3,460
121～125	3,820	3,740	3,660	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
126～130	3,670	3,590	3,510	3,460	3,410	3,360	3,280	3,200
131～135	3,540	3,460	3,380	3,330	3,280	3,230	3,160	3,080
136～140	3,410	3,340	3,260	3,210	3,170	3,120	3,040	2,970
141～145	3,290	3,220	3,150	3,100	3,060	3,010	2,940	2,870
146～150	3,180	3,110	3,050	3,000	2,950	2,910	2,840	2,770
151人以上	3,080	3,010	2,950	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	15,880	15,540	15,190	14,960	14,740	14,510	14,160	13,820
31～35人	13,610	13,320	13,020	12,830	12,630	12,430	12,140	11,850
36～40	11,910	11,650	11,390	11,220	11,050	10,880	10,620	10,370
41～45	10,580	10,360	10,130	9,970	9,820	9,670	9,440	9,210
46～50	9,520	9,320	9,110	8,980	8,840	8,700	8,500	8,290
51～55	8,660	8,470	8,280	8,160	8,040	7,910	7,720	7,540
56～60	7,940	7,770	7,590	7,480	7,370	7,250	7,080	6,910
61～65	7,330	7,170	7,010	6,900	6,800	6,690	6,540	6,380
66～70	6,800	6,660	6,510	6,410	6,310	6,210	6,070	5,920
71～75	6,350	6,210	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
76～80	5,950	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,180
81～85	5,600	5,480	5,360	5,280	5,200	5,120	5,000	4,880
86～90	5,290	5,180	5,060	4,990	4,910	4,830	4,720	4,600
91～95	5,010	4,900	4,790	4,720	4,650	4,580	4,470	4,360
96～100	4,760	4,660	4,550	4,490	4,420	4,350	4,250	4,140
101～105	4,530	4,440	4,340	4,270	4,210	4,140	4,040	3,950
106～110	4,330	4,230	4,140	4,080	4,020	3,950	3,860	3,770
111～115	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
116～120	3,970	3,880	3,790	3,740	3,680	3,620	3,540	3,450
121～125	3,810	3,730	3,640	3,590	3,530	3,480	3,400	3,310
126～130	3,660	3,580	3,500	3,450	3,400	3,340	3,270	3,190
131～135	3,520	3,450	3,370	3,320	3,270	3,220	3,140	3,070
136～140	3,400	3,330	3,250	3,200	3,150	3,110	3,030	2,960
141～145	3,280	3,210	3,140	3,090	3,050	3,000	2,930	2,860
146～150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900	2,830	2,760
151人以上	3,070	3,000	2,940	2,890	2,850	2,800	2,740	2,670

改正後

現行

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,780	14,420	14,060	13,820	13,580	13,340	12,980	12,620
31～35人	12,670	12,360	12,050	11,840	11,640	11,430	11,120	10,820
36～40	11,080	10,810	10,540	10,360	10,180	10,000	9,730	9,460
41～45	9,850	9,610	9,370	9,210	9,050	8,890	8,650	8,410
46～50	8,870	8,650	8,430	8,290	8,150	8,000	7,790	7,570
51～55	8,060	7,860	7,670	7,540	7,400	7,270	7,080	6,880
56～60	7,390	7,210	7,030	6,910	6,790	6,670	6,490	6,310
61～65	6,820	6,650	6,490	6,380	6,260	6,150	5,990	5,820
66～70	6,330	6,180	6,020	5,920	5,820	5,710	5,560	5,410
71～75	5,910	5,760	5,620	5,520	5,430	5,330	5,190	5,040
76～80	5,540	5,400	5,270	5,180	5,090	5,000	4,860	4,730
81～85	5,210	5,090	4,960	4,870	4,790	4,700	4,580	4,450
86～90	4,920	4,800	4,680	4,600	4,520	4,440	4,320	4,200
91～95	4,660	4,550	4,440	4,360	4,280	4,210	4,100	3,980
96～100	4,430	4,320	4,210	4,140	4,070	4,000	3,890	3,780
101～105	4,220	4,120	4,010	3,940	3,880	3,810	3,700	3,600
106～110	4,030	3,930	3,830	3,770	3,700	3,630	3,540	3,440
111～115	3,850	3,760	3,660	3,600	3,540	3,480	3,380	3,290
116～120	3,690	3,600	3,510	3,450	3,390	3,330	3,240	3,150
121～125	3,540	3,460	3,370	3,310	3,260	3,200	3,110	3,030
126～130	3,410	3,320	3,240	3,190	3,130	3,070	2,990	2,910
131～135	3,280	3,200	3,120	3,070	3,010	2,960	2,880	2,800
136～140	3,160	3,090	3,010	2,960	2,910	2,850	2,780	2,700
141～145	3,050	2,980	2,910	2,860	2,810	2,760	2,680	2,610
146～150	2,950	2,880	2,810	2,760	2,710	2,660	2,590	2,520
151人以上	2,860	2,790	2,720	2,670	2,620	2,580	2,510	2,440

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,750	14,390	14,030	13,790	13,550	13,310	12,950	12,590
31～35人	12,640	12,330	12,020	11,820	11,610	11,410	11,100	10,790
36～40	11,060	10,790	10,520	10,340	10,160	9,980	9,710	9,440
41～45	9,830	9,590	9,350	9,190	9,030	8,870	8,630	8,390
46～50	8,850	8,630	8,420	8,270	8,130	7,980	7,770	7,550
51～55	8,040	7,850	7,650	7,520	7,390	7,260	7,060	6,870
56～60	7,370	7,190	7,010	6,890	6,770	6,650	6,470	6,290
61～65	6,800	6,640	6,470	6,360	6,250	6,140	5,970	5,810
66～70	6,320	6,160	6,010	5,910	5,800	5,700	5,550	5,390
71～75	5,900	5,750	5,610	5,510	5,420	5,320	5,180	5,030
76～80	5,530	5,390	5,260	5,170	5,080	4,990	4,850	4,720
81～85	5,200	5,080	4,950	4,860	4,780	4,690	4,570	4,440
86～90	4,910	4,790	4,670	4,590	4,510	4,430	4,310	4,190
91～95	4,650	4,540	4,430	4,350	4,280	4,200	4,090	3,970
96～100	4,420	4,310	4,210	4,130	4,060	3,990	3,880	3,770
101～105	4,210	4,110	4,010	3,940	3,870	3,800	3,700	3,590
106～110	4,020	3,920	3,820	3,760	3,690	3,630	3,530	3,430
111～115	3,840	3,750	3,660	3,590	3,530	3,470	3,380	3,280
116～120	3,680	3,590	3,500	3,440	3,380	3,320	3,230	3,140
121～125	3,540	3,450	3,360	3,310	3,250	3,190	3,100	3,020
126～130	3,400	3,320	3,230	3,180	3,120	3,070	2,990	2,900
131～135	3,270	3,190	3,110	3,060	3,010	2,950	2,870	2,790
136～140	3,160	3,080	3,000	2,950	2,900	2,850	2,770	2,690
141～145	3,050	2,970	2,900	2,850	2,800	2,750	2,680	2,600
146～150	2,950	2,870	2,800	2,750	2,710	2,660	2,590	2,510
151人以上	2,850	2,780	2,710	2,670	2,620	2,570	2,500	2,430

改正後

現行

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	30,110	29,470	28,830	28,410	27,980	27,560	26,920	26,280
11～20	22,580	22,100	21,620	21,300	20,990	20,670	20,190	19,710
21～30	15,050	14,730	14,410	14,200	13,990	13,780	13,460	13,140
31～40	13,550	13,260	12,970	12,780	12,590	12,400	12,110	11,820
41～50	12,040	11,790	11,530	11,360	11,190	11,020	10,760	10,510
51世帯以上	10,540	10,310	10,090	9,940	9,790	9,640	9,420	9,200

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	30,010	29,370	28,730	28,310	27,880	27,460	26,820	26,180
11～20	22,500	22,030	21,550	21,230	20,910	20,590	20,110	19,640
21～30	15,000	14,680	14,360	14,150	13,940	13,730	13,410	13,090
31～40	13,500	13,210	12,930	12,740	12,540	12,350	12,070	11,780
41～50	12,000	11,750	11,490	11,320	11,150	10,980	10,730	10,470
51世帯以上	10,500	10,280	10,050	9,900	9,760	9,610	9,380	9,160

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	50,540	49,400	48,260	47,500	46,740	45,980	44,840	43,700
20世帯	25,270	24,700	24,130	23,750	23,370	22,990	22,420	21,850

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	50,370	49,240	48,100	47,340	46,580	45,820	44,690	43,550
20世帯	25,190	24,620	24,050	23,670	23,290	22,910	22,340	21,770

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	23,990	23,450	22,920	22,560	22,200	21,840	21,300	20,760
21～30	15,990	15,630	15,280	15,040	14,800	14,560	14,200	13,840
31～40	11,990	11,720	11,460	11,280	11,100	10,920	10,650	10,380
41～50	10,790	10,550	10,310	10,150	9,990	9,830	9,580	9,340
51世帯以上	9,590	9,380	9,160	9,020	8,880	8,730	8,520	8,300

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	23,910	23,370	22,840	22,480	22,120	21,760	21,220	20,690
21～30	15,940	15,580	15,220	14,980	14,750	14,510	14,150	13,790
31～40	11,950	11,680	11,420	11,240	11,060	10,880	10,610	10,340
41～50	10,760	10,520	10,270	10,110	9,950	9,790	9,550	9,310
51世帯以上	9,560	9,350	9,130	8,990	8,850	8,700	8,490	8,270

改正後

現行

(13) 小規模グループケア加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

(13) 小規模グループケア加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35人	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46～50	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800
51～55	10,990	10,790	10,600	10,470	10,340	10,210	10,010	9,820
56～60	10,070	9,890	9,720	9,600	9,480	9,360	9,180	9,000
61～65	9,300	9,130	8,970	8,860	8,750	8,640	8,470	8,310
66～70	8,630	8,480	8,330	8,220	8,120	8,020	7,870	7,710
71～75	8,060	7,910	7,770	7,680	7,580	7,480	7,340	7,200
76～80	7,550	7,420	7,290	7,200	7,110	7,020	6,880	6,750
81～85	7,110	6,980	6,860	6,770	6,690	6,600	6,480	6,350
86～90	6,710	6,590	6,480	6,400	6,320	6,240	6,120	6,000
91～95	6,360	6,250	6,130	6,060	5,980	5,910	5,790	5,680
96～100	6,040	5,930	5,830	5,760	5,680	5,610	5,500	5,400
101～105	5,750	5,650	5,550	5,480	5,410	5,340	5,240	5,140
106～110	5,490	5,390	5,300	5,230	5,170	5,100	5,000	4,910
111～115	5,250	5,160	5,070	5,000	4,940	4,880	4,790	4,690
116～120	5,030	4,940	4,850	4,800	4,740	4,680	4,590	4,500
121～125	4,830	4,750	4,660	4,600	4,550	4,490	4,400	4,320
126～130	4,650	4,560	4,480	4,430	4,370	4,320	4,230	4,150
131～135	4,480	4,400	4,320	4,260	4,210	4,160	4,080	4,000
136～140	4,310	4,240	4,160	4,110	4,060	4,010	3,930	3,850
141～145	4,170	4,090	4,020	3,970	3,920	3,870	3,790	3,720
146～150	4,030	3,960	3,880	3,840	3,790	3,740	3,670	3,600
151人以上	3,900	3,830	3,760	3,710	3,670	3,620	3,550	3,480

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35人	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46～50	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770
51～55	10,960	10,760	10,570	10,440	10,310	10,180	9,980	9,790
56～60	10,040	9,870	9,690	9,570	9,450	9,330	9,150	8,970
61～65	9,270	9,110	8,940	8,830	8,720	8,610	8,450	8,280
66～70	8,610	8,460	8,300	8,200	8,100	8,000	7,840	7,690
71～75	8,040	7,890	7,750	7,650	7,560	7,460	7,320	7,180
76～80	7,530	7,400	7,260	7,170	7,080	7,000	6,860	6,730
81～85	7,090	6,960	6,840	6,750	6,670	6,580	6,460	6,330
86～90	6,700	6,580	6,460	6,380	6,300	6,220	6,100	5,980
91～95	6,340	6,230	6,120	6,040	5,970	5,890	5,780	5,660
96～100	6,030	5,920	5,810	5,740	5,670	5,600	5,490	5,380
101～105	5,740	5,640	5,530	5,470	5,400	5,330	5,230	5,120
106～110	5,480	5,380	5,280	5,220	5,150	5,090	4,990	4,890
111～115	5,240	5,150	5,050	4,990	4,930	4,870	4,770	4,680
116～120	5,020	4,930	4,840	4,780	4,720	4,660	4,570	4,480
121～125	4,820	4,730	4,650	4,590	4,530	4,480	4,390	4,300
126～130	4,630	4,550	4,470	4,410	4,360	4,300	4,220	4,140
131～135	4,460	4,380	4,300	4,250	4,200	4,140	4,060	3,980
136～140	4,300	4,230	4,150	4,100	4,050	4,000	3,920	3,840
141～145	4,150	4,080	4,010	3,960	3,910	3,860	3,780	3,710
146～150	4,020	3,940	3,870	3,820	3,780	3,730	3,660	3,590
151人以上	3,890	3,820	3,750	3,700	3,650	3,610	3,540	3,470

改正後

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	60,470	59,390	58,310	57,600	56,880	56,160	55,080	54,010
11～15人	40,310	39,590	38,870	38,400	37,920	37,440	36,720	36,000
16～20	30,230	29,690	29,150	28,800	28,440	28,080	27,540	27,000
21～25	24,180	23,750	23,320	23,040	22,750	22,460	22,030	21,600
26～30	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46～50	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800
51～55	10,990	10,790	10,600	10,470	10,340	10,210	10,010	9,820
56～60	10,070	9,890	9,720	9,600	9,480	9,360	9,180	9,000
61～65	9,300	9,130	8,970	8,860	8,750	8,640	8,470	8,310
66～70	8,630	8,480	8,330	8,220	8,120	8,020	7,870	7,710
71～75	8,060	7,910	7,770	7,680	7,580	7,480	7,340	7,200
76～80	7,550	7,420	7,290	7,200	7,110	7,020	6,880	6,750
81～85	7,110	6,980	6,860	6,770	6,690	6,600	6,480	6,350
86～90	6,710	6,590	6,480	6,400	6,320	6,240	6,120	6,000
91人以上	6,360	6,250	6,130	6,060	5,980	5,910	5,790	5,680

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35人	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46人以上	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800

現行

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	60,290	59,220	58,140	57,430	56,710	55,990	54,920	53,850
11～15人	40,190	39,480	38,760	38,280	37,800	37,330	36,610	35,890
16～20	30,140	29,610	29,070	28,710	28,350	28,000	27,460	26,920
21～25	24,110	23,680	23,250	22,970	22,680	22,400	21,970	21,540
26～30	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46～50	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770
51～55	10,960	10,760	10,570	10,440	10,310	10,180	9,980	9,790
56～60	10,040	9,870	9,690	9,570	9,450	9,330	9,150	8,970
61～65	9,270	9,110	8,940	8,830	8,720	8,610	8,450	8,280
66～70	8,610	8,460	8,300	8,200	8,100	8,000	7,840	7,690
71～75	8,040	7,890	7,750	7,650	7,560	7,460	7,320	7,180
76～80	7,530	7,400	7,260	7,170	7,080	7,000	6,860	6,730
81～85	7,090	6,960	6,840	6,750	6,670	6,580	6,460	6,330
86～90	6,700	6,580	6,460	6,380	6,300	6,220	6,100	5,980
91人以上	6,340	6,230	6,120	6,040	5,970	5,890	5,780	5,660

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35人	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46人以上	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770

改正後

現行

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)
 了 児童養護施設、児童自立支援施設
 イ 乳児院
 (常勤の非常勤職員)

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)
 了 児童養護施設、児童自立支援施設
 イ 乳児院
 (常勤の非常勤職員)

定員	月額	月額
30人まで	9,210	27,640
31 ~ 35人	7,890	18,420
36 ~ 40	6,910	13,820
41 ~ 45	6,140	11,050
46 ~ 50	5,520	9,210
51 ~ 55	5,020	7,890
56 ~ 60	4,600	6,910
61 ~ 65	4,250	6,140
66 ~ 70	3,940	5,520
71 ~ 75	3,680	5,020
76 ~ 80	3,450	4,600
81 ~ 85	3,250	4,250
86 ~ 90	3,070	3,940
91 ~ 95	2,910	3,680
96 ~ 100	2,760	3,450
101 ~ 105	2,630	3,250
106 ~ 110	2,510	3,070
111 ~ 115	2,400	2,910
116 ~ 120	2,300	2,800
121 ~ 125	2,210	2,710
126 ~ 130	2,120	2,620
131 ~ 135	2,040	2,540
136 ~ 140	1,970	2,470
141 ~ 145	1,900	2,400
146 ~ 150	1,840	2,340
151人以上	1,780	2,280

定員	月額	月額
30人まで	9,180	27,610
31 ~ 35人	7,870	18,390
36 ~ 40	6,890	13,790
41 ~ 45	6,120	11,020
46 ~ 50	5,510	9,180
51 ~ 55	5,010	7,870
56 ~ 60	4,590	6,890
61 ~ 65	4,240	6,120
66 ~ 70	3,930	5,510
71 ~ 75	3,670	5,010
76 ~ 80	3,440	4,590
81 ~ 85	3,240	4,240
86 ~ 90	3,060	3,930
91 ~ 95	2,900	3,670
96 ~ 100	2,750	3,440
101 ~ 105	2,620	3,240
106 ~ 110	2,500	3,060
111 ~ 115	2,390	2,900
116 ~ 120	2,290	2,800
121 ~ 125	2,200	2,710
126 ~ 130	2,120	2,620
131 ~ 135	2,040	2,540
136 ~ 140	1,960	2,460
141 ~ 145	1,900	2,400
146 ~ 150	1,830	2,330
151人以上	1,770	2,270

定員	月額
10人まで	27,560
11 ~ 15人	18,370
16 ~ 20	13,780
21 ~ 25	11,020
26 ~ 30	9,180
31 ~ 35	7,870
36 ~ 40	6,890
41 ~ 45	6,120
46 ~ 50	5,510
51 ~ 55	5,010
56 ~ 60	4,590
61 ~ 65	4,240
66 ~ 70	3,930
71 ~ 75	3,670
76 ~ 80	3,440
81 ~ 85	3,240
86 ~ 90	3,060
91人以上	2,900

改正後

ウ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	27,640
11 ~ 20世帯	13,820
21 ~ 30	9,210
31 ~ 40	6,910
41 ~ 50	5,520
51世帯以上	4,600

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額 円
30人まで	6,130
31 ~ 35人	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

現行

ウ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	27,560
11 ~ 20世帯	13,780
21 ~ 30	9,180
31 ~ 40	6,890
41 ~ 50	5,510
51世帯以上	4,590

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額 円
30人まで	6,120
31 ~ 35人	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,830
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,590
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,260
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

改正後

才 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額	円
10人まで		<u>18,410</u>
11 ~ 15人		<u>12,270</u>
16 ~ 20		<u>9,200</u>
21 ~ 25		<u>7,360</u>
26 ~ 30		<u>6,130</u>
31 ~ 35		<u>5,260</u>
36 ~ 40		<u>4,600</u>
41 ~ 45		<u>4,090</u>
46 ~ 50		<u>3,680</u>
51 ~ 55		<u>3,340</u>
56 ~ 60		<u>3,060</u>
61 ~ 65		<u>2,830</u>
66 ~ 70		<u>2,630</u>
71 ~ 75		<u>2,450</u>
76 ~ 80		<u>2,300</u>
81 ~ 85		<u>2,160</u>
86 ~ 90		<u>2,040</u>
91人以上		<u>1,930</u>

カ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで		<u>18,410</u>
11 ~ 20世帯		<u>9,200</u>
21 ~ 30		<u>6,130</u>
31 ~ 40		<u>4,600</u>
41 ~ 50		<u>3,680</u>
51世帯以上		<u>3,060</u>

現 行

才 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額	円
10人まで		<u>18,370</u>
11 ~ 15人		<u>12,240</u>
16 ~ 20		<u>9,180</u>
21 ~ 25		<u>7,340</u>
26 ~ 30		<u>6,120</u>
31 ~ 35		<u>5,240</u>
36 ~ 40		<u>4,590</u>
41 ~ 45		<u>4,080</u>
46 ~ 50		<u>3,670</u>
51 ~ 55		<u>3,340</u>
56 ~ 60		<u>3,060</u>
61 ~ 65		<u>2,820</u>
66 ~ 70		<u>2,620</u>
71 ~ 75		<u>2,450</u>
76 ~ 80		<u>2,290</u>
81 ~ 85		<u>2,160</u>
86 ~ 90		<u>2,040</u>
91人以上		<u>1,930</u>

カ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで		<u>18,370</u>
11 ~ 20世帯		<u>9,180</u>
21 ~ 30		<u>6,120</u>
31 ~ 40		<u>4,590</u>
41 ~ 50		<u>3,670</u>
51世帯以上		<u>3,060</u>

改正後

現行

(15) 基幹的職員加算分保護単価

(15) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	850	830	810	800	780	770	750	730
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	590	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	410	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	370	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	290	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	240	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	200	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	160	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	150	140	140

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	240	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	200	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	160	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	140	140	140

改正後

現行

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,570	2,500	2,440	2,400	2,360	2,310	2,250	2,190
11～15人	1,710	1,670	1,630	1,600	1,570	1,540	1,500	1,460
16～20	1,280	1,250	1,220	1,200	1,180	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	960	940	920	900	870
26～30	850	830	810	800	780	770	750	730
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	590	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	410	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	370	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	290	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,560	2,500	2,440	2,390	2,350	2,310	2,240	2,180
11～15人	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	1,500	1,450
16～20	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	950	940	920	900	870
26～30	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	800	780	770	750	730
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	590	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46人以上	510	500	480	480	470	460	450	430

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46人以上	510	500	480	480	470	460	450	430

改正後

エ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,710	1,670	1,630	1,600	1,570	1,540	1,500	1,460
11～20世帯	1,280	1,250	1,220	1,200	1,180	1,150	1,120	1,090
21～30	850	830	810	800	780	770	750	730
31～40	640	620	610	600	590	570	560	540
41～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51世帯以上	420	410	400	400	390	380	370	360

(16) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人)当たりの月額

区分	1級	2級	3級	4級
児童養護施設	円	円	円	円
児童自立支援施設	1,460	1,300	1,280	1,020
母子生活支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
乳児院	1,720	1,540	1,520	1,200
情緒障害児短期治療施設	4,740	4,250	4,180	3,320
ファミリーホーム	2,690	2,410	2,370	1,880
自立援助ホーム	1,010	900	890	700
	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

現行

エ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	1,500	1,450
11～20世帯	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～30	850	830	810	790	780	770	750	720
31～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51世帯以上	420	410	400	400	390	380	370	360

(16) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人)当たりの月額

区分	1級	2級	3級	4級
児童養護施設	円	円	円	円
児童自立支援施設	1,460	1,300	1,280	1,020
母子生活支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
乳児院	1,720	1,540	1,520	1,200
情緒障害児短期治療施設	4,740	4,250	4,180	3,320
ファミリーホーム	2,690	2,410	2,370	1,880
自立援助ホーム	1,010	900	890	700
	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

改正後

現行

(17) ボイラー技士雇上費加算分保
護単価

定員	月額 円
30人まで	6,700
31 ~ 35人	5,740
36 ~ 40	5,020
41 ~ 45	4,460
46 ~ 50	4,020
51 ~ 55	3,650
56 ~ 60	3,350
61 ~ 65	3,090
66 ~ 70	2,870
71 ~ 75	2,680
76 ~ 80	2,510
81 ~ 85	2,360
86 ~ 90	2,230
91 ~ 95	2,110
96 ~ 100	2,010
101 ~ 105	1,910
106 ~ 110	1,820
111 ~ 115	1,740
116 ~ 120	1,670
121 ~ 125	1,600
126 ~ 130	1,540
131 ~ 135	1,490
136 ~ 140	1,430
141 ~ 145	1,380
146 ~ 150	1,340
151人以上	1,290

(18) 児童養護施設の特別指導費加
算分保単価

定員	月額 円
30人まで	5,180
31 ~ 35人	4,440
36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,030
151人以上	1,000

(17) ボイラー技士雇上費加算分保
護単価

定員	月額 円
30人まで	6,700
31 ~ 35人	5,740
36 ~ 40	5,020
41 ~ 45	4,460
46 ~ 50	4,020
51 ~ 55	3,650
56 ~ 60	3,350
61 ~ 65	3,090
66 ~ 70	2,870
71 ~ 75	2,680
76 ~ 80	2,510
81 ~ 85	2,360
86 ~ 90	2,230
91 ~ 95	2,110
96 ~ 100	2,010
101 ~ 105	1,910
106 ~ 110	1,820
111 ~ 115	1,740
116 ~ 120	1,670
121 ~ 125	1,600
126 ~ 130	1,540
131 ~ 135	1,490
136 ~ 140	1,430
141 ~ 145	1,380
146 ~ 150	1,340
151人以上	1,290

(18) 児童養護施設の特別指導費加
算分保単価

定員	月額 円
30人まで	5,180
31 ~ 35人	4,440
36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,030
151人以上	1,000

改正後

現行

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	8,090

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	7,920

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額
40	3,880
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
40	6,910
41 ~ 50	5,520
51世帯以上	4,600

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額
40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
40	6,890
41 ~ 50	5,510
51世帯以上	4,590

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
11 ~ 20	7,780
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

改正後

現行

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,110	29,470	28,830	28,410	27,980	27,560	26,920	26,280
世帯								
11 ~ 20	22,580	22,100	21,620	21,300	20,990	20,670	20,190	19,710
21 ~ 30	15,050	14,730	14,410	14,200	13,990	13,780	13,460	13,140
31 ~ 40	13,550	13,260	12,970	12,780	12,590	12,400	12,110	11,820
41 ~ 50	12,040	11,790	11,530	11,360	11,190	11,020	10,760	10,510
51世帯以上	10,540	10,310	10,090	9,940	9,790	9,640	9,420	9,200

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額	年額
30人まで	円 6,250	円 5,346,807
31~35人	5,360	

(26) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額	年額
30人まで	円 6,250	円 5,360
31~35人	5,360	

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,010	29,370	28,730	28,310	27,880	27,460	26,820	26,180
世帯								
11 ~ 20	22,500	22,030	21,550	21,230	20,910	20,590	20,110	19,640
21 ~ 30	15,000	14,680	14,360	14,150	13,940	13,730	13,410	13,090
31 ~ 40	13,500	13,210	12,930	12,740	12,540	12,350	12,070	11,780
41 ~ 50	12,000	11,750	11,490	11,320	11,150	10,980	10,730	10,470
51世帯以上	10,500	10,280	10,050	9,900	9,760	9,610	9,380	9,160

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

定員	月額	年額
30人まで	円 6,250	円 5,142,795
31~35人	5,360	

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

定員	月額	年額
30人まで	円 6,250	円 5,142,795
31~35人	5,360	

改正後

(27) 事務用採暖費加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 190

(28) 除雪費加算分保護単価
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 5,840

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(29) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 144,180

現行

(27) 事務用採暖費加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 180

(28) 除雪費加算分保護単価
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 5,680

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(29) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 139,960

算定額

〇寒冷地に所在する施設

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1級地	131,900円	72,900円	51,700円
2級地	116,800円	65,300円	44,000円
3級地	112,700円	64,300円	43,000円
4級地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備考)
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

算定額

〇寒冷地に所在する施設

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1級地	131,900円	72,900円	51,700円
2級地	116,800円	65,300円	44,000円
3級地	112,700円	64,300円	43,000円
4級地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備考)
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

削除

2-2 加算分保護単価 (公立施設 (平成25年7月以降の単価))

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	216,910	212,240	207,560	204,440	201,320	198,200	193,520	188,840
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	202,970	198,660	194,360	191,490	188,620	185,750	181,440	177,140
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	144,040	140,990	137,930	135,890	133,860	131,820	128,760	125,710
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員	30,580	29,930	29,280	28,850	28,420	27,990	27,340	26,690
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円

削除

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価
了 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,550	16,200	15,850	15,620	15,380	15,150	14,800	14,450
31～35人	14,190	13,880	13,580	13,380	13,180	12,980	12,680	12,380
36～40	12,410	12,150	11,890	11,710	11,530	11,360	11,100	10,830
41～45	11,030	10,800	10,560	10,410	10,250	10,100	9,860	9,630
46～50	9,930	9,720	9,510	9,370	9,230	9,090	8,880	8,670
51～55	9,030	8,830	8,640	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
56～60	8,270	8,100	7,920	7,810	7,690	7,570	7,400	7,220
61～65	7,640	7,470	7,310	7,200	7,100	6,990	6,830	6,670
66～70	7,090	6,940	6,790	6,690	6,590	6,490	6,340	6,190
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,060	5,920	5,780
76～80	6,200	6,070	5,940	5,850	5,770	5,680	5,550	5,410
81～85	5,840	5,710	5,590	5,510	5,430	5,340	5,220	5,100
86～90	5,510	5,400	5,280	5,200	5,120	5,050	4,930	4,810
91～95	5,220	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,670	4,560
96～100	4,960	4,860	4,750	4,680	4,610	4,540	4,440	4,330
101～105	4,730	4,630	4,530	4,460	4,390	4,320	4,220	4,120
106～110	4,510	4,410	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,940
111～115	4,310	4,220	4,130	4,070	4,010	3,950	3,860	3,770
116～120	4,130	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,700	3,610
121～125	3,970	3,880	3,800	3,740	3,690	3,630	3,550	3,460
126～130	3,820	3,730	3,650	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
131～135	3,670	3,600	3,520	3,470	3,410	3,360	3,280	3,210
136～140	3,540	3,470	3,390	3,340	3,290	3,240	3,170	3,090
141～145	3,420	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,060	2,990
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	2,960	2,890
151人以上	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	2,860	2,790

改正後

現行

削除

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,660	48,610	47,560	46,850	46,150	45,450	44,400	43,350
11～15人	33,110	32,400	31,700	31,240	30,770	30,300	29,600	28,900
16～20人	24,830	24,300	23,780	23,430	23,070	22,720	22,200	21,670
21～25	19,860	19,440	19,020	18,740	18,460	18,180	17,760	17,340
26～30	16,550	16,200	15,850	15,620	15,380	15,150	14,800	14,450
31～35	14,190	13,880	13,580	13,380	13,180	12,980	12,680	12,380
36～40	12,410	12,150	11,890	11,710	11,530	11,360	11,100	10,830
41～45	11,030	10,800	10,560	10,410	10,250	10,100	9,860	9,630
46～50	9,930	9,720	9,510	9,370	9,230	9,090	8,880	8,670
51～55	9,030	8,830	8,640	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
56～60	8,270	8,100	7,920	7,810	7,690	7,570	7,400	7,220
61～65	7,640	7,470	7,310	7,200	7,100	6,990	6,830	6,670
66～70	7,090	6,940	6,790	6,690	6,590	6,490	6,340	6,190
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,060	5,920	5,780
76～80	6,200	6,070	5,940	5,850	5,770	5,680	5,550	5,410
81～85	5,840	5,710	5,590	5,510	5,430	5,340	5,220	5,100
86～90	5,510	5,400	5,280	5,200	5,120	5,050	4,930	4,810
91人以上	5,220	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,670	4,560

削除

(6) 心理担当職員加算分保護単価(常勤単価)

了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～35人	13,960	13,660	13,360	13,160	12,960	12,760	12,460	12,160
36～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～45	10,860	10,620	10,390	10,230	10,080	9,920	9,690	9,450
46～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51～55	8,880	8,690	8,500	8,370	8,240	8,120	7,930	7,730
56～60	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090
61～65	7,510	7,350	7,190	7,080	6,980	6,870	6,710	6,540
66～70	6,980	6,830	6,680	6,580	6,480	6,380	6,230	6,080
71～75	6,510	6,370	6,230	6,140	6,040	5,950	5,810	5,670
76～80	6,100	5,970	5,840	5,750	5,670	5,580	5,450	5,320
81～85	5,750	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
86～90	5,430	5,310	5,190	5,110	5,040	4,960	4,840	4,720
91～95	5,140	5,030	4,920	4,840	4,770	4,700	4,590	4,480
96～100	4,880	4,780	4,670	4,600	4,530	4,460	4,360	4,250
101～105	4,650	4,550	4,450	4,380	4,320	4,250	4,150	4,050
106～110	4,440	4,340	4,250	4,180	4,120	4,060	3,960	3,860
111～115	4,250	4,150	4,060	4,000	3,940	3,880	3,790	3,700
116～120	4,070	3,980	3,890	3,830	3,780	3,720	3,630	3,540
121～125	3,910	3,820	3,740	3,680	3,620	3,570	3,480	3,400
126～130	3,760	3,670	3,590	3,540	3,490	3,430	3,350	3,270
131～135	3,620	3,540	3,460	3,410	3,360	3,300	3,230	3,150
136～140	3,490	3,410	3,340	3,290	3,240	3,190	3,110	3,040
141～145	3,370	3,290	3,220	3,170	3,120	3,080	3,000	2,930
146～150	3,250	3,180	3,110	3,070	3,020	2,970	2,900	2,830
151人以上	3,150	3,080	3,010	2,970	2,920	2,880	2,810	2,740

改正後

現行

削除

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴
10人まで	48,870	47,820	46,770	46,060	45,360	44,660	43,610	42,560
11～15人	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
16～20	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～25	19,550	19,120	18,700	18,420	18,140	17,860	17,440	17,020
26～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～35	13,960	13,660	13,360	13,160	12,960	12,760	12,460	12,160
36～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～45	10,860	10,620	10,390	10,230	10,080	9,920	9,690	9,450
46～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51～55	8,880	8,690	8,500	8,370	8,240	8,120	7,930	7,730
56～60	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090
61～65	7,510	7,350	7,190	7,080	6,980	6,870	6,710	6,540
66～70	6,980	6,830	6,680	6,580	6,480	6,380	6,230	6,080
71～75	6,510	6,370	6,230	6,140	6,040	5,950	5,810	5,670
76～80	6,100	5,970	5,840	5,750	5,670	5,580	5,450	5,320
81～85	5,750	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
86～90	5,430	5,310	5,190	5,110	5,040	4,960	4,840	4,720
91人以上	5,140	5,030	4,920	4,840	4,770	4,700	4,590	4,480

ウ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴
10世帯まで	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
11～20世帯	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51世帯以上	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090

削除

(7) 個別対応職員加算分保護単価
ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	54,300	53,130	51,960	51,180	50,400	49,620	48,460	47,290

イ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
11～20世帯	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51世帯以上	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090

削除

(8) 職業指導員加算分保護単価

了 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31～35人	12,390	12,120	11,860	11,690	11,510	11,340	11,080	10,820
36～40	10,840	10,610	10,380	10,230	10,070	9,920	9,690	9,460
41～45	9,630	9,430	9,230	9,090	8,950	8,820	8,610	8,410
46～50	8,670	8,490	8,300	8,180	8,060	7,940	7,750	7,570
51～55	7,880	7,710	7,550	7,440	7,330	7,210	7,050	6,880
56～60	7,220	7,070	6,920	6,820	6,710	6,610	6,460	6,310
61～65	6,670	6,530	6,390	6,290	6,200	6,100	5,960	5,820
66～70	6,190	6,060	5,930	5,840	5,750	5,670	5,540	5,410
71～75	5,780	5,660	5,530	5,450	5,370	5,290	5,170	5,050
76～80	5,420	5,300	5,190	5,110	5,030	4,960	4,840	4,730
81～85	5,100	4,990	4,880	4,810	4,740	4,670	4,560	4,450
86～90	4,810	4,710	4,610	4,540	4,470	4,410	4,310	4,200
91～95	4,560	4,460	4,370	4,300	4,240	4,170	4,080	3,980
96～100	4,330	4,240	4,150	4,090	4,030	3,970	3,870	3,780
101～105	4,130	4,040	3,950	3,890	3,830	3,780	3,690	3,600
106～110	3,940	3,850	3,770	3,720	3,660	3,600	3,520	3,440
111～115	3,770	3,690	3,610	3,550	3,500	3,450	3,370	3,290
116～120	3,610	3,530	3,460	3,410	3,350	3,300	3,230	3,150
121～125	3,460	3,390	3,320	3,270	3,220	3,170	3,100	3,030
126～130	3,330	3,260	3,190	3,140	3,100	3,050	2,980	2,910
131～135	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,940	2,870	2,800
136～140	3,090	3,030	2,960	2,920	2,880	2,830	2,770	2,700
141～145	2,990	2,920	2,860	2,820	2,780	2,730	2,670	2,610
146～150	2,890	2,830	2,760	2,720	2,680	2,640	2,580	2,520
151人以上	2,790	2,730	2,680	2,640	2,600	2,560	2,500	2,440

削除

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	15,330	15,000	14,670	14,450	14,230	14,010	13,680	13,350
31～35人	13,140	12,850	12,570	12,380	12,200	12,010	11,730	11,440
36～40	11,490	11,250	11,000	10,840	10,670	10,510	10,260	10,010
41～45	10,220	10,000	9,780	9,630	9,490	9,340	9,120	8,900
46～50	9,190	9,000	8,800	8,670	8,540	8,400	8,210	8,010
51～55	8,360	8,180	8,000	7,880	7,760	7,640	7,460	7,280
56～60	7,660	7,500	7,330	7,220	7,110	7,000	6,840	6,670
61～65	7,070	6,920	6,770	6,670	6,570	6,460	6,310	6,160
66～70	6,570	6,420	6,280	6,190	6,100	6,000	5,860	5,720
71～75	6,130	6,000	5,860	5,780	5,690	5,600	5,470	5,340
76～80	5,740	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
81～85	5,410	5,290	5,170	5,100	5,020	4,940	4,830	4,710
86～90	5,110	5,000	4,890	4,810	4,740	4,670	4,560	4,450
91～95	4,840	4,730	4,630	4,560	4,490	4,420	4,320	4,210
96～100	4,590	4,500	4,400	4,330	4,270	4,200	4,100	4,000
101～105	4,380	4,280	4,190	4,130	4,060	4,000	3,910	3,810
106～110	4,180	4,090	4,000	3,940	3,880	3,820	3,730	3,640
111～115	3,990	3,910	3,820	3,770	3,710	3,650	3,570	3,480
116～120	3,830	3,750	3,660	3,610	3,550	3,500	3,420	3,330
121～125	3,670	3,600	3,520	3,460	3,410	3,360	3,280	3,200
126～130	3,530	3,460	3,380	3,330	3,280	3,230	3,150	3,080
131～135	3,400	3,330	3,260	3,210	3,160	3,110	3,040	2,960
136～140	3,280	3,210	3,140	3,090	3,050	3,000	2,930	2,860
141～145	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900	2,830	2,760
146～150	3,060	3,000	2,930	2,890	2,840	2,800	2,730	2,670
151人以上	2,960	2,900	2,840	2,790	2,750	2,710	2,640	2,580

削除

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	14,100	13,750	13,410	13,180	12,950	12,720	12,380	12,040
31～35人	12,080	11,790	11,490	11,300	11,100	10,900	10,610	10,320
36～40	10,570	10,310	10,060	9,880	9,710	9,540	9,280	9,030
41～45	9,400	9,170	8,940	8,790	8,630	8,480	8,250	8,020
46～50	8,460	8,250	8,040	7,910	7,770	7,630	7,430	7,220
51～55	7,690	7,500	7,310	7,190	7,060	6,940	6,750	6,560
56～60	7,050	6,870	6,700	6,590	6,470	6,360	6,190	6,020
61～65	6,500	6,340	6,190	6,080	5,980	5,870	5,710	5,550
66～70	6,040	5,890	5,740	5,650	5,550	5,450	5,300	5,160
71～75	5,640	5,500	5,360	5,270	5,180	5,090	4,950	4,810
76～80	5,280	5,150	5,030	4,940	4,850	4,770	4,640	4,510
81～85	4,970	4,850	4,730	4,650	4,570	4,490	4,370	4,250
86～90	4,700	4,580	4,470	4,390	4,310	4,240	4,120	4,010
91～95	4,450	4,340	4,230	4,160	4,090	4,010	3,910	3,800
96～100	4,230	4,120	4,020	3,950	3,880	3,810	3,710	3,610
101～105	4,020	3,930	3,830	3,760	3,700	3,630	3,530	3,440
106～110	3,840	3,750	3,650	3,590	3,530	3,470	3,370	3,280
111～115	3,670	3,580	3,490	3,430	3,380	3,320	3,230	3,140
116～120	3,520	3,430	3,350	3,290	3,230	3,180	3,090	3,010
121～125	3,380	3,300	3,210	3,160	3,100	3,050	2,970	2,890
126～130	3,250	3,170	3,090	3,040	2,990	2,930	2,850	2,770
131～135	3,130	3,050	2,980	2,930	2,870	2,820	2,750	2,670
136～140	3,020	2,940	2,870	2,820	2,770	2,720	2,650	2,580
141～145	2,910	2,840	2,770	2,720	2,680	2,630	2,560	2,490
146～150	2,820	2,750	2,680	2,630	2,590	2,540	2,470	2,400
151人以上	2,720	2,660	2,590	2,550	2,500	2,460	2,390	2,330

削除

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	28,900	28,290	27,680	27,280	26,870	26,460	25,850	25,240
世帯								
11～20	21,680	21,220	20,760	20,460	20,150	19,850	19,390	18,930
21～30	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31～40	13,000	12,730	12,460	12,270	12,090	11,910	11,630	11,360
41～50	11,560	11,320	11,070	10,910	10,750	10,580	10,340	10,090
51世帯以上	10,110	9,900	9,690	9,540	9,400	9,260	9,050	8,830

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯	47,140	46,080	45,020	44,320	43,610	42,910	41,850	40,790
20世帯	23,570	23,040	22,510	22,160	21,800	21,450	20,920	20,390

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
20世帯	23,460	22,940	22,410	22,060	21,710	21,360	20,830	20,310
21～30	15,640	15,290	14,940	14,710	14,470	14,240	13,890	13,540
31～40	11,730	11,470	11,200	11,030	10,850	10,680	10,410	10,150
41～50	10,560	10,320	10,080	9,930	9,770	9,610	9,370	9,140
51世帯以上	9,380	9,170	8,960	8,820	8,680	8,540	8,330	8,120

削除

(13) 小規模グループケア加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35人	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46～50	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610
51～55	10,800	10,600	10,410	10,290	10,160	10,030	9,840	9,650
56～60	9,900	9,720	9,550	9,430	9,310	9,190	9,020	8,840
61～65	9,130	8,970	8,810	8,700	8,600	8,490	8,330	8,160
66～70	8,480	8,330	8,180	8,080	7,980	7,880	7,730	7,580
71～75	7,920	7,780	7,640	7,540	7,450	7,350	7,210	7,070
76～80	7,420	7,290	7,160	7,070	6,980	6,890	6,760	6,630
81～85	6,980	6,860	6,740	6,650	6,570	6,490	6,370	6,240
86～90	6,600	6,480	6,360	6,280	6,210	6,130	6,010	5,890
91～95	6,250	6,140	6,030	5,950	5,880	5,810	5,690	5,580
96～100	5,940	5,830	5,730	5,660	5,590	5,520	5,410	5,300
101～105	5,650	5,550	5,450	5,390	5,320	5,250	5,150	5,050
106～110	5,400	5,300	5,200	5,140	5,080	5,010	4,920	4,820
111～115	5,160	5,070	4,980	4,920	4,860	4,800	4,700	4,610
116～120	4,950	4,860	4,770	4,710	4,650	4,590	4,420	4,240
121～125	4,750	4,660	4,580	4,520	4,470	4,410	4,330	4,240
126～130	4,570	4,480	4,400	4,350	4,300	4,240	4,160	4,080
131～135	4,400	4,320	4,240	4,190	4,140	4,080	4,010	3,930
136～140	4,240	4,160	4,090	4,040	3,990	3,940	3,860	3,790
141～145	4,090	4,020	3,950	3,900	3,850	3,800	3,730	3,660
146～150	3,960	3,890	3,820	3,770	3,720	3,680	3,610	3,530
151人以上	3,830	3,760	3,690	3,650	3,600	3,560	3,490	3,420

改正後

現行

削除

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴
10人まで	59,400	58,350	57,290	56,590	55,890	55,190	54,140	53,090
11～15人	39,600	38,900	38,190	37,730	37,260	36,790	36,090	35,390
16～20	29,700	29,170	28,650	28,290	27,940	27,590	27,070	26,540
21～25	23,760	23,340	22,920	22,640	22,350	22,070	21,650	21,230
26～30	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46～50	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610
51～55	10,800	10,600	10,410	10,290	10,160	10,030	9,840	9,650
56～60	9,900	9,720	9,550	9,430	9,310	9,190	9,020	8,840
61～65	9,130	8,970	8,810	8,700	8,600	8,490	8,330	8,160
66～70	8,480	8,330	8,180	8,080	7,980	7,880	7,730	7,580
71～75	7,920	7,780	7,640	7,540	7,450	7,350	7,210	7,070
76～80	7,420	7,290	7,160	7,070	6,980	6,890	6,760	6,630
81～85	6,980	6,860	6,740	6,650	6,570	6,490	6,370	6,240
86～90	6,600	6,480	6,360	6,280	6,210	6,130	6,010	5,890
91人以上	6,250	6,140	6,030	5,950	5,880	5,810	5,690	5,580

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴	巴
30人まで	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35人	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46人以上	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610

(14) 心理担当職員加算分保護単価（常勤的非常勤・非常勤単価）

2-1 加算分保護単価と同額

改正後

現行

削除

(15) 基幹的職員加算分保護単価
了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35人	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51～55	430	420	400	400	390	380	370	360
56～60	390	380	370	360	360	350	340	330
61～65	360	350	340	340	330	320	310	310
66～70	330	330	320	310	310	300	290	280
71～75	310	300	300	290	290	280	270	260
76～80	290	280	280	270	270	260	250	250
81～85	270	270	260	260	250	250	240	230
86～90	260	250	250	240	240	230	230	220
91～95	240	240	230	230	220	220	210	210
96～100	230	230	220	220	210	210	200	200
101～105	220	220	210	210	200	200	190	190
106～110	210	210	200	200	190	190	180	180
111～115	200	200	190	190	180	180	170	170
116～120	190	190	180	180	170	170	160	160
121～125	180	180	180	170	170	170	160	160
126～130	180	170	170	170	160	160	150	150
131～135	170	170	160	160	160	150	150	140
136～140	160	160	160	150	150	150	140	140
141～145	160	150	150	150	150	140	140	130
146～150	150	150	150	140	140	140	130	130
151人以上	150	140	140	140	140	130	130	130

改正後

現行

削除

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,360	2,300	2,250	2,210	2,170	2,130	2,070	2,010
11～15人	1,570	1,530	1,500	1,470	1,440	1,420	1,380	1,340
16～20	1,180	1,150	1,120	1,100	1,080	1,060	1,030	1,000
21～25	940	920	900	880	860	850	830	800
26～30	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51～55	430	420	400	400	390	380	370	360
56～60	390	380	370	360	360	350	340	330
61～65	360	350	340	340	330	320	310	310
66～70	330	330	320	310	310	300	290	280
71～75	310	300	300	290	290	280	270	260
76～80	290	280	280	270	270	260	250	250
81～85	270	270	260	260	250	250	240	230
86～90	260	250	250	240	240	230	230	220
91人以上	240	240	230	230	220	220	210	210

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35人	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46人以上	470	460	450	440	430	420	410	400

削除

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,570	1,530	1,500	1,470	1,440	1,420	1,380	1,340
11～20世帯	1,180	1,150	1,120	1,100	1,080	1,060	1,030	1,000
21～30	780	770	750	730	720	710	690	670
31～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51世帯以上	390	380	370	360	360	350	340	330

(16) 寒冷地加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(17) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(18) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(19) 学習指導費加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、

少年指導員加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

削除

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	28,900	28,290	27,680	27,280	26,870	26,460	25,850	25,240
11～20世帯	21,680	21,220	20,760	20,460	20,150	19,850	19,390	18,930
21～30	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31～40	13,000	12,730	12,460	12,270	12,090	11,910	11,630	11,360
41～50	11,560	11,320	11,070	10,910	10,750	10,580	10,340	10,090
51世帯以上	10,110	9,900	9,690	9,540	9,400	9,260	9,050	8,830

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(27) 事務用採暖費加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(28) 除雪費加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

(29) 降灰除去費加算分保護単価

2-1-1 加算分保護単価と同額

改正後

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

現行

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

改正後

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

現行

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

現行

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

現行

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

改正後

(参考：加算職員一覧(乳幼児院(乳幼児10人未満を入所させる乳幼児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

現行

(参考：加算職員一覧(乳幼児院(乳幼児10人未満を入所させる乳幼児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

現行

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(5) 母子生活支援施設

職種別 施設長	職員の定数
母子支援員	1人。 定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。 保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことがきる。)
保育士	1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことがきる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)

現行

(5) 母子生活支援施設

職種別 施設長	職員の定数
母子支援員	1人。 定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。 保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことがきる。)
保育士	1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことがきる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	1人。(非常勤)

改正後

(6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員数の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談 員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員数の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

現行

(6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員数の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談 員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員数の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(10) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

職種別	職員の数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

現行

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(10) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

職種別	職員の数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについての一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>各 都道府県知事 指定都市の市長 中核市の市長</p> <p>厚生事務次官</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについて</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請、事業実績報告等の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条、第12条及び第14条並びに補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第3条及び第8条の規定によるほかこの通知の定めるところにより行うこととしたので、その適正かつ迅速な事務処理を期されたく、通知する。</p> <p>なお、この通知は、平成11年度分の標記手続から適用するものとする。</p> <p>おあって、平成10年6月12日厚生省発見第105号の2「児童福祉法による措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等の国庫補助金の交付申請等の手続きについて」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>第1 交付申請の手続</p> <p>1 都道府県知事は、児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により都道府県が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金（以下「都道府県分国庫負担金」という。）について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」（様式第1号）を毎年3月末日までに「当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長」（徳島県、香川県、愛媛県、及び高知県にあつ</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市の市長 中核市の市長</p> <p>厚生事務次官</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについて</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請、事業実績報告等の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条、第12条及び第14条並びに補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第3条及び第8条の規定によるほかこの通知の定めるところにより行うこととしたので、その適正かつ迅速な事務処理を期されたく、通知する。</p> <p>なお、この通知は、平成11年度分の標記手続から適用するものとする。</p> <p>おあって、平成10年6月12日厚生省発見第105号の2「児童福祉法による措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等の国庫補助金の交付申請等の手続きについて」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>第1 交付申請の手続</p> <p>1 都道府県知事は、児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により都道府県が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金（以下「都道府県分国庫負担金」という。）について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」（様式第1号）を毎年3月末日までに「当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長」（徳島県、香川県、愛媛県、及び高知県にあつ</p>
<p>厚生省発見第86号の2 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成12年5月19日 厚生省発見第91号の2 平成13年8月2日 厚生省労働省発見第314号の2 平成14年11月11日 厚生省労働省発見第1111003号 平成15年12月22日 厚生省労働省発見第1222001号の2 平成16年7月16日 厚生省労働省発見第0716001号の2 平成18年6月27日 厚生省労働省発見第0627002号 平成19年3月6日 厚生省労働省発見第0306004号 平成21年6月29日 厚生省労働省発見第0629005号 平成24年4月5日 厚生省労働省発見第0405第2号</p>	<p>厚生省発見第86号の2 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成12年5月19日 厚生省発見第91号の2 平成13年8月2日 厚生省労働省発見第314号の2 平成14年11月11日 厚生省労働省発見第1111003号 平成15年12月22日 厚生省労働省発見第1222001号の2 平成16年7月16日 厚生省労働省発見第0716001号の2 平成18年6月27日 厚生省労働省発見第0627002号 平成19年3月6日 厚生省労働省発見第0306004号 平成21年6月29日 厚生省労働省発見第0629005号 平成24年4月5日 厚生省労働省発見第0405第2号</p>

改正後

現行

ては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)に提出すること。

2 指定都市の市長は、児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により指定都市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「指定都市分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第2号)を毎年3月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

3 中核市の市長(児童相談所設置市の市長を除く。以下同じ。))は、児童福祉法第51条第2号の規定により中核市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「中核市分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第2号の2)を毎年3月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

4 児童相談所設置市の市長は、児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により児童相談所設置市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「児童相談所設置市分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第2号の3)を毎年3月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

5 市町村長(特別区の区長を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を除く。以下同じ。))は、児童福祉法第51条第2号の規定により市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。))が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「市町村分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第3号)を毎年3月10日までに都道府県知事に提出すること。

6 5の書類を受理した都道府県知事は、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりとまとめ、都道府県分と併せて地方厚生(支)局長に提出すること。

7 交付決定額の変更手続
 (1) 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、国庫負担金の交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減を生じ、国庫負担金の追加交付等を行う場合は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」(様式第4号、様式第5号、様式第5号の2又は様式第5号の3)に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出予算書抄本を添付して地方厚生(支)局長に提出すること。
 (2) 都道府県知事は、市町村分国庫負担金について、交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減が生じた場合は、当該市町村から「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」(様式第6号)を提出させるとともに、必要な審査を行い、適正と認めるときは変更交付申請書が到達した日から起算して原則として20日以内に、都道府県分と併せて地方厚生(支)局長に提出すること。

第2 交付の決定
 1 都道府県知事は、地方厚生(支)局長の交付決定(決定の変更を含む)があったときは、市町村に対し「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(変更)交付決定通知書」(別紙様式第7号)により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
 2 都道府県知事は、1の通知を行うに当たっては、当該市町村の支出実績、既交付の国庫負担金の過不足状況、措置児童数等の動向等を十分考慮すること。

ては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)に提出すること。

2 指定都市の市長は、児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により指定都市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「指定都市分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第2号)を毎年3月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

3 中核市の市長(児童相談所設置市の市長を除く。以下同じ。))は、児童福祉法第51条第2号の規定により中核市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「中核市分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第2号の2)を毎年3月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

4 児童相談所設置市の市長は、児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により児童相談所設置市が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「児童相談所設置市分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第2号の3)を毎年3月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

5 市町村長(特別区の区長を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を除く。以下同じ。))は、児童福祉法第51条第2号の規定により市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。))が翌会計年度において支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金(以下「市町村分国庫負担金」という。))について、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」(様式第3号)を毎年3月10日までに都道府県知事に提出すること。

6 5の書類を受理した都道府県知事は、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりとまとめ、都道府県分と併せて地方厚生(支)局長に提出すること。

7 交付決定額の変更手続
 (1) 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、国庫負担金の交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減を生じ、国庫負担金の追加交付等を行う場合は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」(様式第4号、様式第5号、様式第5号の2又は様式第5号の3)に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出予算書抄本を添付して地方厚生(支)局長に提出すること。
 (2) 都道府県知事は、市町村分国庫負担金について、交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減が生じた場合は、当該市町村から「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」(様式第6号)を提出させるとともに、必要な審査を行い、適正と認めるときは変更交付申請書が到達した日から起算して原則として20日以内に、都道府県分と併せて地方厚生(支)局長に提出すること。

第2 交付の決定
 1 都道府県知事は、地方厚生(支)局長の交付決定(決定の変更を含む)があったときは、市町村に対し「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(変更)交付決定通知書」(別紙様式第7号)により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
 2 都道府県知事は、1の通知を行うに当たっては、当該市町村の支出実績、既交付の国庫負担金の過不足状況、措置児童数等の動向等を十分考慮すること。

改正後

現行

<p>3 地方厚生(支)局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として70日以内に行うものとする。</p>	<p>3 地方厚生(支)局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として70日以内に行うものとする。</p>
<p>第3 事業実施状況報告の手続</p>	<p>第3 事業実施状況報告の手続</p>
<p>1 都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長及び市町村長の国庫負担金について、それぞれの交付の対象の事業に係る実施状況報告は、つぎのとおりであること。 (1) 地方自治法第245条の4第1項に基づき実施している福祉行政報告例(以下「福祉行政報告例」という。)による児童福祉法関係の諸報告 (2) その他必要の都度指示するもの</p> <p>2 福祉行政報告例に基づき提出される諸報告及びその他必要の都度指示する諸報告は、それぞれの示すところによること。</p>	<p>1 都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長及び市町村長の国庫負担金について、それぞれの交付の対象の事業に係る実施状況報告は、つぎのとおりであること。 (1) 地方自治法第245条の4第1項に基づき実施している福祉行政報告例(以下「福祉行政報告例」という。)による児童福祉法関係の諸報告 (2) その他必要の都度指示するもの</p> <p>2 福祉行政報告例に基づき提出される諸報告及びその他必要の都度指示する諸報告は、それぞれの示すところによること。</p>
<p>第4 事業実績報告手続</p>	<p>第4 事業実績報告手続</p>
<p>1 都道府県知事は都道府県分国庫負担金について、指定都市の市長は指定都市分国庫負担金について、中核市の市長は中核市分国庫負担金について、児童相談所設置市の市長は児童相談所設置市分国庫負担金について、毎会計年度終了ごとに「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」(様式第8号、様式第9号、様式第9号の2又は様式第9号の3)に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌会計年度の7月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。</p> <p>2 市町村長は、市町村分国庫負担金について、毎会計年度の終了ごとに「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」(様式第10号)に、関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌会計年度の6月末日までに都道府県知事にこれを提出すること。</p> <p>3 2の書類の提出を受けた都道府県知事は、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれらとりまとめ、都道府県分と併せて翌会計年度の7月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。</p>	<p>1 都道府県知事は都道府県分国庫負担金について、指定都市の市長は指定都市分国庫負担金について、中核市の市長は中核市分国庫負担金について、児童相談所設置市の市長は児童相談所設置市分国庫負担金について、毎会計年度終了ごとに「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」(様式第8号、様式第9号、様式第9号の2又は様式第9号の3)に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌会計年度の7月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。</p> <p>2 市町村長は、市町村分国庫負担金について、毎会計年度の終了ごとに「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」(様式第10号)に、関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌会計年度の6月末日までに都道府県知事にこれを提出すること。</p> <p>3 2の書類の提出を受けた都道府県知事は、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれらとりまとめ、都道府県分と併せて翌会計年度の7月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。</p>
<p>第5 額の確定</p>	<p>第5 額の確定</p>
<p>都道府県知事は、地方厚生(支)局長の確定の通知があつたときは、市町村に対し「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付額確定通知書」(様式第11号)により、速やかに確定の通知を行うこと。</p>	<p>都道府県知事は、地方厚生(支)局長の確定の通知があつたときは、市町村に対し「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付額確定通知書」(様式第11号)により、速やかに確定の通知を行うこと。</p>
<p>第6 事業実績報告の訂正</p>	<p>第6 事業実績報告の訂正</p>
<p>地方厚生(支)局長が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは次によること。</p> <p>1 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について」(様式第12号、様式第13号、様式第13号の2又は様式第13号の3)に、それぞれ関係書類を添付して、速やかに地方厚生(支)局長に提出すること。</p> <p>2 都道府県知事は、市町村分について訂正を要する事由が生じたときは、当該市町村から「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書の訂正について」</p>	<p>地方厚生(支)局長が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは次によること。</p> <p>1 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について」(様式第12号、様式第13号、様式第13号の2又は様式第13号の3)に、それぞれ関係書類を添付して、速やかに地方厚生(支)局長に提出すること。</p> <p>2 都道府県知事は、市町村分について訂正を要する事由が生じたときは、当該市町村から「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書の訂正について」</p>

改正後

現行

(様式第14号)を提出させるとともに、その内容を審査し、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書の訂正について」(様式第15号)を速やかに地方厚生(支)局長に提出すること。

3 実績報告の訂正に伴うその他の手続き等については、第5に定めるところに準じて行うものであること。

第7 その他の手続き

1 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分国庫負担金に係る各様式に定められている事項のほかに必要と認める事項を加えて定めることができるとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができること。

2 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が地方厚生(支)局長に提出すべき書類の部数は、すべて正本一部とし、市町村長が提出すべき書類の部数は当該都道府県知事が定めるところによること。

3 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分国庫負担金に係る書類は、すべて当該都道府県において各会計年度ごとに各書類の種別に分類し一括して保存しておくこと。

(様式第14号)を提出させるとともに、その内容を審査し、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書の訂正について」(様式第15号)を速やかに地方厚生(支)局長に提出すること。

3 実績報告の訂正に伴うその他の手続き等については、第5に定めるところに準じて行うものであること。

第7 その他の手続き

1 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分国庫負担金に係る各様式に定められている事項のほかに必要と認める事項を加えて定めることができるとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができること。

2 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が地方厚生(支)局長に提出すべき書類の部数は、すべて正本一部とし、市町村長が提出すべき書類の部数は当該都道府県知事が定めるところによること。

3 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分国庫負担金に係る書類は、すべて当該都道府県において各会計年度ごとに各書類の種別に分類し一括して保存しておくこと。

改正後

現行

(様式第1号) 号 第 年 日
平成 平成 日
地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事 ㊟

(様式第1号) 号 第 年 日
平成 平成 日
地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書
児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号の3及び第8号の規定により、平成
年度において、本都道府県が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負
担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。
なお、児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁す
る費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、管内の市町村長から「平成
年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」の提出があり、これ
を審査した結果適正と認めためて提出する。

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書
児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号の3及び第8号の規定により、平成
年度において、本都道府県が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負
担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。
なお、児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁す
る費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、管内の市町村長から「平成
年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」の提出があり、これ
を審査した結果適正と認めためて提出する。

1 申請額 金 円

区 分	金 額	
	児童保護費負担金	児童保護医療費負担金
都道府県分	円	円
市町村分	円	円
計	円	円

1 申請額 金 円

区 分	金 額
都道府県分	円
市町村分	円
計	円

- 2 添付書類
 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(都道府県分)所要額
 調書(様式第1号の付表A)
 (2) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分)所要額市
 町村別内訳書(様式第1号の付表B)
 (3) 都道府県分歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

- 2 添付書類
 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(都道府県分)所要額
 調書(様式第1号の付表A)
 (2) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分)所要額市
 町村別内訳書(様式第1号の付表B)
 (3) 都道府県分歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

改正後

現行

様式第1号の付表A

様式第1号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金（都道府県分）所要額調書〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金（都道府県分）所要額調書〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(児童保護費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額(医療費除く)		予定徴収金		⑦差引国庫負担本額 (③-⑥)	同左に対 する要国 庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度 実績支弁 総額	②率 (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤率 (④×⑤)			
児童養護施設	円	%	円	%	円	円	
児童自立支援施設							
里親							
情緒障害児短期治療施設							
乳児院							
ファミリーホーム							
自立援助ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時保護所							
新設施設							
計							

区分 施設種別	予定支弁総額		予定徴収金		⑦差引国庫負担本額 (③-⑥)	同左に対 する要国 庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度 実績支弁 総額	②率 (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤率 (④×⑤)			
児童養護施設	円	%	円	%	円	円	
児童自立支援施設							
里親							
情緒障害児短期治療施設							
乳児院							
ファミリーホーム							
自立援助ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時保護所							
新設施設							
計							

改正後

現行

(児童保健医療費負担金)

施設種別	予定支弁総額 (医療費)			同左に対する要 国庫負担額 (③×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
	円	%	円	円	
児童養護施設					
児童自立支援施設					
里親					
情緒障害児短期治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
新設施設分					
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

改正後

様式第1号の付表B

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
 国庫負担金（市町村分）所要額市町村別内訳書〇〇〇

(児童保護費負担金)

区分 市町村名	施設の種類	予定支弁総額（医療費除く）			予定徴収金			⑦差引 国庫負担 基本額 (③-⑥)	同左に 対する 要国庫 負担額 (⑦× 1/2)	備考
		①前年度 実績支弁 総額	②率 %	③ (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤率 %	⑥ (④×⑤)			
〇〇市	母子生活 支援施設	円	%	円	円	%	円	円	円	
	助産施設									
	新設施設分									
	計									
〇〇町	母子生活 支援施設									
	助産施設									
	新設施設分									
	計									
合計 (〇〇市町村)	母子生活 支援施設									
	助産施設									
	計									

現行

様式第1号の付表B

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
 国庫負担金（市町村分）所要額市町村別内訳書〇〇〇

区分 市町村名	施設の種類	予定支弁総額			予定徴収金			⑦差引 国庫負担 基本額 (③-⑥)	同左に 対する 要国庫 負担額 (⑦× 1/2)	備考
		①前年度 実績支弁 総額	②率 %	③ (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤率 %	⑥ (④×⑤)			
〇〇市	母子生活 支援施設	円	%	円	円	%	円	円	円	
	助産施設									
	新設施設分									
	計									
〇〇町	母子生活 支援施設									
	助産施設									
	新設施設分									
	計									
合計 (〇〇市町村)	母子生活 支援施設									
	助産施設									
	計									

改正後

現行

(児童保護医療費負担金)		予定支弁総額 (医療費)			同左に対する要国庫負担額 (③×1/2)	備考
		①前年度要継続支弁総額	②率	③ (①×②)		
区分	施設の種別	円	%	円	円	
市町村名	助産施設					
	新設施設分					
〇〇市	計					
〇〇町	助産施設					
	新設施設分					
	計					
//////////						
//////////						
合計	助産施設					
(〇〇市町村)	計					

(記載上の注意)

1. この表は、市町村長から提出された様式第3号による所要額に基づいて作成すること。
2. 「合計」欄の「(〇〇市町村)」には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

(記載上の注意)

1. この表は、市町村長から提出された様式第3号による所要額に基づいて作成すること。
2. 「合計」欄の「(〇〇市町村)」には、申請のあった市町村数を必ず記入すること。

改正後

現行

(様式第2号)

(様式第2号)

地方厚生(支)局長殿

地方厚生(支)局長殿

平成 年 月 日

平成 年 月 日

指定都市の市長 ㊟

指定都市の市長 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書 ○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書 ○

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

1 申請額 金 円

内訳

児童保護費負担金	円	計
児童保護医療費負担金	円	円

2 添付書類

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調査書(様式第2号の付表A)

2 添付書類

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調査書(様式第2号の付表A)

(2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

改正後

現行

様式第2号の付表A

様式第2号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書

(児童保護費負担金)

施設種別	区分		①前年度 実績支弁 総額		② 率 %	③ (1)×(2)		④前年度 実績徴収 金		⑤ 率 %	⑥ (4)×(5)		⑦差引国 庫負担基 本額 (3)-(6)	同左に対 する要国 庫負担額 (7)×1/2)	備 考
	予定支弁総額 (医療費除く)	円	円	円		円	円	円	円						
児童養護施設															
児童自立支援施設															
里親															
情緒障害児短期治療施設															
乳児院															
ファミリーホーム															
自立援助ホーム															
母子生活支援施設															
助産施設															
一時保護所															
新設施設															
計															

施設種別	区分		①前年度 実績支弁 総額		② 率 %	③ (1)×(2)		④前年度 実績徴収 金		⑤ 率 %	⑥ (4)×(5)		⑦差引国 庫負担基 本額 (3)-(6)	同左に対 する要国 庫負担額 (7)×1/2)	備 考
	予定支弁総額	円	円	円		円	円	円	円						
児童養護施設															
児童自立支援施設															
里親															
情緒障害児短期治療施設															
乳児院															
ファミリーホーム															
自立援助ホーム															
母子生活支援施設															
助産施設															
一時保護所															
新設施設															
計															

改正後

現行

(児童保護医療費負担金)

施設種別	予定支弁総額 (医療費)			同左に対する要 国庫負担額 (③×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率	③ (①×②)		
児童養護施設	円	%	円	円	
児童自立支援施設					
里親					
情緒障害児短期治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
新設施設分					
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各指定都市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」「⑤率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各指定都市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

改正後

現行

(様式第2号の2)

(様式第2号の2)

地方厚生(支)局長 殿

地方厚生(支)局長 殿

中核市の市長 ㊟

中核市の市長 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書 ○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書 ○

児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

1 申請額 金 円

内訳

児童保護費負担金	円
児童保護医療費負担金	円
計	円

2 添付書類

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調書 (様式第2号の2の付表A)

(2) 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

2 添付書類

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調書 (様式第2号の2の付表A)

(2) 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

改正後

現行

様式第2号の2の付表A

様式第2号の2の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書〇 ○○○○○○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書〇 ○○○○○○

(児童保護費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額(医療費除く)		予定徴収金		⑦差引国庫負担基 本額 (③-⑥)	同左に対 する要国 庫負担額 (⑦×1/2)	備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤ 率 (④×⑤)			
母子生活支援施設	円	%	円	%	円	円	
助産施設							
新設施設							
計							

区分 施設種別	予定支弁総額		予定徴収金		⑦差引国庫負担基 本額 (③-⑥)	同左に対 する要国 庫負担額 (⑦×1/2)	備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤ 率 (④×⑤)			
母子生活支援施設	円	%	円	%	円	円	
助産施設							
新設施設							
計							

(児童保護医療費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額(医療費)		同左に対 する要国庫負 担額 (③×1/2)	備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②)		
助産施設	円	%	円	
新設施設				
計				

区分 施設種別	予定支弁総額		予定徴収金		⑦差引国庫負担基 本額 (③-⑥)	同左に対 する要国 庫負担額 (⑦×1/2)	備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②)	④前年度 実績徴収 金	⑤ 率 (④×⑤)			
母子生活支援施設	円	%	円	%	円	円	
助産施設							
新設施設							
計							

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、中核市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみに記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、中核市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみに記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

改正後	現行									
<p>(様式第2号の3)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金交付申請書 ○</p> <p>児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、平成 年度 において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の 金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <table border="1" data-bbox="821 1198 917 2049"> <tr> <td colspan="3">内訳</td> </tr> <tr> <td>児童保護費負担金</td> <td>児童保護医療費負担金</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>2 添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調書(様式第2号の3の付表A) (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本</p>	内訳			児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計	円	円	円	<p>(様式第2号の3)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金交付申請書 ○</p> <p>児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により、平成 年度 において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の 金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金所要額調書(様式第2号の3の付表A) (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本</p>
内訳										
児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計								
円	円	円								

改正後

現行

様式第2号の3の付表A

様式第2号の3の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書〇〇〇〇〇〇〇〇

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書〇〇〇〇〇〇〇〇

(児童保護費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額 (医療費除く)		予定徴収金		⑦差引国庫負担基本額 (③-⑥)	同左に対する要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額 円	②率 %	④前年度実績徴収金 円	⑤率 %			
児童養護施設							
児童自立支援施設							
里親							
情緒障害児短期治療施設							
乳児院							
ファミリーホーム							
自立援助ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時保護所							
新設施設							
計							

区分 施設種別	予定支弁総額		予定徴収金		⑦差引国庫負担基本額 (③-⑥)	同左に対する要国庫負担額 (⑦×1/2)	備考
	①前年度実績支弁総額 円	②率 %	④前年度実績徴収金 円	⑤率 %			
児童養護施設							
児童自立支援施設							
里親							
情緒障害児短期治療施設							
乳児院							
ファミリーホーム							
自立援助ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時保護所							
新設施設							
計							

改正後

現行

〇〇〇〇〇〇〇〇

(児童保護医療費負担金)

施設種別	区分	予定支弁総額 (医療費)		同左に対する要 国庫負担額 (③×1/2)	備考
		①前年度実績支弁総額	②率 (①×②)		
児童養護施設	親	円	%	円	
児童自立支援施設	里				
情緒障害児短期治療施設	乳				
児童院	ファミリ－ホーム				
自立援助ホーム	助産施設				
一時保護所	新設施設				
計					

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各児童相談所設置市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各児童相談所設置市において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙により添付すること。

改正後

現行

(様式第3号)

地方厚生(支)局長 殿

平成 年 月 日

市町村長 ㊤

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書 ○

児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

内訳		
児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計
円	円	円

2 添付書類
 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分)所要額調書(様式第3号の付表)
 (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(様式第3号)

地方厚生(支)局長 殿

平成 年 月 日

市町村長 ㊤

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付申請書 ○

児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類
 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分)所要額調書(様式第3号の付表)
 (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

改正後

現行

様式第3号の付表

様式第3号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書〇〇〇〇〇〇〇〇

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金所要額調書〇〇〇〇〇〇〇〇

(児童保護医療費負担金)

(児童保護医療費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額 (医療費除く)		予定徴収金		⑦差引国庫負担基 本額 (③-⑥)	同左に対 する要国 庫負担額 (⑦×1/2)	備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②) %	④前年度 実績徴収 金	⑤ 率 (④×⑤) %			
母子生活支援施設	円	%	円	%	円	円	
助産施設							
新設施設							
計							

区分 施設種別	予定支弁総額		予定徴収金		⑦差引国庫負担基 本額 (③-⑥)	同左に対 する要国 庫負担額 (⑦×1/2)	備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②) %	④前年度 実績徴収 金	⑤ 率 (④×⑤) %			
母子生活支援施設	円	%	円	%	円	円	
助産施設							
新設施設							
計							

(児童保護医療費負担金)

(児童保護医療費負担金)

区分 施設種別	予定支弁総額 (医療費)		同左に対 する要国 庫負担額 (③×1/2)		備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②) %	③ (①×②)	④ (③×1/2)	
助産施設	円	%	円	円	
新設施設					
計					

区分 施設種別	予定支弁総額		同左に対 する要国 庫負担額 (③×1/2)		備 考
	①前年度 実績支弁 総額	② 率 (①×②) %	③ (①×②)	④ (③×1/2)	
助産施設	円	%	円	円	
新設施設					
計					

(記載上の注意)

(記載上の注意)

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各市町村において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

1. 「前年度実績支弁総額」、「前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算出された額を記入すること。
2. 「率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各市町村において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
3. 「新設施設」については、施設整備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

改正後

現行

(様式第4号)

(様式第4号)

地方厚生(支)局長 殿

地方厚生(支)局長 殿

平成 年 月 日

平成 年 月 日

都道府県知事 ㊤

都道府県知事 ㊤

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、平成 年 度において、本都道府県が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金につ いては、平成 年 月 日 ○第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後事情の変更により交付額を次の通り変更され たく申請する。

児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、平成 年 度において、本都道府県が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金につ いては、平成 年 月 日 ○第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後事情の変更により交付額を次の通り変更され たく申請する。

なお、児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁する 費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、管内の市町村長から「平成 年 度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」の提出があり、これを審 査した結果適正と認められたので、とりまとめ提出する。

なお、児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁する 費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金として、管内の市町村長から「平成 年 度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更交付申請書」の提出があり、これを審 査した結果適正と認められたので、とりまとめ提出する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

内訳

内訳

区 分	変更後所要額	既交付決定額	差引所要額
児童保護費負担金	円	円	円
都道府県分			
市町村分			
小 計			
児童保護医療費負担金			
都道府県分			
市町村分			
小 計			
合 計			

区 分	変更後所要額	既交付決定額	差引所要額
都 道 府 県 分	円	円	円
市 町 村 分			
計			

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

3 添付書類

- (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(都道府県分) 変更所 要額調書(様式第4号の付表A)
- (2) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分) 変更所要 額市町村別内訳書(様式第4号の付表B)
- (3) 歳入歳出予算書(又は見込書) 抄本

- (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(都道府県分) 変更所 要額調書(様式第4号の付表A)
- (2) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(市町村分) 変更所要 額市町村別内訳書(様式第4号の付表B)
- (3) 歳入歳出予算書(又は見込書) 抄本

		改正後					現行					
様式第4号の付表A		様式第4号の付表A					様式第4号の付表A					
		平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金（都道府県分）変更所要額調書〇〇〇〇〇〇					平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金（都道府県分）変更所要額調書〇〇〇〇〇〇					
		(児童保護費負担金)					(単位：円)					
施設種別	区分	変更後国庫負担所要額（医療費除く）			⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額	変更後国庫負担所要額			⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額	
		① 予定 支弁総額	② 予定 徴収金	③ 差引国庫負 担基本額（① －②）			④ 同左に対する 要国庫負担額（ ③×1/2）	① 予定 支弁総額	② 予定 徴収金			③ 差引国庫負 担基本額（① －②）
児童養護施設	児童養護施設											
児童自立支援施設	児童自立支援施設											
里親	親											
情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設											
乳児院	乳児院											
ファミリーホーム	ファミリーホーム											
自立援助ホーム	自立援助ホーム											
母子生活支援施設	母子生活支援施設											
助産施設	助産施設											
一時保護所	一時保護所											
	計											

現行

改正後

〇〇〇〇

(児童保護医療費負担金)		変更後国庫負担所要額 (医療費)		(単位：円)	
施設種別	区分	①予定支弁総額	②同左に対する 要国庫負担額(①) ×1/2)	③ 既交付決定額	④ 差引変更分所 要額
		児童養護施設			
児童自立支援施設					
里親					
情緒障害児短期治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
社					

(記載上の注意)

「予定支弁総額」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(記載上の注意)

「①予定支弁総額」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

改正後

現行

様式第4号の付表B

様式第4号の付表B

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金（市町村分）変更所要額市町村別内訳書○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金（市町村分）変更所要額市町村別内訳書○

(児童保護費負担金)

(単位：円)

区分 市町村名	施設の種別	変更後国庫負担所要額（医療費除く）				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引 変更分 所要額
		① 予定支 弁総額	② 予 定 徴収金	③ 差引国庫負 担基本額 (①-②)	④ 同左に対 する要国 庫負担額 (③×1/2)		
※〇〇市	母子生活支援施設						
	助産施設						
	計						
〇〇市	母子生活支援施設						
〇〇市	助産施設						
合計	母子生活支援施設						
〔 〇〇 〕 市町村	助産施設						
	計						

(単位：円)

区分 市町村名	施設の種別	変更後国庫負担所要額				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引 変更分 所要額
		① 予定支 弁総額	② 予 定 徴収金	③ 差引国庫負 担基本額 (①-②)	④ 同左に対 する要国 庫負担額 (③×1/2)		
※〇〇市	母子生活支援施設						
	助産施設						
	計						
〇〇市	母子生活支援施設						
〇〇市	助産施設						
合計	母子生活支援施設						
〔 〇〇 〕 市町村	助産施設						
	計						

改正後

現行

(様式第5号)

(様式第5号)

地方厚生(支)局長 殿

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の市長 ㊟

指定都市の市長 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

区 分	变更后国庫負担金 要 額	既 交 付 決 定 額	差 引 所 要 額
児童保護費負担金	円	円	円
児童保護医療費負担金			
合 計			

变更后国庫負担金所要額	既 交 付 決 定 額	差 引 所 要 額
円	円	円

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

3 添付書類

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調書(様式第5号の付表A)
(2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調書(様式第5号の付表A)
(2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

改正後

現行

様式第5号の付表A

様式第5号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書
〇〇〇〇〇〇〇〇

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書
〇〇〇〇

(児童保護費負担金)

(単位：円)

(単位：円)

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額 (医療費除く)				④同左に 対する要 国庫負担 額(③×1/2)	⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
	①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国 庫負担基 本額(① -②)	④同左に 対する要 国庫負担 額(③×1/2)			
児童 養護 施設							
児童 自立 支援 施設							
里							
情緒障害児短期治療施設							
乳 児 院							
ファミリーホーム							
自立 援助 ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時 保護 所							
計							

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額				④同左に 対する要 国庫負担 額(③×1/2)	⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
	①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国 庫負担基 本額(① -②)	④同左に 対する要 国庫負担 額(③×1/2)			
児童 養護 施設							
児童 自立 支援 施設							
里							
情緒障害児短期治療施設							
乳 児 院							
ファミリーホーム							
自立 援助 ホーム							
母子生活支援施設							
助産施設							
一時 保護 所							
計							

現行

改正後

施設種別	区分	変更後国庫負担所要額 (医療費)		(単位：円)	
		① 予定支弁総額	② 同左に対する要国庫負担額 (①×1/2)	③ 既交付決定額	④ 差引変更分所要額
児童養護施設					
児童自立支援施設					
里親					
情緒障害児短期治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
助産施設					
一時保護所					
計					

(記載上の注意)

「予定支弁総額」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(記載上の注意)

「① 予定支弁総額」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

改正後

(様式第5号の2)

平成 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

中核市の市長 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成〇〇年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日〇〇第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次の通り変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

区 分	変更後国庫負担金所要額	既交付決定額	差引所要額
	円	円	円
児童保護費負担金			
児童保護医療費負担金			
合 計			

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

- (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調書(様式第5号の2の付表A)
- (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

現行

(様式第5号の2)

平成 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

中核市の市長 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成〇〇年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日〇〇第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次の通り変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

変更後国庫負担金所要額	既交付決定額	差引所要額
円	円	円

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

- (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調書(様式第5号の2の付表A)
- (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

改正後

式第5号の2の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
 国庫負担金変更所要額調書 ○○○○○○

(児童保護費負担金) (単位：円)

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額 (医療費除く)				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
	①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国庫負 担基本額(①- ②)	④同左に対す る要国庫負担 額(③×1/2)		
母子生活支援施設						
助産施設						
計						

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額 (医療費)		③ 既交付決定額	④ 差引変更分 所要額
	①予定支弁総額	②同左に対す る要国庫負担 額(①×1/2)		
母子生活支援施設				
助産施設				
計				

(記載上の注意)

「予定支弁総額」 「予定徴収金」 欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

現行

様式第5号の2の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
 国庫負担金変更所要額調書 ○○○○○○

(単位：円)

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額				⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
	①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国庫負 担基本額(①- ②)	④同左に対す る要国庫負担 額(③×1/2)		
母子生活支援施設						
助産施設						
計						

(記載上の注意)

「①予定支弁総額」 「②予定徴収金」 欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

改正後

現行

(様式第5号の3)		(様式第5号の3)	
地方厚生(支)局長 殿	地方厚生(支)局長 殿	平成 年 月 日	平成 年 月 日
児童相談所設置市の市長 ㊤	児童相談所設置市の市長 ㊤		
平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金変更交付申請書 ○	平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金変更交付申請書 ○		
児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。	児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。		
1 今回追加(減額)交付申請額 金 円	1 今回追加(減額)交付申請額 金 円	既交付決定額	差引所要額
変更後国庫負担金所要額	変更後国庫負担金所要額	円	円
区	区		
児童保護費負担金	児童保護費負担金		
児童保護医療費負担金	児童保護医療費負担金		
合 計	合 計		
2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)	2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入すること。)		
3 添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調査書(様式第5号の3の付表A) (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本	3 添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調査書(様式第5号の3の付表A) (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本		

改正後

現行

様式第5号の3の付表A

様式第5号の3の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書 ○○○○○○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書 ○○○○○○

(児童保護費負担金)

(単位：円)

(単位：円)

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額 (医療費除く)			⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
	①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国 庫負担基 本額(①－ ②)		
児童養護施設				△	△
児童自立支援施設					
里親					
情緒障害児短期治療施設					
乳児院					
ファミリーホーム					
自立援助ホーム					
母子生活支援施設					
助産施設					
一時保護所					
計					

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額			④同左に対す る要国庫負担 額(③×1/2)	⑤ 既交付 決定額	⑥ 差引変更 分所要額
	①予定支 弁総額	②予定 徴収金	③差引国 庫負担基 本額(①－ ②)			
児童養護施設				△	△	△
児童自立支援施設						
里親						
情緒障害児短期治療施設						
乳児院						
ファミリーホーム						
自立援助ホーム						
母子生活支援施設						
助産施設						
一時保護所						
計						

改正後

現行

区分 施設種別	変更後国庫負担所要額 (医療費)		〇 (単位：円)	
	① 予定支弁総額	② 同左に対する要国庫負担額(①×1/2)	③ 既交付決定額	④ 差引変更分所要額
児童養護施設				
児童自立支援施設				
里親				
情緒障害児短期治療施設				
乳児院				
ファミリーホーム				
自立援助ホーム				
助産施設				
一時保護所				
計				

(記載上の注意)

「予定支弁総額」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(記載上の注意)

「①予定支弁総額」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

改正後

現行

(様式第6号)

(様式第6号)

地方厚生(支)局長 殿

地方厚生(支)局長 殿

市町村長 ㊤

市町村長 ㊤

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更交付申請書 ○

児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 〇〇日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市町村が支弁する費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金については、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 〇〇日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情の変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

1 今回追加(減額)交付申請額 金 円

区 分	変更後国庫負担金所要額	既交付決定額	差引所要額
児童保護費負担金	円	円	円
児童保護医療費負担金			
合 計			

変更後国庫負担金所要額	既交付決定額	差引所要額
円	円	円

2 変更を必要とする理由 (できるだけ具体的に記入すること。)

2 変更を必要とする理由 (できるだけ具体的に記入すること。)

3 添付書類

3 添付書類

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調書(様式第6号の付表)

(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金変更所要額調書(様式第6号の付表)

(2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

改正後

現行

様式第6号の付表

様式第6号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書 ○○
○○○○

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金変更所要額調書 ○○
○○○○

(児童保護費負担金)

(単位：円)

区分	変更後国庫負担所要額 (医療費除く)				⑤ 既交付決定額	⑥ 差引変更分所要額
	① 予定支弁総額	② 予定徴収金	③ 差引国庫負担基本額(①-②)	④ 同左に対する要国庫負担額(③×1/2)		
施設種別						
母子生活支援施設						
助産施設						
計						

(単位：円)

区分	変更後国庫負担所要額				⑤ 既交付決定額	⑥ 差引変更分所要額
	① 予定支弁総額	② 予定徴収金	③ 差引国庫負担基本額(①-②)	④ 同左に対する要国庫負担額(③×1/2)		
施設種別						
母子生活支援施設						
助産施設						
計						

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

区分	変更後国庫負担所要額 (医療費)			④ 差引変更分所要額
	① 予定支弁総額	② 同左に対する要国庫負担額(①×1/2)	③ 既交付決定額	
施設種別				
助産施設				
計				

(記載上の注意)

「予定支弁総額」「予定徴収金」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

(記載上の注意)

「①予定支弁総額」「②予定徴収金」欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

改正後	現行				
<p>(様式第7号の1)</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金交付決定通知書 ○ 市町村名</p> <p>平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 ㊤</p> <p>1 この負担金の交付の対象となる事業は、市町村が行う児童福祉法第22条及び第23条の規定による事業である。</p> <p>2 この負担金の額は、 円である。</p> <p>内訳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>児童保護費負担金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>児童保護医療費負担金</td> <td>円</td> </tr> </table> </p> <p>なお、事業の実施状況等の変動に伴い負担金の額の変更が行われるものであること。</p> <p>3 この負担金の額は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生労働省発児第86号厚生事務次官通知）</p> <p>4 この負担金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調査を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくなければならない。</p> <p>5 事業に係る事業実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。</p> <p>6 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。</p>	児童保護費負担金	円	児童保護医療費負担金	円	<p>(様式第7号の1)</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金交付決定通知書 ○ 市町村名</p> <p>平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により〔（修正の場合）第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 ㊤</p> <p>1 この負担金の交付の対象となる事業は、市町村が行う児童福祉法第22条及び第23条の規定による事業である。</p> <p>2 この負担金の額は、 円である。</p> <p>なお、事業の実施状況等の変動に伴い負担金の額の変更が行われるものであること。</p> <p>3 この負担金の額は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生労働省発児第86号厚生事務次官通知）</p> <p>4 この負担金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調査を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくなければならない。</p> <p>5 事業に係る事業実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。</p> <p>6 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。</p>
児童保護費負担金	円				
児童保護医療費負担金	円				

別紙

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金調書

(地方公共団体名)

現行

国			地方公共団体							備考
歳入 予算 科目	交付 決定 額	補助 率	歳入			歳出				
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫負 担金相当額 〔措置費等の対 象となる額〕	支出済額 〔措置費等の対 象となる額〕	
	円			円	円		円	円	円	円

- (注) 1. 「歳入」の「科目」のうち児童福祉法第56条に係る収入額は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」において、それぞれ算定された徴収金基準額の総額を記載すること。
2. 「地方公共団体」の「歳出」の科目は公立施設分と私立施設分に区分し、公立施設分については個々の施設ごとに記載し、私立施設分については、予算科目ごと一括計上すること。
3. 「歳出」の「支出済額」に係る「うち国庫負担金相当額」は、個々の児童福祉施設について都道府県知事又は指定都市の市長若しくは中核市の市長が国庫負担の保護単価により算定した各月の支弁額の年間の合算額（ただし、当該個々の児童福祉施設に対する年間の支弁済額が上記の年間の合算額に満たない場合においては当該支弁額とする。）を記載すること。ただし、私立施設分については以上により算定した額を一括して記載すること。

改正後

略

改正後

現行

(様式第7号の2)

(様式第7号の2)

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市町村名

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 年度児童福祉法による
児童入所施設措置費等国庫負担金については、平成 年〇〇月 日 第 号の申請に基
づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市町村名

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 年度児童福祉法による
児童入所施設措置費等国庫負担金については、平成 年〇〇月 日 第 号の申請に基
づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

都道府県知事 ㊦

都道府県知事 ㊦

1 この負担金の交付の対象となる事業の内容、その他は「平成 年度児童福祉法による児
童入所施設措置費等国庫負担金交付決定通知書」の各項によるものである。

1 この負担金の交付の対象となる事業の内容、その他は「平成 年度児童福祉法による児
童入所施設措置費等国庫負担金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この負担金の交付決定の額は、次のとおりである。

2 この負担金の交付決定の額は、次のとおりである。

区	分	児童保 護費 負担 金	児童保 護医 療費 負担 金	合	計
交 付 決 定 額		円	円	円	円
前 回 交 付 決 定 額		円	円	円	円
差 引 追 加 (減 少) 額		円	円	円	円

区	分	負 担 金
交 付 決 定 額		円
前 回 交 付 決 定 額		円
差 引 追 加 (減 少) 額		円

3 この負担金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限
は、平成 年 月 日とする。

3 この負担金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限
は、平成 年 月 日とする。

(注) 3の取り下げをすることのできる期限は、都道府県知事が変更交付決定通知した日から15
日以内の日付あるいは3月31日のうち、いずれかの早い日付けを記載すること。

(注) 3の取り下げをすることのできる期限は、都道府県知事が変更交付決定通知した日から15
日以内の日付あるいは3月31日のうち、いずれかの早い日付けを記載すること。

改正後		現行	
号 日	第 年 月	号 日	第 年 月
(様式第8号)	平成	(様式第8号)	平成
地方厚生(支)局長 殿	都道府県知事 ㊟	地方厚生(支)局長 殿	都道府県知事 ㊟
平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○	平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○	平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○	平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○
児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、平成 年度において、本都道府県が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。 なお、児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告につき、管内市町村長から「平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められたので、とりまとめて別紙のとおり提出する。	児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、平成 年度において、本都道府県が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。 なお、児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告につき、管内市町村長から「平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められたので、とりまとめて別紙のとおり提出する。	児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、平成 年度において、本都道府県が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。 なお、児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告につき、管内市町村長から「平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められたので、とりまとめて別紙のとおり提出する。	児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の規定により、平成 年度において、本都道府県が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。 なお、児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告につき、管内市町村長から「平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められたので、とりまとめて別紙のとおり提出する。
添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書 (様式第8号の付表A) (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表B) (3) 事業費支弁児童数月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表C) (4) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別内訳書 (様式第8号の付表D) (5) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表 (市町村分) (様式第8号の付表E) (6) 都道府県分歳入歳出決算書抄本	添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書 (様式第8号の付表A) (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表B) (3) 事業費支弁児童数月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表C) (4) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別内訳書 (様式第8号の付表D) (5) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表 (市町村分) (様式第8号の付表E) (6) 都道府県分歳入歳出決算書抄本	添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書 (様式第8号の付表A) (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表B) (3) 事業費支弁児童数月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表C) (4) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別内訳書 (様式第8号の付表D) (5) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表 (市町村分) (様式第8号の付表E) (6) 都道府県分歳入歳出決算書抄本	添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書 (様式第8号の付表A) (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表B) (3) 事業費支弁児童数月別集計表 (都道府県分) (様式第8号の付表C) (4) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別内訳書 (様式第8号の付表D) (5) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表 (市町村分) (様式第8号の付表E) (6) 都道府県分歳入歳出決算書抄本

現行

改正後

施設別			支弁総額				国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額)③			同左に対する要国庫負担額 ④×1-2⑤			
施設別	実支出額	寄附金	控除した額①	実支出から寄附金を 除いた額	国費	計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
児童養護施設													
児童自立支援施設	入所部												
	通所部												
児童相談所													
情緒障害児短期治療施設	入所部												
	通所部												
乳児院													
ファミリーホーム													
自立援助ホーム													
助産施設													
一時保護所													
計													

改正後	現行
<p>記載上の注意</p> <p>1. この表は、児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の措置費等（都道府県支弁分）について、措置費等支弁台帳等の数値を基礎として作成すること。ただし、「児童保護費負担金」は医療費を除いた数値、「児童保護医療費負担金」は医療費の数値を記載すること。</p> <p>2. 「美支出額」及び「支弁総額」の欄には、当該施設種別（児童養護施設のように）ごとに、次の方法により算定した額の合計額を記載すること。</p> <p>(1) 公立施設についての「美支出額」には、その都道府県のすべての公立施設のいわゆる持出分を含めた年間の措置費等の支弁対象となる経費の支出済額（私的契約児がいる場合は、当該児童に係る経費（交付要綱に準じて算定した額）及び他の地方公共団体から委託を受けた措置児童等に係る交付要綱により算定された収入額を除く。）を計上し「支弁総額」には、そのすべての公立施設の年間の支弁額を計上すること。</p> <p>(2) 私立施設（公立民営施設も含む）についての「美支出額」及び「支弁総額」には、その個々の施設に対する年間の支弁額（支弁台帳施設表の「合計」の「支弁額」の欄の額）のすべての私立施設の合計額を計上すること（したがって私立施設に対するいわゆる持出分があっても除かれる）。</p> <p>なお、上記の場合、特別の事情により年間を通じて上記の支弁額を下回って支弁した施設がある場合においては、その施設については、上記の支弁額からその支弁しなかった額を控除した額（実際の支弁額）を計上すること。</p> <p>この場合においては、支弁台帳の総括表及び施設表の「合計」の「支弁額」の欄には既定の額の下段に「支弁しなかった額」、「美支出額」及び「支弁総額」に計上する金額は同じ額となるので念のため申し添える。</p> <p>3. 「寄付金」の欄の「寄付金」とは、当該都道府県に対し、直接措置費等のためになされた寄付金をいうこと。</p> <p>4. 「里親手当、里親受託支度費及びファミリーホーム受託支度費」は、それぞれ当該「事務費」の欄に記載すること。</p> <p>なお、専門里親手当についても同様の取り扱いとすること。</p> <p>5. 里親が一時が休息のための援助を受ける経費については、「その他」の欄に記載すること。</p> <p>6. 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設について、特例的に「結核由虚弱児加算費」の支弁がなされた場合には、「乳児院病弱者等児童加算費」欄に記載すること。助産施設の場合は「助産施設基本分保護費」を「その他」の欄、「医療費」を「医療費」の欄、「施設機能強化推進費」を「事務費」の欄へそれぞれ記載すること。</p> <p>7. 「徴収金」の欄には、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（について）」においてそれぞれ算定された徴収金基準額を記載すること。</p> <p>8. 「国庫負担金の対象となる支弁総額③」の欄には、「美支出額から寄付金を控除した額①」と「支弁総額」の「計②」とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。</p> <p>9. 「国庫負担金交付決定額」の欄には、当該年度中に国庫負担金として交付の決定がなされた額を記載すること。</p> <p>10. 「国庫負担金受入済額」の欄には、「国庫負担金交付決定額」のうち、都道府県の歳入（繰入）れた額を記載すること。したがって、「国庫負担金受入済額」の欄と「国庫負担金未受入額」の欄との合計額は「国庫負担金交付決定額」の欄に合致すべきものであること。</p> <p>11. 添付書類の決算抄本には、この精算書の公立施設分の「美支出額」、私立施設分の「支弁額」、「国庫負担金受入済額」等に対応する額に傍線を引く等、精算書と決算書の金額の対応関係を明確にしておくこと。</p>	<p>記載上の注意</p> <p>1. この表は、児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号の措置費等（都道府県支弁分）について、措置費等支弁台帳等の数値を基礎として作成すること。</p> <p>2. 「美支出額」及び「支弁総額」の欄には、当該施設種別（児童養護施設のように）ごとに、次の方法により算定した額の合計額を記載すること。</p> <p>(1) 公立施設についての「美支出額」には、その都道府県のすべての公立施設のいわゆる持出分を含めた年間の措置費等の支弁対象となる経費の支出済額（私的契約児がいる場合は、当該児童に係る経費（交付要綱に準じて算定した額）及び他の地方公共団体から委託を受けた措置児童等に係る交付要綱により算定された収入額を除く。）を計上し「支弁総額」には、そのすべての公立施設の年間の支弁額を計上すること。</p> <p>(2) 私立施設（公立民営施設も含む）についての「美支出額」及び「支弁総額」には、その個々の施設に対する年間の支弁額（支弁台帳施設表の「合計」の「支弁額」の欄の額）のすべての私立施設の合計額を計上すること（したがって私立施設に対するいわゆる持出分があっても除かれる）。</p> <p>なお、上記の場合、特別の事情により年間を通じて上記の支弁額を下回って支弁した施設がある場合においては、その施設については、上記の支弁額からその支弁しなかった額を控除した額（実際の支弁額）を計上すること。</p> <p>この場合においては、支弁台帳の総括表及び施設表の「合計」の「支弁額」の欄には既定の額の下段に「支弁しなかった額」、「美支出額」及び「支弁総額」に計上する金額は同じ額となるので念のため申し添える。</p> <p>3. 「寄付金」の欄の「寄付金」とは、当該都道府県に対し、直接措置費等のためになされた寄付金をいうこと。</p> <p>4. 「里親手当、里親受託支度費及びファミリーホーム受託支度費」は、それぞれ当該「事務費」の欄に記載すること。</p> <p>なお、専門里親手当についても同様の取り扱いとすること。</p> <p>5. 里親が一時が休息のための援助を受ける経費については、「その他」の欄に記載すること。</p> <p>6. 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設について、特例的に「結核由虚弱児加算費」の支弁がなされた場合には、「乳児院病弱者等児童加算費」欄に記載すること。助産施設の場合は「助産施設基本分保護費」を「その他」の欄、「医療費」を「医療費」の欄、「施設機能強化推進費」を「事務費」の欄へそれぞれ記載すること。</p> <p>7. 「徴収金」の欄には、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（について）」においてそれぞれ算定された徴収金基準額を記載すること。</p> <p>8. 「国庫負担金の対象となる支弁総額③」の欄には、「美支出額から寄付金を控除した額①」と「支弁総額」の「計②」とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。</p> <p>9. 「国庫負担金交付決定額」の欄には、当該年度中に国庫負担金として交付の決定がなされた額を記載すること。</p> <p>10. 「国庫負担金受入済額」の欄には、「国庫負担金交付決定額」のうち、都道府県の歳入（繰入）れた額を記載すること。したがって、「国庫負担金受入済額」の欄と「国庫負担金未受入額」の欄との合計額は「国庫負担金交付決定額」の欄に合致すべきものであること。</p> <p>11. 添付書類の決算抄本には、この精算書の公立施設分の「美支出額」、私立施設分の「支弁額」、「国庫負担金受入済額」等に対応する額に傍線を引く等、精算書と決算書の金額の対応関係を明確にしておくこと。</p>

様式第8号の付表B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表（都道府県分）

月別	別等施設種	護児施設	児童養護施設	児童自立支援施設	里親	施設	害期	情緒短	乳児院	フアミ	ム助	自立	施設	母子生	助産	一時保
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	世帯	人	人	人
4月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
5月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
6月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
7月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
8月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
9月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
10月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
11月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
12月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
1月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
2月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
3月	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
計	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

(記載上の注意)

- 各月の初日措置人員等（母子生活支援施設については世帯数、助産施設についてはその月中に新たに助産の実施を行った実入所人員とする。）について支弁台帳総括表の当該施設の「初日措置人員等」の欄の数を記載すること。里親については、月中途の委託を（ ）書きで別掲すること。里親が一時的休息の支援を受ける経費に係る人員についても「初日措置児童数等」の欄を[]書きで記載すること。
- 措置停止のある施設については、その人員を（ ）書きで再掲すること。

現行

改正後

略

様式第8号の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費用 月別	乳幼児病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費						見学旅行費			入進学 支度金			特別育成費					夏季等特別行事費	児童用採暖費															
				小学生	中学生	年入学児童	高等部第一学	特別支援学校	得等特別加算	高等部資格取	特別支援学校	第6学年	小学校	第3学年	中学校	第3学年	特別支援学校	入学児童	第1学年	小学校		進学児童	第1学年	中学校	高等学校	国・公立	高等学校	私立	入学児童	第1学年	別加算	資格取得等特	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
5月																																					
6月																																					
7月																																					
8月																																					
9月																																					
10月																																					
11月																																					
12月																																					
1月																																					
2月																																					
3月																																					
計																																					

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

現行

改正後

略

様式第8号の付表D

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金精算額市町村内訳書 ○

(単位：円)

現行

区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を控除した額 ①	支 弁 総 額										徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	国庫負担金交付決定額⑦	国庫負担金受入済額⑧	要国庫負担額に対する受入済額の過不足額 ⑧-⑥=⑨			
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他						計②	国庫負担金の対象となる支弁 総額(①と②を比較して少 い方の額) ③	過剰額	不足額
支 弁 市町村名																						
	※ 〇〇市	母子生活支援施設																				
		助産施設																				
計																						
合計 〇〇 市町村	母子生活視線施設																					
	助産施設																					
	計																					

国庫負担金
未受入額⑦-⑧

(記載上の注意)

- この表は、市町村長から提出された様式第10号の書類を審査し、適正額を確認しこれに基づいて作成すること。
- 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
- 「⑨」の欄の「過剰額」及び「不足額」についての「合計(〇〇市町村)」の「計」の欄には、「⑨」の欄の各市町村における「過剰額」又は「不足額」をそれぞれ縦に集計した額を記載するものとし、過不足を相殺することのないようにすること。
- 以上に掲げるもののほかに、この表の記載については、様式第10号の表の記載の注意の欄に定めるところによること。

様式第8号の付表D

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金精算額市町村内訳書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

改正後

区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を控除した額 ①	支 弁 総 額										徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	国庫負担金交付決定額⑦	国庫負担金受入済額⑧	要国庫負担額に対する受入済額の過不足額 ⑧-⑥=⑨			
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他						計②	国庫負担金の対象となる支弁 総額(①と②を比較して少 い方の額) ③	過剰額	不足額
支 弁 市町村名																						
	※ 〇〇市	母子生活支援施設																				
		助産施設																				
計																						
合計 〇〇 市町村	母子生活視線施設																					
	助産施設																					
	計																					

国庫負担金
未受入額⑦-⑧

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

支 弁 市町村名	区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を 控除した額 ①	支弁総額		総額(①と②を比較して少ない方の額) ③	国庫負担金の対象となる支弁 総額(①と②を比較して少ない方の額) ④	同左に対する要国庫負担額 (③×1/2) ⑤	国庫負担金交付決定額 ⑥	国庫負担金受入済額 ⑦	要国庫負担額に対する 受入済額の過不足額 ⑧		国庫負担金 未受入額 ⑨
					医療費	計 ②						過剰額	不足額	
〇〇市	助 産 施 設													
	計													
〇〇市町村	助 産 施 設													
	計													

(記載上の注意)

1. この表は、市町村長から提出された様式第10号の書類を審査し、適正額を確認しこれに基づいて作成すること。
2. 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
3. 「過剰額」及び「不足額」についての「合計(〇〇市町村)」の「計」の欄には、各市町村における「過剰額」又は「不足額」をそれぞれ縦に集計した額を記載するものとし、過不足を相殺することのないようにすること。
4. 以上に掲げるもののほかに、この表の記載については、様式第10号の表の記載の注意の欄に定めるところによること。

改正後

現行

様式第 8 号の付表 E

略

初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表（市町村分）

施設種別等 月別	母子生活支援施設	助産施設
4月	世帯	人
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

(記載上の注意)

様式第 8 号の付表 B 及び C の「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後	現行
<p>(様式第9号)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>指定都市の市長 ㊟</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、平成 年度 において、本市が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実 績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の付 表A)</p> <p>(2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の付表B)</p> <p>(3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の付表C)</p> <p>(4) 歳入歳出決算書抄本</p>	<p>(様式第9号)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>指定都市の市長 ㊟</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により、平成 年度 において、本市が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実 績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の付 表A)</p> <p>(2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の付表B)</p> <p>(3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の付表C)</p> <p>(4) 歳入歳出決算書抄本</p>

様式第9号の付表A		平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書																				(単位:円)											
施設種別	実 寄 控 支 支 出 出 付 付 額 額 金 金 ①を	支 弁 総 額																徴 収 金 ④	(差 引 国 庫 負 担 基 本 額 ⑤)	(同 左 に 対 す る 要 国 庫 負 担 額 ⑥ × 1.2) ⑥													
		事 務 費	一 般 費	乳 児 院 病 弱 等 児 童 加 算 費	被 虐 待 児 受 入 加 算 費	乳 児 院 等 受 入 加 算 費	幼 稚 園 費	教 育 費	学 校 給 食 費	見 学 旅 行 費	入 進 学 支 度 金	特 別 育 成 費	夏 季 特 別 行 事 費	期 末 一 時 扶 助 費	医 療 費	入 院 時 食 事 療 養 費	職 業 補 導 費				児 童 用 採 暖 費	就 職 支 度 費	大 学 進 学 等 自 立 生 活 支 度 費	葬 祭 費	連 れ も ど し 費	そ の 他 ②							
児童養護施設																																	
児童自立支援施設																																	
里 親																																	
情緒障害児短期治療施設																																	
乳 児 院																																	
ファミリーホーム																																	
自立援助ホーム																																	
母子生活支援施設																																	
助産施設																																	
一時保護所																																	
計																																	

付 国 庫 決 定 額 金 ⑦交	受 国 庫 入 庫 負 担 額 金 ⑧金	濟 に 要 額 対 す る の 過 不 足 額 ⑧ - ⑧	未 受 入 額 ⑦ - ⑧	国 庫 負 担 額
---------------------------------	--	---	------------------------	-----------

現行

(記載上の注意)
様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第9号の付表A		平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書																				(単位:円)											
(児童保護費負担金)		実 寄 控 支 支 出 出 付 付 額 額 金 金 ①を	支 弁 総 額																徴 収 金 ④	(差 引 国 庫 負 担 基 本 額 ⑤)	(同 左 に 対 す る 要 国 庫 負 担 額 ⑥ × 1.2) ⑥												
施設種別			事 務 費	一 般 費	乳 児 院 病 弱 等 児 童 加 算 費	被 虐 待 児 受 入 加 算 費	乳 児 院 等 受 入 加 算 費	幼 稚 園 費	教 育 費	学 校 給 食 費	見 学 旅 行 費	入 進 学 支 度 金	特 別 育 成 費	夏 季 特 別 行 事 費	期 末 一 時 扶 助 費	医 療 費	入 院 時 食 事 療 養 費	職 業 補 導 費				児 童 用 採 暖 費	就 職 支 度 費	大 学 進 学 等 自 立 生 活 支 度 費	葬 祭 費	連 れ も ど し 費	そ の 他 ②						
児童養護施設																																	
児童自立支援施設																																	
里 親																																	
情緒障害児短期治療施設																																	
乳 児 院																																	
ファミリーホーム																																	
自立援助ホーム																																	
母子生活支援施設																																	
助産施設																																	
一時保護所																																	
計																																	

付 国 庫 決 定 額 金 ⑦交	受 国 庫 入 庫 負 担 額 金 ⑧金	濟 に 要 額 対 す る の 過 不 足 額 ⑧ - ⑧	未 受 入 額 ⑦ - ⑧	国 庫 負 担 額
---------------------------------	--	---	------------------------	-----------

改正後

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)				(単位：円)				
施設種別	実支出額	寄付金	増減 出 し た 額 ①	支弁総額		て 少 な い 方 の 額 ③	国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し ③)	④ ③×1-2 ④
				医療費	計②			
児童養護施設								
児童自立支援施設	入所部							
	通所部							
里親								
情緒障害児短期治療施設	入所部							
	通所部							
乳児院								
ファミリーホーム								
自立援助ホーム								
助産施設								
一時保護所								
計								

国庫負担金 ⑤	国庫負担金 ⑥	国庫負担金の不足額 ⑥-⑤	国庫負担額 ⑥
------------	------------	------------------	------------

(記載上の注意)
様式第8号の附表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第9号の付表B

初日措置人員等施設種別及び月別集計表

施設種別等 月別	児童養護施設	児童自立支援施設	里親	情緒障害児 短期治療施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	母子生活支援施設	助産施設	一時保護所
4月	人	人	人	人	人	人	人	世帯	人	人
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計										

(記載上の注意)

様式第8号の付表Bの「記載上の注意」に準じて記載すること。

現行

改正後

略

様式第9号の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費						見学旅行費			入進学 進度金			特別育成費					夏季等特別行事費	児童用採暖費				
				小学生	中学生	学児童 等部第一学年入	特別支援学校高 等部第一学年入	特別支援学校 特別加算費	特別支援学校高 等部資格取得等	第6学年 小学校	第3学年 中学校	第3学年 特別支援学校	入学児童 第1学年	小学校 第1学年	進学児童 第1学年	中学校	高等学校	国・公立	高等学校 私立	入学児童 第一学年		加算 資格取得等特別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月																										
6月																										
7月																										
8月																										
9月																										
10月																										
11月																										
12月																										
1月																										
2月																										
3月																										
計																										

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

現行

略

改正後

改正後	現行
<p>様式第9号の2)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>中核市の市長 ㊤</p> <p>児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において、本市が支弁した費用に対する 児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の2 の付表A)</p> <p>(2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の2の付表B)</p> <p>(3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の2の付表C)</p> <p>(4) 歳入歳出決算書抄本</p>	<p>(様式第9号の2)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>中核市の市長 ㊤</p> <p>児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において、本市が支弁した費用に対する 児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の2 の付表A)</p> <p>(2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の2の付表B)</p> <p>(3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の2の付表C)</p> <p>(4) 歳入歳出決算書抄本</p>

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支 弁 総 額		国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較して 少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額 ③×1-2④	国庫負担金 交付決定額⑤	国庫負担金 受入済額⑥	要国庫負担額 に対する受入 済額の過不足額 ④-⑥	国庫負担金 未受入額 ⑤-⑥
				医療費	計②						
助産施設											
計											

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

現行

様式第9号の2の付表B

略

初日措置人員等施設種別及び月別集計表

施設種別等 月別	母子生活支援施設	助産施設
4月	世帯	人
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

(記載上の注意)

様式第8号の付表Bの「記載上の注意」に準じて記載すること。

事業費支弁児童数月別集計表

費目 月別	教育費	入進学支度金		特別育成費	児童用採暖費				
	年入学児童 高等部第一学 特別支援学校	小学校 第一学年 入学児童	中学校 第一学年 進学児童	高等学校 第一学年 入学児童	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計									

(記載上の注意)

様式第8号の付表Cの「記載上の注意」に準じて記載すること。

現行

略

改正後

改正後	現行
<p>様式第9号の3)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>児童相談所設置市の市長 ㊟</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定により、平成 年度 において、本市が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実 績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の3 の付表A)</p> <p>(2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の3の付表B)</p> <p>(3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の3の付表C)</p> <p>(4) 歳入歳出決算書抄本</p>	<p>(様式第9号の3)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>児童相談所設置市の市長 ㊟</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>児童福祉法第50条第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定により、平成 年度 において、本市が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実 績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第9号の3 の付表A)</p> <p>(2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表(様式第9号の3の付表B)</p> <p>(3) 事業費支弁児童数月別集計表(様式第9号の3の付表C)</p> <p>(4) 歳入歳出決算書抄本</p>

(単位：円)

現行

施設種別	実支出額	寄附金	控除した額	支弁総額																徴収金	差引額	同左に対する要国庫負担額									
				事務費	一般生活費	乳児院病虚弱等児童加算費	被虐待児受入加算費	乳児等受入加算費	幼稚園費	教養費	見守り費	入学給食費	見守り費	入学給食費	入所費	特別費	夏期特別費	期末一時扶助費	入院時食事療養費				職業補導費	児童用採暖費	就職支度費	大学進学等自立生活支度費	葬祭費	連れもどし費	その他		
児童養護施設																															
児童自立支援施設	入所部																														
	通所部																														
里親																															
情緒障害児短期治療施設	入所部																														
	通所部																														
乳児院																															
ファミリーホーム																															
自立援助ホーム																															
母子生活支援施設																															
助産施設																															
一時保護所																															
計																															

付国庫負担額	受国庫負担額	済に要国庫負担額の過不足額	未受入額	国庫負担額
⑦交	⑧金	⑤－⑥	⑦－⑧	

(記載上の注意)
様式第8号の附表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

(単位：円)

(児童保護費負担金)				支弁総額																徴収金	差引額	同左に対する要国庫負担額									
施設種別	実支出額	寄附金	控除した額	事務費	一般生活費	乳児院病虚弱等児童加算費	被虐待児受入加算費	乳児等受入加算費	幼稚園費	教養費	見守り費	入学給食費	見守り費	入学給食費	入所費	特別費	夏期特別費	期末一時扶助費	入院時食事療養費				職業補導費	児童用採暖費	就職支度費	大学進学等自立生活支度費	葬祭費	連れもどし費	その他		
児童養護施設																															
児童自立支援施設	入所部																														
	通所部																														
里親																															
情緒障害児短期治療施設	入所部																														
	通所部																														
乳児院																															
ファミリーホーム																															
自立援助ホーム																															
母子生活支援施設																															
助産施設																															
一時保護所																															
計																															

付国庫負担額	受国庫負担額	済に要国庫負担額の過不足額	未受入額	国庫負担額
⑦交	⑧金	⑤－⑥	⑦－⑧	

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	支 出 額	寄 付 金	控 除 し た 額 ①	支 弁 総 額		支 弁 総 額 ①と②を比較し て 少 な い 方 の 額 ③	国 庫 負 担 金 の 対 象 と な る 支 弁 総 額 ①と③を比較し て 少 な い 方 の 額 ④	同 左 に 対 す る 要 国 庫 負 担 額 ⑤ (③×1-2) ④	付 国 庫 決 定 担 金 額 ⑥ 交	受 国 庫 入 済 金 額 ⑦ 金	国 庫 負 担 金 額 に 対 す る 過 不足 額 ⑧ ④	未 受 入 額 ⑨ ⑤-⑥	国 庫 負 担 額 ⑩ ⑤
				医 療 費	計 ②								
児 童 養 護 施 設													
児童自立 支援施設	入 所 部												
	通 所 部												
里 親													
情緒障害児 短期治療施 設	入 所 部												
	通 所 部												
乳 児 院													
ファミリーホーム													
自立援助ホーム													
助産施設													
一時保護所													
計													

(記載上の注意)

様式第8号の附表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

初日措置人員等施設種別及び月別集計表

施設種別等 月別	児童養護施設	児童自立支援施設	里親	情緒障害児 短期治療施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	母子生活支援施設	助産施設	一時保護所
4月	人	人	人	人	人	人	人	世帯	人	人
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計										

(記載上の注意)

様式第8号の付表Bの「記載上の注意」に準じて記載すること。

現行

改正後

略

事業費支弁児童数月別集計表

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費						見学旅行費			入進学 進度金			特別育成費					夏季等特別行事費	児童用採暖費							
				小学生	中学生	年入学児童	高等部第一学	特別支援学校	特別支援学校 得等特別加算	高等部資格取 得等特別加算	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 第1学年	小学校 進学児童 第1学年	中学校	高等学校	国・公立	高等学校		私立	入学児童 第1学年	別加算 資格取得等特	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
5月																													
6月																													
7月																													
8月																													
9月																													
10月																													
11月																													
12月																													
1月																													
2月																													
3月																													
計																													

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

現行

略

改正後

改正後	現行
<p>(様式第10号)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>市町村長 ㊟</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>児童福祉法第51条第3号の規定により、平成 年度において本市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第10号の付表A) (2) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表(様式第10号の付表B) (3) 歳入歳出決算書抄本</p>	<p>(様式第10号)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>市町村長 ㊟</p> <p>平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金に係る事業実績報告書 ○</p> <p>児童福祉法第51条第2号の規定により、平成 年度において本市町村が支弁した費用に対する児童福祉法第53条の規定による国庫負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。</p> <p>添付書類 (1) 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算書(様式第10号の付表A) (2) 初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表(様式第10号の付表B) (3) 歳入歳出決算書抄本</p>

様式第10号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金精算書

(単位：円)

現行

実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額								国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定負担額⑦	受国庫入庫済負担額⑧	済に要する過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金	
			事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費	入院時食事療養費										児童用採暖費

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第10号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金精算書

(単位：円)

(児童保護費負担金)

改正後

実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額								国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定負担額⑦	受国庫入庫済負担額⑧	済に要する過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金	
			事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費	入院時食事療養費										児童用採暖費

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額(③×1-2)④	国庫負担金交付決定額⑤	国庫負担金受入済額⑥	要国庫負担額に対する受入済額の過不足額⑦	未受入額⑧	国庫負担金⑨
				医療費	計②							
助産施設												
計												

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

現行

様式第10号の付表B

略

初日措置人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表

施設種別等 月別	母子生活支援施設	助産施設
4月	世帯	人
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

(記載上の注意)
様式第8号の付表B及びCの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

(様式第11号)

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付額確定通知書 ○

市町村名

平成 年 月 日 第 号及び平成 年 月 日 第〇〇号をもって交付
決定した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金については、平成
年 月 日 第 号事業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定され、確定の結果「
不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。」
(超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30
年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月〇〇日までに返還することとなっ
たので通知する。)

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名 ㊤

記

(単位：円)

区 分	児童保護費負担金	児童保護医療費負担金	計
交付確定額			
追加交付額			
返納額			

(施行注意)

超過交付を生じた市町村にあつては、「 」内の字句にかえて、()内の字句を挿入す
るものとする。

現行

(様式第11号)

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金交付額確定通知書 ○

市町村名

平成 年 月 日 第 号及び平成 年 月 日 第〇〇号をもって交付
決定した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金については、平成
年 月 日 第 号事業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定され、確定の結果「
不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。」
(超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30
年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月〇〇日までに返還することとなっ
たので通知する。)

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名 ㊤

記

(単位：円)

区 分	負 担 金
交付確定額	
追加交付額	
返納額	

(施行注意)

超過交付を生じた市町村にあつては、「 」内の字句にかえて、()内の字句を挿入す
るものとする。

改正後

略

現行

(様式第12号)

平成 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事 ㊤

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について ○

平成 年 月 日 第 号をもって提出した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由 (できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類
平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書 (様式第12号の付表)

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額(③×1-2)④	国庫負担金⑤	国庫負担金⑥	要国庫負担額に對する受入額の過不足額⑥	未受入額⑤	国庫負担金⑥
				医療費	計②							
変更前												
変更後												
差引額												

(記載上の注意)

様式第8号の附表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

改正後

現行

略

(様式第13号)

平成 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の市長 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について ○

平成 年 月 日 第 号をもって提出した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由(できるだけ、具体的に記入すること。)

2. 添付書類

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書(様式第13号の付表)

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額 ①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額) ③	③×1/2 同左に対する要国庫負担額 ④	国庫負担金交付額 ⑤	国庫負担金受入額 ⑥	要国庫負担額に対する受入額の過不足額 ⑥-④	国庫負担金未受入額 ⑤-⑥
				医療費	計 ②						
○ 変更前											
○ 変更後											
差引額											

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

改正後	現行
<p>略</p>	<p>(様式第13号の2)</p> <p>平成 年 月 日 第 号をもって提出した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について ○</p> <p>地方厚生(支)局長 殿 中核市の市長 ㊤</p> <p>平成 年 月 日 第 号をもって提出した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日厚生労働省発雇児童第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 訂正する理由 (できるだけ、具体的に記入すること。) 2. 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書 (様式第13号の2の付表)

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額(③×1-2)④	国庫負担金交付額⑤	国庫負担金受入額⑥	要国庫負担額に対する受入額の過不足額⑦	要国庫負担額④	未受入額⑤	国庫負担金⑥
				医療費	計②								
〇〇施設													
変更前													
変更後													
差引額													

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

現行

略

(様式第13号の3)

平成 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

児童相談所設置市の市長 ㊟

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に係る事業実績報告の訂正について ○

平成 年 月 日 第 号をもって提出した平成 年度児童福祉法による児童入
所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日厚生労働省発
雇児童第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係
書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由 (できるだけ、具体的に記入すること。)

2. 添付書類

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書 (様式第
13号の3の付表)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付額	控除した額①	支弁総額																	徴収金④	差引国庫負担基本額⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	付国庫負担金 額⑦	国庫負担金 額⑧	未受入額 ⑦-⑧
				実支出から寄付金を 除いた額①	事務費	一般生活費	乳児院病虚弱等児童加算費	被虐待児受入加算費	乳児等受入加算費	幼稚園費	教養費	学校給食費	見学旅行費	入進学支度金	特別育成費	夏季等特別行事費	期末一時扶助費	入院時食事療養費	職業補導費	児童用採暖費						
○ 変更前																										
○ 変更後																										
差引額																										

(記載上の注意)
様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

現行

(児童保護費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付額	控除した額①	支弁総額																	徴収金④	差引国庫負担基本額⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	付国庫負担金 額⑦	国庫負担金 額⑧	未受入額 ⑦-⑧
				実支出から寄付金を 除いた額①	事務費	一般生活費	乳児院病虚弱等児童加算費	被虐待児受入加算費	乳児等受入加算費	幼稚園費	教養費	学校給食費	見学旅行費	入進学支度金	特別育成費	夏季等特別行事費	期末一時扶助費	入院時食事療養費	職業補導費	児童用採暖費						
○ 変更前																										
○ 変更後																										
差引額																										

改正後

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額 ①	支 弁 総 額		国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額) ③	同左に対する要国庫負担額 (③×1-2) ④	国庫負担金 交付額 ⑤	国庫負担金 収入額 ⑥	要国庫負担額 に対する受入 額の過不足額 ④-⑥	未受入額 ⑤-⑥
				医 療 費	計 ②						
○ 変 更 前											
○ 変 更 後											
差 引 額											

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

改正後

略

現行

(様式第14号)

平成 年 月 日
第 年 月 日
号

地方厚生(支)局長 殿

市町村長 ㊤

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について ○

平成 年 月 日 第 号をもって提出した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日 第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1. 訂正する理由 (できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類
平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書 (様式第14号の付表)

様式第14号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

現行

施設種別	実支出額	実支出から寄付金を除いた額①	支弁総額										て支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)④	徴収金⑤	差引国庫負担基本額⑥	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑦	付国庫負担額⑧	受国庫負担額⑨	済に對する不足額⑩	要国庫負担額⑪	未受入額⑫	国庫負担金⑬		
			事務費	一般生活費	虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他②														
○施設	変更前																								
	変更後																								
	差引額																								
計	変更前																								
	変更後																								
	差引額																								

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

様式第14号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

改正後

施設種別	実支出額	実支出から寄付金を除いた額①	支弁総額										て支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)④	徴収金⑤	差引国庫負担基本額⑥	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑦	付国庫負担額⑧	受国庫負担額⑨	済に對する不足額⑩	要国庫負担額⑪	未受入額⑫	国庫負担金⑬			
			事務費	一般生活費	虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他②															
○施設	変更前																									
	変更後																									
	差引額																									
計	変更前																									
	変更後																									
	差引額																									

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

施設種別	実支出額	寄付金	控除した額①	支弁総額		国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	同左に対する要国庫負担額(③×1-2)④	国庫負担金交付額⑤	国庫負担金⑥	要国庫負担額に對する受入済額の過不足額④-⑥	未受入額⑤-⑥
				医療費	計②						
○ ○ 施設	変更前										
	変更後										
	差引額										
計	変更前										
	変更後										
	差引額										

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

改正後

略

現行

(様式第15号)

平成 年 月 日
第 年 月 日
号 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事 ㊤

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について ○

平成 年 月 日 第 号をもって提出した平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告について、平成 年 月 日 第 号により交付額の確定がなされたところであるが、「平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る事業実績報告の訂正について」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められるので、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再提出する。

1. 訂正する理由 (できるだけ、具体的に記入すること。)
2. 添付書類
児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内訳書 (様式第15号の付表) 及び市町村から提出された「訂正理由書」

様式第15号の付表
平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内訳書

(単位：円)

現行

区分 施設種別	実支出額	寄附金	控除した額①	支弁総額								支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)④	徴収金⑤	差引国庫負担基本額(③-④)⑥	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑦	付国庫負担額⑧	受国庫負担額⑨	済額の過不足額⑩	に對する受入額⑪	要国庫負担額⑫	未受入額⑬	国庫負担金⑭	
				事務費	一般生活費	被虐待児入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費	入院時食事療養費													児童用採暖費
〇〇市	〇〇施設	変更前																						
		変更後																						
		差引額																						
	〇〇計	変更前																						
		変更後																						
		差引額																						
合計	変更前																							
	変更後																							
	差引額																							

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

様式第15号の付表
平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内訳書

(児童保護費負担金)

(単位：円)

改正後

区分 施設種別	実支出額	寄附金	控除した額①	支弁総額								支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)④	徴収金⑤	差引国庫負担基本額(③-④)⑥	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑦	付国庫負担額⑧	受国庫負担額⑨	済額の過不足額⑩	に對する受入額⑪	要国庫負担額⑫	未受入額⑬	国庫負担金⑭	
				事務費	一般生活費	被虐待児入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費	入院時食事療養費													児童用採暖費
〇〇市	〇〇施設	変更前																						
		変更後																						
		差引額																						
	〇〇計	変更前																						
		変更後																						
		差引額																						
合計	変更前																							
	変更後																							
	差引額																							

現行

改正後

(児童保護医療費負担金)

(単位：円)

区分 施設種別	実支出額	寄付金	控除した額 ①	支弁総額		国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額)③	③×1-2 ④ 同左に対する要国庫負担額	国庫負担金 交付額⑤	国庫負担金 額⑥	要国庫負担額 に對する受入 済額の過不足額⑥-④	未受入額 ⑤-⑥	国庫負担金 ⑥
				医療費	計②							
〇〇市	〇 変更前											
	〇 変更後											
	〇 差引額											
計	〇 変更前											
	〇 変更後											
	〇 差引額											
合計	〇 変更前											
	〇 変更後											
	〇 差引額											

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じ、「変更前」「変更後」を記載すること。

(案)

雇児福発※※第※号
平成※年※月※日

都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

民生主管部（局）長 殿

各

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
交付要綱等の改正点及びその運用について

1. 事務費関係

(1) 公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成25年1月24日閣議決定）に基づいて設定した、地方公務員の給与削減を踏まえた保護単価（算定基準）を廃止。

(2) 児童相談所一時保護所関係

① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5,142,795円 → 5,346,807円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 4,799,304円 → 5,098,457円

③ 看護代替要員費

職員1人日額 5,920円 → 同 額

※地方公務員の給与削減を踏まえた単価を記載。

(3) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 6,656,100円 → 6,711,426円
(6,508,654円)

(4) 里親支援専門相談員加算（児童養護施設、乳児院）

1施設当たり年額 5,420,565円 → 5,436,550円

[里親支援のための交通
の交通費を含む] (5,252,444円)

(5) 個別対応職員加算 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)
1施設当たり年額 5,329,425円 → 5,345,410円
(5,142,795円)

(※ 児童養護施設、乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入)

(6) 夜間警備体制の強化 (母子生活支援施設)
1施設当たり年額 1,941,800円 → 同 額
[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

(7) 苦情解決対策経費の計上 (各施設一般分保護単価に算入)
1施設当たり年額 24,210円 → 同 額
[第三者委員会の開催に係る経費(旅費、会議費)を算定]

(8) 地域小規模児童養護施設
1施設当たり年額 14,614,090円 → 14,635,266円
(14,152,577円)

(9) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設
1施設当たり年額 7,609,678円 → 7,622,254円
(7,329,761円)

(10) 心理療法担当職員加算
(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)
1施設当たり年額
常勤職員配置 5,329,425円 → 5,345,410円
(5,142,795円)
常勤的非常勤職員配置 3,307,283円 → 3,316,980円
非常勤職員配置 2,204,769円 → 2,209,370円
[心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費(月10回)、嘱託精神科医(月1回)等を算定]

(11) 広域入所促進事業 (母子生活支援施設)
1施設当たり年額 45万円以内 → 同 額
[施設機能強化推進費]

(12) 看護師加算 (児童養護施設)
1施設当たり年額 4,719,558円 → 4,733,555円
(4,551,295円)

- (13) 入所児童の自立支援（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（各施設一般分保護単価に算入））
 1施設当たり年額 1,974,071円 → 1,975,118円
- (14) 業務省力化等勤務条件改善費
 週所定労働時間40時間の実施
 ①児童指導員、保育士等直接処遇職員
 職員1人年額 285,700円 → 同 額
 ②調理員
 職員1人年額 276,640円 → 同 額
- (15) 年休代替要員費
 ① 直接処遇職員
 職員1人年額 118,400円 → 同 額
 ② 調理員
 職員1人年額 106,400円 → 同 額
- (16) 社会保険料事業主負担金 19.694% → 19.977%
- (17) 管理宿直専門員
 1施設当たり年額 1,326,675円 → 1,366,016円
- (18) 職員健康管理費
 常勤・非常勤職員 6,389円 → 6,190円
- (19) ボイラー技士雇上費
 職員1人年額 2,413,039円 → 2,412,840円
- (20) 非常勤保育士賃金
 職員1人年額 232,360円 → 同 額
- (21) 非常勤調理員賃金
 職員1人年額 1,670,480円 → 同 額
- (22) 児童自立支援施設学科指導員講師手当
 1施設当たり年額 7,604,240円 → 同 額
- (23) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員40人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費
 職員1人年額 1,867,129円 → 1,866,930円

(24) 学習指導費 (児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親)			
1人当たり月額	7,920円	→	8,090円
(25) 嘱託医手当 (児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院)			
嘱託医1人年額	325,680円	→	同 額
(児童自立支援施設)			
嘱託医1人年額	651,360円	→	同 額
(26) 協力医療機関委託費(乳児院)			
1施設当たり年額	705,640円	→	同 額
(27) 入所児童(者)処遇特別加算			
400時間～800時間	435,000円	→	同 額
800時間～1,200時間	726,000円	→	同 額
1,200時間以上	1,016,000円	→	同 額
(28) 除雪費			
定員1人(母子生活支援施設にあつては1世帯)年額	5,680円	→	5,840円
(29) 降灰除去費			
1施設当たり年額	139,960円	→	144,180円

※()書きは公立施設の場合。

2. 事業費関係

(1) 一般生活費

①児童養護施設

・乳児分1人月額	54,730円	→	56,180円
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	48,690円

②児童自立支援施設

・入所児分1人月額	47,430円	→	48,690円
・通所児分1人月額	14,600円	→	14,980円

③情緒障害児短期治療施設

・入所児分1人月額	47,860円	→	49,120円
・通所児分1人月額	14,600円	→	14,980円

④里親			
・乳児分1人月額	54,980円	→	56,440円
・乳児以外分1人月額	47,680円	→	48,950円
⑤乳児院			
・3歳未満児分1人月額	54,730円	→	56,180円
・3歳以上児分1人月額	47,430円	→	48,690円
⑥ファミリーホーム			
・乳児分1人月額	54,730円	→	56,180円
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	48,690円
⑦自立援助ホーム1人月額	10,340円	→	10,610円
⑧母子生活支援施設			
・入所者1人月額	3,550円	→	3,640円
・保育室保育入所児童			
3歳未満児1人月額	8,890円	→	9,130円
3歳以上児1人月額	5,500円	→	5,770円
⑨乳児院病虚弱等児童加算費			
児童1人月額	95,000円	→	95,820円
⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)			
・乳児1人日額	1,800円	→	1,850円
・乳児以外分1人日額	1,560円	→	1,600円
⑪里親の一時的な休息のための援助経費			
1日当たり	5,500円	→	5,600円
[児童の飲食物費など]			

(2) 被虐待児受入加算費

①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム			
児童1人月額	26,100円	→	同 額
②一時保護委託			
児童1人日額	850円	→	同 額

(3) 分娩介助料 1件当たり 193,090円 → 200,090円

(4) 教育費

・小学校 児童1人月額	2,110円	→	2,170円
・中学校 児童1人月額	4,180円	→	4,300円
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,180円	→	4,300円
・入学時特別加算費 児童1人年額	59,010円	→	60,970円

(5) 見学旅行費

・小学校第6学年児童1人年額	20,600円	→	21,190円
----------------	---------	---	---------

- ・中学校第3学年児童1人年額 55,900円 → 57,290円
- ・高等学校第3学年（特別支援学校高等部を含む。）
児童1人年額 108,200円 → 111,290円

(6) 入進学支度金

- ・小学校 児童1人年額 39,500円 → 40,600円
- ・中学校 児童1人年額 46,100円 → 47,400円

(7) 特別育成費

- ・国公立分 児童1人月額 22,270円 → 22,910円
- ・私立分 児童1人月額 32,970円 → 33,910円
- ・入学時特別加算費 児童1人年額 59,010円 → 60,970円
- ・資格取得等特別加算費 児童1人年額 55,000円 → 56,570円

- (8) 期末一時扶助費 児童1人年額 5,070円 → 5,210円

(9) 児童用採暖費

区 分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	7,000円	5,360円	3,470円	2,580円	1,290円
乳 児 院	7,410円	5,810円	3,690円	2,690円	1,290円
母子生活支援施設等	1,170円	980円	610円	390円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

- (10) 就職支度費 1件当たり 79,000円 → 81,260円
特別基準 1件当たり 189,510円 → 194,930円

- (11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり 79,000円 → 81,260円
特別基準 1件当たり 189,510円 → 194,930円

- (12) 葬祭費 1件当たり 153,900円 → 158,350円

- (13) 里親手当 児童1人目月額 72,000円 → 同 額

- (14) 専門里親手当 児童1人目月額 123,000円 → 同 額

- (15) 一時保護委託費 一時保護委託児童1人当たり日額
2,360円 → 同 額
- (16) 児童養護施設分園型自活訓練事業
1施設当たり年額 4,695,000円 → 4,742,000円
- (17) 家族療法事業費
(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)
実施延家族数が年間125家族以上
1施設当たり年額 1,999,000円 → 2,010,000円
実施延家族数が年間125家族未満
1施設当たり年額 999,000円 → 1,005,000円

3. その他

- (1) 「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」において、平成25年4月1日より職員配置基準の引上げが行われたところであるが、公設民営の施設で指定管理者制度を導入し、複数年契約としている場合においても、措置費の基本的な人員配置の引上げに伴う職員の確保と、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、引き続き配慮をお願いしたい。
- (2) 消費税率引上げに伴い課税対象経費について改定を行うとともに、一般生活費等については近年の物価動向も踏まえた改定を行った。

別紙1 管理費単価表
事務費の保護単価に含まれている管理費

定員	①児童養護施設	③児童自立支援施設	④乳児院			
			定員	2歳未満児	2歳児	3歳以上児
人	円	円	人	円	円	円
30まで	23,931	24,451	10まで	62,884	57,812	52,401
31～35	21,658	22,218	11～15	48,041	43,800	35,296
35～40	19,383	19,983	16～20	41,817	36,965	28,993
41～45	18,109	18,812	21～25	36,048	33,092	25,438
46～50	16,043	17,487	26～30	34,545	30,771	23,330
51～55	15,189	16,596	31～35	33,203	29,539	22,045
56～60	14,332	15,702	35～40	31,860	28,308	20,761
61～65	13,700	15,036	41～45	31,024	27,270	19,670
66～70	13,066	14,369	46～50	30,186	26,231	18,578
71～75	12,592	13,927	51～55	29,655	25,800	18,115
76～80	12,116	13,483	56～60	29,123	25,369	17,652
81～85	11,920	13,325	61～65	28,721	24,993	17,244
86～90	11,723	13,167	66～70	28,319	24,617	16,836
91～95	11,439	13,023	71～75	28,038	24,276	16,464
96～100	11,151	12,875	76～80	27,755	23,934	16,090
101～105	10,984	12,637	81～85	27,519	23,616	15,740
106～110	10,747	12,397	86～90	27,281	23,297	15,389
111～115	10,567	12,197	91以上	26,981	22,995	15,055
116～120	10,386	11,996				
121～125	10,233	11,924				
126～130	10,078	11,851				
131～135	10,038	11,710				
136～140	9,997	11,567				
141～145	9,878	11,518				
146～150	9,757	11,467				
151以上	9,645	11,344				

⑤10人未満を入所させる乳児院	円 59,361
-----------------	-------------

定 員	②地域小規模児童養護施設
1施設あたり	円 42,428

定 員	⑥母子生活支援施設		
	一般分	保育士加算	指導員兼事務員加算
世帯	円	円	円
10 まで	41,233	2,120	
11 ～ 20	25,949	1,590	[1,590]
21 ～ 30	18,978	1,060	1,060
31 ～ 40	14,588	954	795
41 ～ 50	13,296	848	716
51 以上	12,004	742	636
母子生活支援施設		円	
10 世帯母子支援		3,180	
20 世帯母子支援		1,590	

[]書は 20 世帯分の単価

定員	⑦情緒障害児 短期治療施設
人	円
30 まで	23,853
31 ～ 35	22,092
35 ～ 40	20,330
41 ～ 45	19,422
46 以上	18,513

⑧ファミリーホーム	円 2,770
-----------	------------

定員	⑨自立援助 ホーム
人	円
6 まで	10,884
7 ～ 9	10,551
10 ～ 12	10,385
13 ～ 15	10,285
16 ～ 18	10,219
19 以上	9,797

⑩年少児加算分			
乳児	1 歳児	2 歳児	年少児
円	円	円	円
14,454	14,454	10,600	2,271

⑪小規模グループケア加算分			
定員	児童養護施設・児童自立支援施設	乳児院	情緒障害児 短期治療 施設
10 まで	—	14,560	—
11 ～ 15	—	9,430	9,700
16 ～ 20	—	7,070	7,280
21 ～ 25	—	5,820	—
26 ～ 30	4,850(※1)	4,850	4,850(※1)
31 ～ 35	4,160	4,160	4,160
35 ～ 40	3,640	3,640	3,640
41 ～ 45	3,230	3,230	3,230
46 ～ 50	2,910	2,910	2,910(※3)
51 ～ 55	2,640	2,640	—
56 ～ 60	2,420	2,420	—
61 ～ 65	2,240	2,240	—
66 ～ 70	2,080	2,080	—
71 ～ 75	1,940	1,940	—
76 ～ 80	1,820	1,820	—
81 ～ 85	1,710	1,710	—
86 ～ 90	1,610	1,610	—
91 ～ 95	1,530	1,530(※2)	—
96 ～ 100	1,450	—	—
101 ～ 105	1,380	—	—
106 ～ 110	1,320	—	—
111 ～ 115	1,260	—	—
116 ～ 120	1,210	—	—
121 ～ 125	1,160	—	—
126 ～ 130	1,120	—	—
131 ～ 135	1,070	—	—
136 ～ 140	1,040	—	—
141 ～ 145	1,000	—	—
146 ～ 150	970	—	—
151 以上	930	—	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

(※3)は 46 人以上の単価

⑫里親支援専門相談員加算分		
定員	児童養護施設	乳児院
人	円	円
10 まで	—	3,970
11 ～ 15	—	2,647
16 ～ 20	—	1,985
21 ～ 25	—	1,588
26 ～ 30	1,323(※1)	1,323
31 ～ 35	1,134	1,134
35 ～ 40	993	993
41 ～ 45	882	882
46 ～ 50	794	794
51 ～ 55	722	722
56 ～ 60	662	662
61 ～ 65	611	611
66 ～ 70	567	567
71 ～ 75	529	529
76 ～ 80	496	496
81 ～ 85	467	467
86 ～ 90	441	441
91 ～ 95	418	418(※2)
96 ～100	397	—
101 ～105	378	—
106 ～110	361	—
111 ～115	345	—
116 ～120	331	—
121 ～125	318	—
126 ～130	305	—
131 ～135	294	—
136 ～140	284	—
141 ～145	274	—
146 ～150	265	—
151 以上	256	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

⑬個別対応職員加算分	
10 人未満を入所させる乳児院	円 3,533

⑬個別対応職員加算分	
定員	母子生活支援施設
世帯	
10 まで	2,120
11 ～ 20	1,590
21 ～ 30	1,060
31 ～ 40	795
41 ～ 50	636
51 以上	578

定員	⑭職業指導員 加算分	⑮ボイラー技士 雇上費加算分	⑯児童養護施設等特別指導費加算分	⑰乳児院（定員 40人以上）の 家庭支援専門 相談員加算分	⑱児童養護施設等指導員特別加算分
人	円	円	円	円	円
30まで	1,060	17	22	—	22
31～35	909	15	19	—	19
35～40	795	13	17	[17]	—
41～45	707	11	15	15	—
46～50	636	10	13	13	—
51～55	578	9	12	12	—
56～60	530	9	11	11	—
61～65	489	8	10	10	—
66～70	454	7	10	10	—
71～75	424	7	9	9	—
76～80	397	6	8	8	—
81～85	374	6	8	8	—
86～90	353	6	7	7	—
91～95	335	5	7	7(※)	—
96～100	318	5	7	—	—
101～105	303	5	6	—	—
106～110	289	5	6	—	—
111～115	277	4	6	—	—
116～120	265	4	6	—	—
121～125	254	4	5	—	—
126～130	245	4	5	—	—
131～135	236	4	5	—	—
136～140	227	4	5	—	—
141～145	219	4	5	—	—
146～150	212	3	4	—	—
151以上	205	3	4	—	—

[]書は40人分の単価

(※)は91人以上の単価

	⑲母子生活支援施設 特別生活指導費加算分	⑳母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分
世帯	円	円
10まで	67	—
11～20	34	—
21～30	22	—
31～40	17	[884]
41～50	13	707
51以上	12	590

[]書は40世帯分の単価

②心理療法担当職員加算分（児童養護施設、児童自立支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30 まで	1,060	1,179	1,179
31 ～ 35	909	1,011	1,011
35 ～ 40	795	884	884
41 ～ 45	707	786	786
46 ～ 50	636	707	707
51 ～ 55	578	643	643
56 ～ 60	530	590	590
61 ～ 65	489	544	544
66 ～ 70	454	505	505
71 ～ 75	424	472	472
76 ～ 80	397	442	442
81 ～ 85	374	416	416
86 ～ 90	353	393	393
91 ～ 95	335	372	372
96 ～100	318	354	354
101 ～105	303	337	337
106 ～110	289	322	322
111 ～115	277	308	308
116 ～120	265	295	295
121 ～125	254	283	283
126 ～130	245	272	272
131 ～135	236	262	262
136 ～140	227	253	253
141 ～145	219	244	244
146 ～150	212	236	236
151 以上	205	228	228

②①心理療法担当職員加算分（乳児院）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
10まで	3,180	3,537	3,537
11～15	2,120	2,358	2,358
16～20	1,590	1,769	1,769
21～25	1,272	1,415	1,415
26～30	1,060	1,179	1,179
31～35	909	1,011	1,011
35～40	795	884	884
41～45	707	786	786
46～50	636	707	707
51～55	578	643	643
56～60	530	590	590
61～65	489	544	544
66～70	454	505	505
71～75	424	472	472
76～80	397	442	442
81～85	374	416	416
86～90	353	393	393
91以上	335	372	372

②①心理療法担当職員加算分（母子生活支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
世帯	円	円	円
10まで	2,120	3,537	3,537
11～20	1,590	1,769	1,769
21～30	1,060	1,179	1,179
31～40	795	884	884
41～50	636	707	707
51以上	530	590	590

定 員	②看護師加算分 (児童養護施設)
人	円
30 まで	203
31 ～ 35	174
35 ～ 40	152
41 ～ 45	135
46 ～ 50	122
51 ～ 55	111
56 ～ 60	101
61 ～ 65	94
66 ～ 70	87
71 ～ 75	81
76 ～ 80	76
81 ～ 85	72
86 ～ 90	68
91 ～ 95	64
96 ～100	61
101 ～105	58
106 ～110	55
111 ～115	53
116 ～120	51
121 ～125	49
126 ～130	47
131 ～135	45
136 ～140	43
141 ～145	42
146 ～150	41
151 以上	39

③児童自立支援施設 通所部分	円 4,522
-------------------	------------

④情緒障害児短期治療 施設通所部分	円 6,750
----------------------	------------

別紙 2

平成 26 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200	福(4-1) 271,400	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200		
主任児童指導員	福(2-17) 230,112					福(2-17) 230,112	福(2-17) 230,112
児童指導員	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		福(2-17) 230,112		福(2-5) 209,916
職業指導員	福(1-25) 187,884	福(1-25) 187,884					
心理療法担当職員					福(2-5) 209,916		
児童自立支援専門員		福(2-17) 230,112 福(2-5) 209,916					
主任母子指導員				福(2-17) 230,112			
母子支援員				福(2-13) 223,584			
児童生活支援員		福(1-37) 206,754					
主任保育士	福(1-33) 201,348				福(1-41) 212,262		
保育士	福(1-29) 195,228		福(1-29) 195,228	福(1-25) 187,884	福(1-37) 206,754		
事務員	行 I (2-9) 200,000	行 I (2-9) 200,000	行 I (2-9) 200,000	行 I (2-9) 200,000	行 I (2-9) 200,000		
医師					医 I (2-5) 335,600		
家庭支援専門相談員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
個別対応職員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
看護師長			医Ⅲ(3-9) 242,200				
看護師	医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		
栄養士	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500		
調理員等	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800		

(注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。

2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は 21 世帯以上、下段は 20 世帯以下であり、その他にあっては上段は 51 人以上、下段は 50 人以下の施設である。

4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が 4 級以上の施設である。

5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

6. 直接処遇職員（医師、看護師を除く）にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

別紙3

平成26年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. その他の児童指導員	1	9,200
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,200
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子支援員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,200
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,200
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6. セラピスト	1	9,200
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. 児童指導員	1	9,200

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。

別紙 児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
見 発 第 4 5 0 号 昭和 6 2 年 5 月 2 0 日	見 発 第 4 5 0 号 昭和 6 2 年 5 月 2 0 日
[一部改正]	[一部改正]
昭和63年4月7日	昭和63年4月7日
平成元年5月29日	平成元年5月29日
平成2年6月7日	平成2年6月7日
平成4年4月10日	平成4年4月10日
平成5年4月9日	平成5年4月9日
平成6年6月29日	平成6年6月29日
平成7年4月3日	平成7年4月3日
平成8年6月24日	平成8年6月24日
平成9年5月28日	平成9年5月28日
平成10年6月12日	平成10年6月12日
平成11年4月1日	平成11年4月1日
平成11年4月30日	平成11年4月30日
平成12年5月19日	平成12年5月19日
平成13年8月2日	平成13年8月2日
平成14年11月11日	平成14年11月11日
平成15年5月23日	平成15年5月23日
平成16年7月16日	平成16年7月16日
平成17年6月1日	平成17年6月1日
平成17年10月28日	平成17年10月28日
平成18年6月27日	平成18年6月27日
平成19年7月25日	平成19年7月25日
平成20年6月12日	平成20年6月12日
平成21年6月29日	平成21年6月29日
平成22年5月18日	平成22年5月18日
平成23年6月17日	平成23年6月17日
平成24年4月5日	平成24年4月5日
平成25年5月24日	平成25年5月24日
平成※年※月※日	平成25年5月24日
見 発 第 321 号	見 発 第 321 号
見 発 第 390 号 の 3	見 発 第 390 号 の 3
見 発 第 475 号 の 5	見 発 第 475 号 の 5
見 発 第 382 号 の 7	見 発 第 382 号 の 7
見 発 第 331 号 の 7	見 発 第 331 号 の 7
見 発 第 639 号 の 4	見 発 第 639 号 の 4
見 発 第 371 号 の 7	見 発 第 371 号 の 7
見 発 第 618 号 の 7	見 発 第 618 号 の 7
見 発 第 375 号	見 発 第 375 号
見 発 第 457 号	見 発 第 457 号
見 発 第 321 号	見 発 第 321 号
見 発 第 418 号	見 発 第 418 号
見 発 第 520 号 の 2	見 発 第 520 号 の 2
雇 児 発 第 507 号 の 2	雇 児 発 第 507 号 の 2
雇 児 発 第 1111005 号	雇 児 発 第 1111005 号
雇 児 発 第 0523004 号 の 2	雇 児 発 第 0523004 号 の 2
雇 児 発 第 0716004 号	雇 児 発 第 0716004 号
雇 児 発 第 0601005 号	雇 児 発 第 0601005 号
雇 児 発 第 1028005 号 の 2	雇 児 発 第 1028005 号 の 2
雇 児 発 第 0627009 号	雇 児 発 第 0627009 号
雇 児 発 第 0725001 号 の 6	雇 児 発 第 0725001 号 の 6
雇 児 発 第 0612014 号 の 5	雇 児 発 第 0612014 号 の 5
雇 児 発 第 0629001 号 の 5	雇 児 発 第 0629001 号 の 5
雇 児 発 0518 第 5 号	雇 児 発 0518 第 5 号
雇 児 発 0617 第 17 号	雇 児 発 0617 第 17 号
雇 児 発 0405 第 5 号	雇 児 発 0405 第 5 号
雇 児 発 0524 第 2 号	雇 児 発 0524 第 2 号
雇 児 発 ※ 年 ※ 月 ※ 日	雇 児 発 0524 第 2 号

改正後	現行
<p data-bbox="231 1736 343 2128">各都道府県知事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 殿</p> <p data-bbox="422 1276 454 1534">厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="614 1153 646 2094">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p> <p data-bbox="726 2072 758 2105">略</p>	<p data-bbox="263 705 375 1097">各都道府県知事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 殿</p> <p data-bbox="454 246 486 504">厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="614 123 646 1064">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p> <p data-bbox="726 78 949 1097">標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p data-bbox="957 78 1061 1097">おつて、昭和55年10月1日発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p>

施設機能強化推進費実施要綱

施設機能強化推進費実施要綱

第1 略

第1 目的

児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

第2 一般事業

第2 一般事業

1 略

1 事業の種類及び内容

(1) 種類

- ① 社会復帰等自立促進事業
 - ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業
 - イ. 心身機能低下防止事業
 - ウ. 処遇困難事例研究事業
- ② 専門機能強化事業
 - ア. 養育機能等強化事業
 - イ. 広域入所促進事業
- ③ 総合防災対策強化事業

(2) 内容

別表のとおり

2 事業の選択

事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。

ただし、保育所については、別添に掲げる子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。

3 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、

2 事業の選択

事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。

ただし、保育所については、別添に掲げる保育緊急確保事業費補助金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。

3 略

略

必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は、次の方法により加算すること。

なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児（者）処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。

また、当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準（以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。

(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。

(2) 施設当たりの加算総額は入所施設にあっては、年額75万円以内（ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。）、保育所にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。

なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合には、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。

ただし、実所要額がこれを下回る場合には実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。

(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。

ただし、助産施設（第二種助産施設に限る。）に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。

認定額＝施設機能強化推進費×その施設の5月初日の定員等

加算分保護単価
（保育所の場合は、

（10円未満については、四捨五入） 5月初日の入所人員）

施設機能強化推進費加算分保護単価＝

（ " ）

施設機能強化推進費÷その施設の5月初日の定員等

（ " ）

改正後

現行

4 支出対象経費

- ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役員費（通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。）
- ・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金（総合防災対策強化事業に限る。）・委託費（総合防災対策強化事業に限る。）

5 対象除外

デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。

第3 特別事業

1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園型事業」という。）

(1) 事業の内容等

ア 対象児童

分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。

施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。

イ 対象施設等

分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

(7) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(1) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）

(ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。

(エ) 分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設に移行できない場合のみを対象とすること。

略

第3 特別事業

1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園型事業」という。）

(1) 略

<p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。 ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,742,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p>	<p>(オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる理由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。 ウ 対象児童の居住場所 指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。 エ 訓練期間・対象人員 訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。 オ 事業の実施及び訓練の内容 分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。 また、夜間において児童だけの生活とらないよう職員の配置を考慮すること。 ・自活のための生活指導 ・職業適性を高める指導 ・社会参加のための準備指導 ・学習指導 ・余暇の活用指導</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。 ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,695,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p>
---	--

略

加算額＝分園型事業費加算分保護単価

(10円未満については四捨五入)

×その施設の5月初日の定員

〔分園型事業費加算分保護単価

(10円未満については四捨五入)

〕＝1施設当たりの年額÷その施設の5月初日の定員

2 家族療法事業

(1) 略

2 家族療法事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

イ 対象児童及び家族

この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。

(7) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認められたものであること。

(1) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認められたものであること。

ウ 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

(7) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(1) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

エ 設 備

必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。

改正後	現行
<p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 <u>2,010,000円</u> (1) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 <u>1,005,000円</u></p> <p>イ 略</p>	<p>オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 <u>1,999,000円</u> (1) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 <u>999,000円</u></p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとすること。</p> <p>認定額＝家族療法事業費加算分保護単価×その施設の5月初日の定員 〔家族療法事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員〕</p>
<p>3 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) 略</p>	<p>3 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) 事業の内容等 ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。</p> <p>イ 対象施設等 本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運

改正後

現行

<p>(2) 加算の方法等 本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請書の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。 ア 事業の限度額 本事業の実施に関する経費は、対象児童一人当たり年額<u>105,600円</u>を限度とする。 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする ウ 加算額＝<u>105,600円</u>×その施設の年間対象者数 加算額が年間を通して<u>105,600円</u>に満たない場合は、その満たない額とすること。 4 略</p>	<p>営が適正に行われている場合に限ること。 ウ 事業の実施及び内容 児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。 (2) 加算の方法等 本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請書の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。 ア 事業の限度額 本事業の実施に関する経費は、対象児童一人当たり年額<u>99,000円</u>を限度とする。 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする ウ 加算額＝<u>99,000円</u>×その施設の年間対象者数 加算額が年間を通して<u>99,000円</u>に満たない場合は、その満たない額とすること。 4 支出対象経費 ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役員費 (通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費 (交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料 第4 報告等 1 本事業の経理は、平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行う (ただし、平成27年3月31日までの間は、引き続き「平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」等により行うことができる。) ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。 2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事</p>
---	---

改正後

現行

別表 略

別紙様式 1 ～ 別紙様式 5 略

別添

1 略

2 一時預かり事業実施保育所（平成〇年〇月〇日雇児発〇〇第〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業対象月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。））
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むものとされること。

3 ～ 4 略

業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療養事業実施報告書も併せて提出すること。

3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療養事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

別表 略

別紙様式 1 ～ 別紙様式 5 略

別添

1 略

2 一時預かり事業実施保育所（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の運営について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業対象月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。））
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むものとされること。

3 ～ 4 略

「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉法の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉法の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後	現行
<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体等 この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容（4（2）を除く。）を適切に実施することができると認められた者に委託して実施することとする。 4（2）に掲げる事業については、<u>都道府県は事業内容を適切に実施することができると認められた者であつて、かつ、有料職業紹介事業の許可を得ている者に委託して実施できるとする。</u></p> <p>3 対象となる子ども等 (1) <u>里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置、児童自立生活援助の実施並びに母子保護の実施を解除し自立生活する子ども等。</u>（保護者を含む。） (2) (略)</p> <p>4 事業内容 この事業は、次のことを行うものとする。 (1) <u>生活支援</u> ア 退所を控えた子どもに対する支援 ア 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会、講習会・職場体験実習、生活技能等を修得すること。 イ 退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。 ウ 高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p>	<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1 目的 児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども（18歳以上の者を含む。以下同じ。）に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行うよう自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体等 この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができると認められた者に委託して実施できるとする。</p> <p>3 対象となる子ども (1) <u>里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する子ども。</u> (2) 都道府県知事が前号に規定する子どもと同等であると認められたもの。</p> <p>4 事業内容 この事業は、次のことを行うものとする。 (1) 退所を控えた子どもに対する支援 ① 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。 ② 退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。 ③ 高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p>

改正後	現行
<p>(エ) 子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p>(オ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>イ 退所後の支援</p> <p>(ア) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「<u>4(2)就業支援</u>」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(ウ) 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p> <p>(エ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場を含む）を行うこと。</p> <p>(2) 就業支援</p> <p>ア 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。</p> <p>イ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。</p> <p>ウ 就職面接等のアドバイスを行うこと。</p> <p>エ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。</p> <p>オ その他就業支援に必要な事業を行うこと。</p>	<p>④ 子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p>⑤ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 退所後の支援</p> <p>① 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>② 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>③ 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p> <p>④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場を含む）を行うこと。</p>
<p>5 職員の配置等</p> <p>(1) 生活支援</p> <p>ア 相談支援担当職員を配置すること。</p> <p>イ 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>(イ) 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者</p> <p>(ウ) 子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者</p> <p>(2) 就業支援</p> <p>児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置すること。</p>	<p>5 職員の配置等</p> <p>(1) 相談支援担当職員を配置すること。</p> <p>(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者</p> <p>③ 子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者</p>
<p>6 設備</p> <p>4 (1) に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>6 設備</p> <p>本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 相談室</p> <p>(2) 子どもが集まることのできる設備</p> <p>(3) その他事業を実施するために必要な設備</p>

改正後	現行
<p>7 事業の実施にあたっての留意事項 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 4 (1) に掲げる事業及び4 (2) に掲げる事業を委託して実施する場合には、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。</p> <p>8 (略)</p>	<p>7 事業の実施にあたっての留意事項 (1) 子どもとの信頼関係の構築に努めること。 (2) 子どもとの入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的に支援ができるよう努めること。 (3) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。 (4) 事業を実施するにあたっては、子どもが利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。 (5) 地域の子どもに対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。 (6) 子ども個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。</p> <p>8 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」の一部改正 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>雇用発第0607第7号 平成25年6月7日</p> <p>【一部改正】平成※※年※※月※※日雇児発※※※※第※※号</p> <p>都道府県知事 指都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について</p> <p>児童養護施設等において虐待を受けた児童や障害のある児童が増加しており、当該児童の支援について、高度の専門性が求められている。 このため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進する「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成25年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>雇用発第0607第7号 平成25年6月7日</p> <p>都道府県知事 指都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の実施について</p> <p>児童養護施設等において虐待を受けた児童や障害のある児童が増加しており、当該児童の支援について、高度の専門性が求められている。 このため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進する「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成25年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

改正後	現行
<p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2) <u>児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱</u></p> <p>1 目的 <u>児童養護施設等に入所している児童については、虐待を受けた児童や障害のある児童が増えるなど、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、その養護・養育を行う職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があることから、児童養護施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 <u>実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は6に掲げる実施方法を適切に行うことができると認められた者に委託して実施できることとする。</u></p> <p>3 事業内容 (1) 実習生に対する指導 <u>児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際に、指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。</u> (2) 実習生の就職促進 <u>実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。</u></p> <p>4 対象施設 <u>本事業の対象施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設とする。</u></p> <p>5 用語の定義 (1) 実習生に対する指導 ア <u>本要綱において「実習生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下同じ。）に基づく大学、短期大学又は専修学校の一課程として実習を受ける者とする。</u> イ <u>本要綱において「指導する職員」とは、児童養護施設等に勤務する常勤職員であり、かつ、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者とする。</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>(2) 実習生等就職促進 <u>本要綱において「実習を受けた学生」とは、学校教育法に基づく大学、短期大学又は専修学校の一課程として実習を受けた者とする。</u></p> <p>6 実施方法 (1) 実習生に対する指導 ア <u>本事業を実施する都道府県は、実習生受入施設名及び指導する職員名等を「実習生受入施設名簿」（別紙様式1）に登録すること。</u> イ <u>実習生受入施設においては、実習期間中に実習生に対し行う、「実習実施計画」を実習生ごとに作成すること。ただし、実習生受入施設において統一的な「実習実施計画」を作成している場合には、この限りではないこと。</u> ウ <u>実習期間中、指導する職員は「実習実施計画」に則り、実習生に対し丁寧な実習指導を行うこと。</u> エ <u>実習期間終了後、実習生受入施設は都道府県に対し「実習受入報告書」（別紙様式2）を提出すること。</u> オ <u>代替職員について</u> <u>（ア）実習生受入施設の長は、実習期間中、実習生を指導する職員の職務を行わせるため、代替職員を臨時的に任用すること。</u> <u>なお、実習期間前・後においても、代替職員を任用することは差し支えないが、実習期間のみ補助対象となることに留意すること。</u> <u>（イ）実習生受入施設の長は、代替職員の任用に際し、指導する職員の代替職員となる資格（保育士等）の有無、健康状態等に留意すること。</u> <u>（ウ）都道府県は、代替職員となることを希望する者を関係者の協力を得た上でとりまとめ、実習生受入施設への情報提供に努めること。</u></p> <p>(2) 実習生の就職促進 ア <u>実習を受けた学生を非常勤職員として採用を希望する施設は、都道府県に対し、採用者氏名等を都道府県に対し登録（別紙様式3）すること。</u> <u>なお、本事業は「3（2）」のとおり、実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図るものであることから、当該施設へ常勤職員としての就職見込みが前提としてあることに留意すること。</u> イ <u>本事業の非常勤職員としての業務は以下のいずれかのものであること。</u> <u>（ア）入所児童の通院及び入院時の付き添い</u> <u>（イ）入所児童の食事時の配膳、片付け</u> <u>（ウ）施設の防犯等の安全管理</u> <u>（エ）その他施設職員業務の周辺業務</u></p> <p>7 経費の補助 <u>国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</u> <u>別紙様式1～3（略）</u></p>	

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業</p> <p>(ア) 平成25年6月7日雇児発 0607 第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業</p> <p>(イ) 平成25年6月7日雇児発 0607 第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業</p> <p>(削除)</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 平成26年※月※日 雇児発※第※号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行うDV被害者等自立生活援助モデル事業(調整中)</p> <p>4～13 (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 平成25年6月7日雇児発 0607 第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業</p> <p>サ 平成25年6月7日雇児発 0607 第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設の退所者等の就業支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設の退所者等の就業支援事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>4～13 (略)</p>

新

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1～4 (略) 5 児童相談所体制整備事業 児童相談所1か所当たり ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511,000円 ② 五町村との連携強化事業 4,565,000円 ③ 24時間・365日体制強化事業 5,465,000円 6～8 (略) 9 未成年後見人支援事業 ① 未成年後見人の報酬補助事業 1人あたり年額240,000円(月額20,000円) ② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円 イ 被後見人の傷害保険 1人あたり年額5,780円 10 (略) 11 児童虐待防止のための広報啓発事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 12,947,000円 <u>(削除)</u>	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使料、共済費、扶助費	1/2

旧

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1～4 (略) 5 児童相談所体制整備事業 児童相談所1か所当たり ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511,000円 ② 五町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 3,336,000円 ③ 24時間・365日体制強化事業 5,465,000円 6～8 (略) 9 未成年後見人支援事業 ① 未成年後見人の報酬補助事業 1人あたり年額240,000円(月額20,000円) ② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円 イ 被後見人の傷害保険 1人あたり年額4,960円 10 (略) 11 児童虐待防止のための広報啓発事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 12,947,000円 <u>1 市町村当たり</u> 1,887,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、賃金、備品購入費、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、報償費、委託料、使料、共済費、扶助費	1/2

新		旧		
12	<p>虐待・思春期問題情報研修センター事業 171,711,000円</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 307,840円 （ふれあいの心の友訪問援助事業を実施する場合）</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,920円</p> <p>②事業実施前研修会費 169,000円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 30,000円</p> <p>2～3（略）</p>	<p>虐待・思春期問題情報研修センター事業 171,725,000円</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 615,680円 （ふれあいの心の友訪問援助事業を実施する場合）</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,920円</p> <p>②事業実施前研修会費 169,000円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 30,000円</p> <p>2～3（略）</p>	<p>児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等</p>	<p>児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等</p>
12	<p>虐待・思春期問題情報研修センター事業 171,711,000円</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 307,840円 （ふれあいの心の友訪問援助事業を実施する場合）</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,920円</p> <p>②事業実施前研修会費 169,000円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 30,000円</p> <p>2～3（略）</p> <p>③ 児童養育施設等の就業支援了 了 ④ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑤ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑥ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑦ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑧ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑨ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑩ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑪ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑫ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑬ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑭ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑮ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑯ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑰ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑱ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑲ 児童養育施設等の就業支援了 了 ⑳ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉑ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉒ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉓ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉔ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉕ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉖ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉗ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉘ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉙ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉚ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉛ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉜ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉝ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉞ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㉟ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊱ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊲ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊳ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊴ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊵ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊶ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊷ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊸ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊹ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊺ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊻ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊼ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊽ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊾ 児童養育施設等の就業支援了 了 ㊿ 児童養育施設等の就業支援了 了</p>	<p>虐待・思春期問題情報研修センター事業 171,725,000円</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 615,680円 （ふれあいの心の友訪問援助事業を実施する場合）</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,920円</p> <p>②事業実施前研修会費 169,000円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 30,000円</p> <p>2～3（略）</p>	<p>児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等</p>	<p>児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等 児童養育施設等</p>

新		旧	
里親支援機関事業	(略)	里親支援機関事業	(略)
基幹的職員研修事業	(略)	基幹的職員研修事業	(略)
身元保証人確保対策事業	(略)	身元保証人確保対策事業	(略)
児童虐待防止医療ネットワーク事業	(略)	児童虐待防止医療ネットワーク事業	(略)
児童養護施設等の職員向上のための研修事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童養護施設等の職員向上のための研修事業</p> <p>(1) 短期研修(送り出し施設)</p> <p>① 宿泊あり 1人当たり 131,000円</p> <p>② 宿泊なし 1人当たり 71,000円</p> <p>(2) 長期研修</p> <p>① 送り出し施設 1人当たり 1,018,000円</p> <p>② 受入施設 1人当たり 215,000円</p> <p>(3) 調整機関事務費加算 2,988,000円</p> <p>2 児童養護施設等の職員人材確保事業</p> <p>(1) 学生(実習生)への指導 実習1回当たり 86,200円</p> <p>(2) 学生(実習生)の就職促進 1日当たり 3,760円</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 短期研修(送り出し施設)</p> <p>(1) 宿泊あり 1人当たり 131,000円</p> <p>(2) 宿泊なし 1人当たり 71,000円</p> <p>2 長期研修</p> <p>(1) 送り出し施設 1人当たり 1,018,000円</p> <p>(2) 受入施設 1人当たり 215,000円</p> <p>3 調整機関事務費加算 2,988,000円</p>	
(別添)		児童養護施設等の退所者等の就業支援事業	児童養護施設等の退所者等の就業支援事業

新		旧		
DV・婦人相談員活性化等支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
売春防止活動・DV対策機能強化事業	(略)	(略)	(略)	(略)
DV被害者等自立生活援助モデル事業(調整中)	1施設当たり年額 4,114千円(調整中)	事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(調整中)	5/10	

別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月29日</p> <p>[一部改正] 平成15年1月30日 平成15年7月10日 平成16年2月9日 平成16年9月21日 平成17年2月1日 平成17年10月18日 平成18年2月3日 平成18年7月18日 平成19年6月25日 平成20年2月6日 平成20年5月29日 平成21年7月31日 平成22年1月28日 平成22年5月17日 平成23年6月6日 平成24年5月10日 平成25年5月20日 平成※年※月※日 厚生労働省発雇児※第※号</p>	<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月29日</p> <p>[一部改正] 平成15年1月30日 平成15年7月10日 平成16年2月9日 平成16年9月21日 平成17年2月1日 平成17年10月18日 平成18年2月3日 平成18年7月18日 平成19年6月25日 平成20年2月6日 平成20年5月29日 平成21年7月31日 平成22年1月28日 平成22年5月17日 平成23年6月6日 平成24年5月10日 平成25年5月20日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働事務次官</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働事務次官</p>
<p>婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助金について</p> <p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助金について」は廃止する。おって、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱については、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>	<p>婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助金について</p> <p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助金について」は廃止する。おって、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱については、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>

改正後

現行

別紙

婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱

別紙

婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱

1 略

(通 則)

1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生 省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 略

(交付の目的)

2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。

3 略

(交付の対象)

3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 婦人保護事業費負担金

売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業。

(2) 婦人相談所運営費負担金

売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業。

(3) 婦人保護事業費補助金

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期入所施設を含む。）の運営事業。

(交付の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。

(3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

改正後

現行

5 略

- 5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
- ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
- イ 婦人保護事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないうでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調査を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- (申請手続)
- 6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の8月末までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。
- (変更申請手続)
- 7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。
- (交付決定までの標準的処理期間)
- 8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。
- (補助金等の概算払)
- 9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認めるときは、国の支払計画承認額の範囲において、概算払いをすることができる。

改正後

現行

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

10 略

11 略

12 略

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
<p>婦人保護事業費負担金</p>	<p>事務費</p>	<p>次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額(経費の種類ごと)にそれぞれ単価に員数(別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。)を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額(以下「標準国庫補助基本額」という。)とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数(以下「指導員加算数」という。)を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額(指導員に係る経費の種類ごと)にそれぞれ単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>1 区分 婦人保護事業費負担金</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額(経費の種類ごと)にそれぞれ単価に員数(別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。)を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額(以下「標準国庫補助基本額」という。)とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数(以下「指導員加算数」という。)を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額(指導員に係る経費の種類ごと)にそれぞれ単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>4 対象経費 婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	<p>5 負担(補助率) 5/10</p>

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額							4 対象経費	5 負担 (補助率)
(単位：円)										
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	3/100	その他	
定員										
20名以下	220,800	216,200	211,600	208,500	205,500	202,400	197,800	193,200		
21～30	147,400	144,400	141,300	139,300	137,200	135,200	132,100	129,100		
31～40	110,800	108,500	106,200	104,700	103,100	101,600	99,300	97,000		
41～50	88,800	87,000	85,100	83,900	82,700	81,500	79,600	77,800		
51～60	82,400	80,600	78,900	77,800	76,600	75,500	73,700	72,000		
61～70	70,700	69,200	67,800	66,800	65,800	64,800	63,300	61,900		
71～80	62,000	60,700	59,400	58,500	57,700	56,800	55,500	54,200		
81～90	55,200	54,000	52,900	52,100	51,400	50,600	49,400	48,300		
91～100	49,700	48,700	47,700	47,000	46,300	45,600	44,600	43,500		

表 1 施設事務費基準限度額表

現行

1 区分	2 種目	3 基準額							4 対象経費	5 負担 (補助率)
(単位：円)										
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	3/100	その他	
定員										
20名以下	210,330	205,950	201,650	198,730	195,850	193,000	188,630	184,330		
21～30	140,430	137,580	134,700	132,780	130,830	128,900	126,050	123,180		
31～40	105,530	103,380	101,230	99,800	98,380	96,850	94,700	92,550		
41～50	84,600	82,880	81,150	80,030	78,800	77,680	75,950	74,200		
51～60	78,450	76,830	75,250	74,150	73,030	72,000	70,380	68,750		
61～70	67,380	65,950	64,600	63,700	62,780	61,780	60,430	59,000		
71～80	59,050	57,830	56,600	55,800	54,980	54,150	52,950	51,730		
81～90	52,550	51,530	50,430	49,700	48,980	48,280	47,150	46,130		
91～100	47,380	46,450	45,450	44,830	44,130	43,500	42,500	41,550		

表 1-1 施設事務費基準限度額表

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
地域区分	18/100	15/100	8/100	3/100
定員	25,500	24,300	23,500	22,600
20名以下	17,000	16,200	15,700	15,000
21～30	12,700	12,200	11,800	11,300
31～40	10,200	10,000	9,400	9,000
41～50	8,500	8,300	7,800	7,500
51～60	7,300	7,100	6,700	6,400
61～70	6,400	6,200	6,000	5,800
71～80	5,700	5,500	5,200	5,000
81～90	5,100	5,000	4,700	4,500
91～100				

(単位：円)

表 2 指導員 1 人当たり加算限度額

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
地域区分	18/100	15/100	8/100	3/100
定員	24,050	23,450	22,200	21,300
20名以下	16,000	15,600	14,780	14,180
21～30	12,030	11,730	11,100	10,680
31～40	9,580	9,380	8,880	8,550
41～50	8,050	7,850	7,430	7,130
51～60	6,830	6,730	6,330	6,100
61～70	6,000	5,900	5,530	5,300
71～80	5,300	5,200	4,900	4,700
81～90	4,800	4,700	4,480	4,280
91～100				

(単位：円)

表 2-1 指導員 1 人当たり加算限度額

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が一級地とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。</p> <p>(5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び別表第1の支給割合が五級地とされている地域(川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。)及び狭山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
略				

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
寒冷地に所在する施設				
次表の単価に員数を乗じて算定された額				
		単 価	員 数	
	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
	円	円	円	円
ア	131,900	116,800	112,700	89,000
				世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000
				準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800
				非世帯主の員数
注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。				
<p>(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しない居住のための一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。</p> <p>2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。</p>				

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基 づき警備員を配置若しくは機械設備を 利用し、夜間警備体制の強化を図る場 合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員を配置する場合は1 施設2名まで、機械設備のみの場合は 1施設1式までとし、警備員と機械設 備を併用する場合はどちらか一方を本 加算の対象とする。 (宿直職員が配置されており、夜間に おける入所者への処遇が適切に行える 職員体制になっている場合に限る。な お、夜間に警備員のみとなる施設は、 本加算の対象としない。) (算式) 施設定員×夜間警備体制強化 加算分保護単価×警備員数(又は機械 設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月 額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21~30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31~40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41~50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51~60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61~70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71~80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81~90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91~100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の 始業時間までの間12時間以上警備員を1 名配置する場合には本加算分保護単価に 2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21~30	5,390	31~40	4,040	41~50	3,230	51~60	2,690	61~70	2,310	71~80	2,020	81~90	1,790	91~100	1,610		
定員	単価(円)																							
20名以下	8,090																							
21~30	5,390																							
31~40	4,040																							
41~50	3,230																							
51~60	2,690																							
61~70	2,310																							
71~80	2,020																							
81~90	1,790																							
91~100	1,610																							

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		4 略		
		5 略		
		6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,270円		
		7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年 法律第61号）に基づき、降灰防除地域 の指定を受けた地域に所在する施設に ついて 1 施設当たり年額 144,180円		
		8 略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用し ている施設であって、別途定めるとこ ろにより、入所者処遇特別加算が必要 と認定された場合。 5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設 であって、別途定めるところにより、 単身赴任手当加算が必要と認定された 場合。 6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,210円 7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年 法律第61号）に基づき、降灰防除地域 の指定を受けた地域に所在する施設に ついて 1 施設当たり年額 139,960円 8 (1) 1により算定した事務費につい て、次の各号のいずれかに該当する ときは、その事実の生じた日の属す る月の翌月から1の方法に準じて事 務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生 じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じた とき。 ただし、1か月以内における増 減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤 りがあった場合は決定の時期にさか のぼって改定すること。		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>9 心理療法定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合</p> <p>1 施設当たり年額 <u>1,797,334 円</u></p> <p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1 人配置の場合) <u>2,258,774円</u></p> <p>(2 人配置の場合) <u>4,517,548円</u></p> <p>11 一時保護委託費</p> <p>配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者及び恋人から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>7,730円</u>を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 <u>4,450円</u> 就学児から18歳未満児童 <u>2,450円</u></p> <p>同伴者 <u>2,000円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>9 心理療法定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合</p> <p>1 施設当たり年額 <u>1,795,381円</u></p> <p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1 人配置の場合) <u>2,258,741円</u></p> <p>(2 人配置の場合) <u>4,517,482円</u></p> <p>11 一時保護委託費</p> <p>配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者及び恋人から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>7,650円</u>を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 <u>4,420円</u> 就学児から18歳未満児童 <u>2,420円</u></p> <p>同伴者 <u>1,950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,540円</u> 就学児から18歳未満の児童 <u>5,540円</u> 児童以外の者 <u>5,090円</u> (注)暴力被害者本人の一時保護が前提であること。(14日を超えた場合も同様) [14日を超えた場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>7,570円</u>を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,450円</u> 就学児から18歳未満児童 <u>2,450円</u> 同伴者 <u>1,850円</u></p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,540円</u> 就学児から18歳未満の児童 <u>5,540円</u> 児童以外の者 <u>4,940円</u></p>		
		<p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,510円</u> 就学児から18歳未満の児童 <u>5,510円</u> 児童以外の者 <u>5,040円</u> (注)暴力被害者本人の一時保護が前提であること。(14日を超えた場合も同様) [14日を超えた場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>7,500円</u>を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4,420円</u> 就学児から18歳未満児童 <u>2,420円</u> 同伴者 <u>1,800円</u></p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7,510円</u> 就学児から18歳未満の児童 <u>5,510円</u> 児童以外の者 <u>4,880円</u></p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づき要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づき要保護女子(以下、「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

改正後

現行

1 区分				5 負担 (補助率)
2 種目	事業費	略	略	
3 基準額	略	略	略	
4 対象経費	略	略	略	
5 負担 (補助率)	略	略	略	

1 区分				5 負担 (補助率)
2 種目	事業費	事業費	事業費	
3 基準額	2 同伴児 (者) 単独分 前々項 [14日以内の場合] の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。 [14日を超えた場合] 1 要保護女子分 前々項 [14日を超えた場合] の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児 (者) 単独分 前々項 [14日を超えた場合] の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。	次に掲げる額の合算額 1 要保護女子等分 (1) 事業費 各月初日の保護現員 (月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。) に月額54,600円を乗じた額の合算額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとすること。 冬期加算額 I区 円 8,900 II区 円 7,100 III区 円 5,400 IV区 円 4,200 V区 円 2,800 VI区 円 2,200	婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費 (食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、扶助費等	5/10

(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準 (昭和38年厚生省告示第158号) の別表第1 附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものと。

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)												
		<p>(2) 妊産婦加算 妊産婦については、各月当初入所現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">妊産婦加算</th> <th>産婦</th> </tr> <tr> <th>妊婦</th> <th>6月以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>8,990</td> <td>13,590</td> <td>8,350</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならぬ場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,930円を、養育しなければならぬ者が2人の場合は1,600円、3人以上1人増すごとにさらに月額790円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>(注) 乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p>	妊産婦加算		産婦	妊婦	6月以上		円	円	円	8,990	13,590	8,350		
妊産婦加算		産婦														
妊婦	6月以上															
円	円	円														
8,990	13,590	8,350														

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)												
		<p>(2) 妊産婦加算 妊産婦については、各月当初入所現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">妊産婦加算</th> <th>産婦</th> </tr> <tr> <th>妊婦</th> <th>6月以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9,140</td> <td>13,810</td> <td>8,490</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならぬ場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,380円を、養育しなければならぬ者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>(注) 乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p>	妊産婦加算		産婦	妊婦	6月以上		円	円	円	9,140	13,810	8,490		
妊産婦加算		産婦														
妊婦	6月以上															
円	円	円														
9,140	13,810	8,490														

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×<u>5,220円</u></p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額<u>260円</u></p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児 (1) 事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額 38,900円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額 <u>43,700円</u>を乗じた額の合計額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとすること。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×<u>5,220円</u></p> <p>(3) 被服加算 各月入所人員×月額<u>260円</u></p>		
		3 略		
		4 略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×<u>5,070円</u></p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額<u>250円</u></p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児 (1) 事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額 37,900円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額 <u>42,600円</u>を乗じた額の合計額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとすること。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×<u>5,070円</u></p> <p>(3) 被服加算 各月入所人員×月額<u>250円</u></p>		
		3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む。)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。 $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$		
		4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。		

改正後

現行

1 区分 婦人相談 所運営費 負担金	2 種目 運営費	3 基 準 額 略	4 対象経費 略	5 負担 (補助率)
-----------------------------	-------------	--------------	-------------	---------------

1 区分 婦人相談 所運営費 負担金	2 種目 運営費	3 基 準 額 次に掲げる額の合算額 1 婦人相談所活動費 婦人相談所が行う都道府県域内にお ける要保護女子等の移送等を行う事業 に要する経費として、地方厚生（支） 局長が必要と認めた額 2 外国人婦女子緊急一時保護経費 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急 一時保護事業に要する経費として、地 方厚生（支）局長が必要と認めた額	4 対象経費 婦人相談所 が行う都道府 県域内におけ る要保護女子 等の移送等を 行うために必 要な旅費、役 務費（通信運 搬費） 婦人相談所 が行う外国人 婦女子緊急一 時保護事業を 行うために必 要な旅費、役 務費（通信運 搬費）、通訳 雇上費、婦人 相談所で一時 保護した人身 取引被害者の 医療費（医療 機関における 診察、検査、 治療及び診断 書の発行等医 療に要する費 用。ただし、 他法他制度が 利用できない 場合に限 る。）	5 負担 (補助率) 5/10
-----------------------------	-------------	--	--	-----------------------

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		略	略	
		<p>4 相談・一時保護同伴児童経費 婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額190円を乗じた額</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>3 広域措置費 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>4 相談・一時保護同伴児童経費 婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるため必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うため必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>	

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
<p>1 区分 婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期入所施設を含む。)</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>I 婦人保護施設 1 〔区分〕 婦人保護事業費負担金 〔種目〕 事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1 施設2名」とあるのは「1 施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p>	<p>4 対象経費 略</p>	<p>5 負担(補助率) 略</p>
<p>1 区分 婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期入所施設を含む。)</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>I 婦人保護施設 1 〔区分〕 婦人保護事業費負担金 〔種目〕 事務費の基準額による。 この場合において、基準額中「表1-1」とあるのは「表1-2」と読み替え、「表2-1」とあるのは「表2-2」と読み替えること。 (本表4に定める、民間施設給与等改善費の支給対象となる施設に限る。) 基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1 施設2名」とあるのは「1 施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p>	<p>4 対象経費 婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費、(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	<p>5 負担(補助率) 5/10</p>

改正後

現行

削除

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 1-2 施設事務費基準限度額表 (民間施設給与等改善費の支給対象施設)

(単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20名以下	219,400	214,800	210,200	207,200	204,100	201,100	196,500	191,900
21~30	146,500	143,500	140,400	138,400	136,300	134,300	131,300	128,200
31~40	110,100	107,800	105,500	104,000	102,500	100,900	98,600	96,300
41~50	88,200	86,400	84,600	83,400	82,100	80,900	79,100	77,200
51~60	81,900	80,200	78,400	77,300	76,100	75,000	73,300	71,600
61~70	70,300	68,800	67,300	66,400	65,400	64,400	62,900	61,400
71~80	61,600	60,300	59,000	58,200	57,300	56,400	55,200	53,900
81~90	54,800	53,700	52,600	51,800	51,000	50,300	49,100	48,000
91~100	49,400	48,400	47,400	46,700	46,000	45,300	44,300	43,200

改正後

現行

削除

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 2-2 指導員1人当たり加算限度額 (民間施設給与等改善費の支給対象施設)

(単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20名以下	25,400	24,800	24,200	23,800	23,400	23,100	22,500	21,900
21～30	16,900	16,500	16,100	15,900	15,600	15,400	15,000	14,600
31～40	12,700	12,400	12,100	11,900	11,700	11,500	11,200	10,900
41～50	10,100	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200	9,000	8,800
51～60	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,500	7,300
61～70	7,200	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600	6,400	6,300
71～80	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,600	5,500
81～90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000	4,900
91～100	5,100	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)						
		<p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という））が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるとせば、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者数</td> <td>加算回数（年間）</td> </tr> <tr> <td>21～30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </table> <p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。</p>	対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回		
対象者数	加算回数（年間）									
21～30人	12回									
31人以上	24回									

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>5 心理療法定員に12を乗じて得た額により、心理療法定員に12を乗じて得た額を乗じて得た額の合計額を乗じて得た額(円未満切捨)と表3「心理療法定員に12を乗じて得た額」を比較して、少ない方の額を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,984,111円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,713,813円</u></p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法定員に12を乗じて得た額により、心理療法定員に12を乗じて得た額を乗じて得た額の合計額を乗じて得た額(円未満切捨)と表3「心理療法定員に12を乗じて得た額」を比較して、少ない方の額を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法定員に12を乗じて得た額)を乗じて得た額の合計額を乗じて得た額(円未満切捨)と表3「心理療法定員に12を乗じて得た額」を比較して、少ない方の額を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,978,332円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,713,061円</u></p>		

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額						4 対象経費	5 負担 (補助率)
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	
定員									
20名以下	25,000	24,400	23,900	23,500	23,200	22,800	22,300	21,700	
21～30	16,600	16,300	15,900	15,700	15,400	15,200	14,800	14,500	
31～40	12,500	12,200	11,900	11,800	11,600	11,400	11,100	10,900	
41～50	10,000	9,800	9,600	9,400	9,300	9,100	8,900	8,700	
51～60	8,300	8,100	8,000	7,800	7,700	7,600	7,400	7,200	
61～70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400	6,200	
71～80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,600	5,400	
81～90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100	4,900	4,800	
91～100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,600	4,500	4,300	

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位：円)

現行

1 区分	2 種目	3 基準額						4 対象経費	5 負担 (補助率)
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他	
定員									
20名以下	24,400	23,900	23,400	23,000	22,700	22,300	21,800	21,300	
21～30	16,300	15,900	15,600	15,400	15,100	14,900	14,500	14,200	
31～40	12,200	12,000	11,700	11,500	11,300	11,200	10,900	10,600	
41～50	9,800	9,600	9,400	9,200	9,100	8,900	8,700	8,500	
51～60	8,100	8,000	7,800	7,700	7,600	7,400	7,300	7,100	
61～70	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400	6,200	6,100	
71～80	6,100	6,000	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500	5,300	
81～90	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000	5,000	4,800	4,700	
91～100	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400	4,300	

表 3-1 心理療法担当職員加算限度額 (公立施設)

(単位：円)

改正後

現行

削除

1 区分	2 種目	3 基準額							4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 3-2 心理療法担当職員加算限度額 (民間施設給与等改善費の支給対象施設)

(単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,500	23,100	22,700	22,200	21,700
21～30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,200	14,800	14,400
31～40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400	11,100	10,800
41～50	10,000	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900	8,700
51～60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400	7,200
61～70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500	6,300	6,200
71～80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,500	5,400
81～90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100	4,900	4,800
91～100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400	4,300

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1人配置の場合) 2,258,774円 (2人配置の場合) 4,517,548円</p> <p>7 略</p>		
		<p>8 略</p> <p>II 婦人保護長期入所施設 (1) 施設事務費は入所委託者各月の現員数に1人月額基準額100,200円を乗じて得た額とする。</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1人配置の場合) 2,258,741円 (2人配置の場合) 4,517,482円</p> <p>7 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。 なお、当該加算については、雇上げた月を基礎として算定すること。 (1) 通訳者 1 施設当たり日額 10,790円 (2) ケースワーカー 1 施設当たり日額 7,180円</p> <p>8 賃借費加算 別途定めるところにより、地域移行支援を賃借物件を活用して実施する場合。 借上げに係る費用の実費。ただし、月額100,000円を限度とする。</p> <p>II 婦人保護長期入所施設 (1) 施設事務費は入所委託者各月の現員数に1人月額基準額99,700円を乗じて得た額とする。</p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		略		
	事業費	1 〔区分〕 婦人保護事業費負担金 〔種目〕 事業費の基準額(4を除く)による。 ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額260円とする。	略	略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		(2) 施設機能強化推進費は、前項 I 婦人保護施設の 2 施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項 I 婦人保護施設の 4 民間施設給与等改善費の算定による。 (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期入所施設に適用しない。		
	事業費	1 〔区分〕 婦人保護事業費負担金 〔種目〕 事業費の基準額(4を除く)による。 ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、委託料等	5/10

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額<u>340円</u></p> <p>3 略</p> <p>4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額<u>190円</u>を乗じた額</p> <p>5 略</p>	略	

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額<u>330円</u></p> <p>3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p> <p>4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額<u>180円</u>を乗じた額</p> <p>5 人身取引被害者支援のための医療費 人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</p>	<p>婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p> <p>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p>	

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)								
		<p>6 入進学支度金 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学児童 入進学支度金保護単価表 (児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入 学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進 学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第1学年 入学児童</td> <td>60,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)4月分の支給とする</p>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入 学児童	40,600円	中学校第1学年進 学児童	47,400円	高等学校第1学年 入学児童	60,970円	<p>婦人保護施設入所者の 同伴児童であって、小 学校第1学 年に入学、 若しくは中 学校第1学 年に進学 し、又は高 等学校第1 学年に入 学する児童 の入進学に 際して必要 な学用品等 の購入経費</p>	
学年別	保護単価(年額)											
小学校第1学年入 学児童	40,600円											
中学校第1学年進 学児童	47,400円											
高等学校第1学年 入学児童	60,970円											

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)								
		<p>6 入進学支度金 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学児童 入進学支度金保護単価表 (児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入 学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進 学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第1学年 入学児童</td> <td>59,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)4月分の支給とする</p>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入 学児童	39,500円	中学校第1学年進 学児童	46,100円	高等学校第1学年 入学児童	59,010円	<p>婦人保護施設入所者の 同伴児童であって、小 学校第1学 年に入学、 若しくは中 学校第1学 年に進学 し、又は高 等学校第1 学年に入 学する児童 の入進学に 際して必要 な学用品等 の購入経費</p>	
学年別	保護単価(年額)											
小学校第1学年入 学児童	39,500円											
中学校第1学年進 学児童	46,100円											
高等学校第1学年 入学児童	59,010円											

改正後

現行

(別表)

経費の種類

人件費

経費の区分

(1) 給与

単価

毎年度4月1日現在(以下「4月当初現在」という。)の職員の現員を基礎として算定する。

施設事務費算定基準

ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当(主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。)、地域手当(毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかなる場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもつて4月当初現在のそれぞれ額とみならず。)及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していづれか少ない方の額とする。

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

改正後

現行

略

経費の種類	経費の区分		単 価											員 数	
	本棒 A	特殊業務 手当 B	扶養 手当 C	合計 D=(A+B+C)	18/100 E	15/100 F	12/100 G	10/100 H	8/100 I	6/100 J	3/100 K				
福2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	46,725	38,937	31,150	25,958	20,767	15,757	7,787				
福4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	51,225	42,087	34,150	28,458	22,767	17,075	8,537				
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	38,373	31,977	25,582	21,318	17,055	12,791	6,395				
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	45,087	37,572	30,058	25,048	20,039	15,029	7,514				
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	43,935	36,612	29,290	24,408	19,327	14,045	7,322				
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	44,079	36,732	29,386	24,488	19,591	14,693	7,346				
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	36,735	30,612	24,490	20,408	16,327	12,245	6,122				
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	179,983	32,217	26,847	21,478	17,898	14,319	10,739	5,369				
福2-5 心理療法 担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	41,523	34,602	27,682	23,068	18,465	13,841	6,920				

単位：円)

職種別	地域手当 (合計×各%)											その他
	18/100 D+E	15/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K	その他				
福2-29 施設長 (50名以下)	306,308	298,520	290,733	285,541	280,350	275,158	267,370	259,583				
福4-1 施設長 (51名以上)	335,808	327,270	318,733	313,041	307,350	301,658	293,120	284,583				
行(一)2-9 事務員	251,556	245,160	238,765	234,501	230,238	225,974	219,578	213,183				
福2-17 主任指導員	295,670	288,055	280,541	275,531	270,522	265,512	257,997	250,483				
福2-13 指導員	288,018	280,695	273,373	268,491	263,610	258,728	251,405	244,083				
医(三)2-29 看護師	288,962	281,615	274,269	269,371	264,474	259,576	252,229	244,883				
医(二)2-9 栄養士	240,818	234,695	228,573	224,491	220,410	216,328	210,205	204,083				
行(二)1-37 調理員等	211,200	205,830	200,461	196,881	193,302	189,722	184,352	178,983				
福2-5 心理療法 担当職員	272,206	265,285	258,365	253,751	249,138	244,524	237,603	230,683				

地域手当 (合計×各%)

改正後

現行

略

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 法人が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。） 地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	3.95 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合勤務1回につき6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0.0427
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	12
	(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1

改正後

現行

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(9) 非常勤調理員等 年休代替員費	略	略
	(10) 年休代替員費	略	略
	(11) 調理員等 年休代替員費	略	略
	(12) 看護代替 経費	略	略
	(13) 社会保険 料事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.19977を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託医手当	略	略
	(15) 宿直業務 改善費	1 施設年額 <u>2,455,180円</u>	略
管理費	(16) 旅費	略	略
	(17) 庁費	<u>58,750円</u>	略

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(9) 非常勤調理員等 年休代替員費	年額 74,480円	1
	(10) 年休代替員費	年額 118,400円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 調理員等 年休代替員費	年額 106,400円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替 経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険 料事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.19694を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託医手当	4 月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務 改善費	1 施設年額 <u>2,452,520円</u>	1
管理費	(16) 旅費	5,580円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁費	<u>57,120円</u>	同上

改正後

現行

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(18) 特別管理費	50人以下の施設 年額 866,160円 51人以上の施設 年額 807,840円	略
	(19) 職員研修費	2,010円	略
	(20) 被服手当	650円	略
	(21) 職員健康管理費	6,190円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
	(22) 各所修繕費	1㎡当たり 390円	略
	(23) 入所者保健衛生費	3,240円	略
	(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額 308,560円 直接処遇職員 年額 298,770円	略
	(25) 非常勤職員処遇改善費	年額 6,690円	1

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(18) 特別管理費	50人以下の施設 年額 842,100円 51人以上の施設 年額 785,400円	1 1
	(19) 職員研修費	1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(20) 被服手当	630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(21) 職員健康管理費	6,389円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
	(22) 各所修繕費	1㎡当たり 379円	当該施設の実延数(1㎡未満切捨)ただし、一時保護所の場合婦人相談所との兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
	(23) 入所者保健衛生費	取扱定員 3,150円	取扱定員
	(24) 業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額 299,985円 直接処遇職員 年額 290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(25) 非常勤職員処遇改善費	年額 6,710円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等 1

改正後

現行

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(26) 苦情解決 対策経費	年額 26,050円	1
	(27) 調理業務 外部委託 費	調理業務の全部を委託する場合は、その 委託料（事務費相当）の月額	12

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(26) 苦情解決 対策経費	年額 25,326円	1
	(27) 調理業務 外部委託 費	調理業務の全部を委託する場合は、その 委託料（事務費相当）の月額	12

別紙様式 1

平成 年度婦人保護費負担（補助）金調書

厚生労働省所管

歳出 予算科目	交付決定 の額	補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	
(項) 児童虐待等 防止対策費											
(目) 婦人保護事 業費負担金											
(目) 婦人相談所 運営費負担金											
(目) 婦人保護事 業費補助金											

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。
なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は、各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあっては款、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあっては前記なお書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分の目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

現行

略

改正後

略

別紙様式 2

号 日
 年 月
 平成 年 月 日
 番

地方厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度婦人保護費負担(補助)金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- (国庫負担金申請額 金 円)
 - (国庫補助金申請額 金 円)

2 関 係 書 類

- (1)平成 年度婦人保護費所要額調 (別紙 1)
- (2)平成 年度婦人保護事業計画書 (別紙 2)
- (3)平成 年度歳入歳出予算書抄本 (又は見込書)

3 変更申請の場合には、1にかかわらず、次のとおりとする。

申 請 額 金	円(A)
前回までの交付決定額 金	円(B)
差引今回変更増△減額 金	(A)－(B) 円

別紙 1

平成 年度婦人保護費所要額調書

都道府県名

区分	対象施設の 支出予定額(A)		基準額(B)			国庫補助基準額 (A)又は(B)のう ち少ない方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫補助額 (E) (C)×(D)
	金額	積算基礎	金額	種目内訳	積算基礎			
児童虐待防止対策費								
I 婦人保護事業費負担金								
1 一時保護所保護費負担金								
(1)事務費					(内訳別表1)		5/10	
(2)事業費					(内訳別表2) 機械器具費別紙		5/10	
II 婦人相談所運営費負担金								
婦人相談所運営費負担金					(内訳別表4)		5/10	
III 婦人保護事業費補助金								
婦人保護施設運営費補助金								
(1)事務費					(内訳別表1、3)		5/10	
(2)事業費					(内訳別表2、3) 機械器具費別紙		5/10	

(注) 1 (A)欄には都道府県歳出予算に基づく支出予定額を記入すること。(今後補正予定分を含む)
 2 (B)欄には、国庫補助金交付基準により算定した基準額を記入すること。

現行

略

改正後

別紙2

平成 年度 婦人保護事業計画書

都道府県名

ア 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金事業計画

区分

職別別職員配置状況		(申請年度4. 1. 現在)											
職種 区分	所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	計	職員配置(申請年度4. 1. 現在)			入所 定員	入所 予定 延人員 (月平均)	
								専 業	兼 業	計			
一時 保護所													

2 一時保護委託の算定及び計画書(内訳別表1にて使用される様式1~3による)

3 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式4~6による)

4 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式7~8及び様式9による)

施設 名	経営 主体	職員配置(申請年度4. 1. 現在)										入所 定員	入所 予定 延人員 (月平均)	
		専・兼の別	施設 長	事務員	指導員	看護師	栄養士	嘱託 医 等	計					
		専												
		兼												
		専												
		兼												
		専												
		兼												
		専												
		兼												

2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の計画

3 精神科医雇上費算定基礎内訳

※ (1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度4. 1. 現在)

施設名	現員		
	加算対象者 人	その他 人	計 人
定員 人			

※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。

(2)加算内訳

加算額	@	(基準単価)	円	×	(雇上回数)	/	回	=	円
-----	---	--------	---	---	--------	---	---	---	---

略

	<p>4 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー一雇上費加算 (1) 通訳者雇上費加算算定内訳 加算額 (基準日額単価) 円 × (雇上日数) / 日 = 円 (2) ケースワーカー一雇上費加算算定内訳 加算額 (基準日額単価) 円 × (雇上日数) / 日 = 円</p>																																
<p>婦人相談所 一時保護所 及び婦人保 護施設</p>	<p>1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況及び計画 (1) 併設(婦人相談所一時保護所・婦人保護施設)の有無 有・無 (2) 警備形態及び費用内訳 (一時保護所)</p> <table border="1" data-bbox="510 129 646 958"> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> <tr> <td>雇上費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械警備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(婦人保護施設)</p> <table border="1" data-bbox="662 129 798 958"> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> <tr> <td>雇上費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械警備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等			
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
	<p>2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況及び計画 (1) 婦人相談所一時保護所 加算額 (基準単価) 円 × (雇上月数) / 12月 = 円 (2) 婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。 1 常勤職員(様式101による) 2 常勤的非常勤職員 加算額 (基準単価) 円 × (雇上月数) / 12月 = 円 3 非常勤職員 加算額 (基準単価) 円 × (雇上月数) / 12月 = 円</p>																																
	<p>3 同伴児童対応等指導員の配置状況及び計画 (1) 同伴児童の在所状況(2人配置が必要な場合のみ記入) ※一時保護委託した児童数は除く 前年度における児童の在所実績 年間在所延べ人員 人(A) 1日平均在所人員(A/365) 人(B) 2人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人 又は 来年度の見込み (算出方法) (A) × (A) / (前々年度在所延べ人員) (C) 2人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人</p>																																

改正後

現行

略

(2) 配置計画

(1) 婦人相談所一時保護所

加算額	(基準単価) @	円 x	(雇上月数) /12月 =	円
加算額 ※2人配置の場合のみ	@	円 x	/12月 =	円
計				

(2) 婦人保護施設

加算額	(基準単価) @	円 x	(雇上月数) /12月 =	円
加算額 ※2人配置の場合のみ	@	円 x	/12月 =	円
計				

改正後

事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ)	円 × 取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額		(S)
単身赴任手当	(S)又は(T)の低い方の額		(U)
精神科医療上費	算定基準による算定額		(V)
除灰除去費	(V)又は(W)の低い方の額		(W)
心理療法担当職員加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(Y)
同伴児童対応等指導員履上費加算	(Y)又は(Z)の低い方の額		(a)
通訳者履上費加算	(b)又は(c)の低い方の額		(b)
ケースワーカー履上費加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(e)
一時保護委託費	(e)又は(f)の低い方の額		(f)
人身取引被害者の一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(g)
要保護女子の一時保護委託費	(g)又は(h)の低い方の額		(h)
民間施設給与等改善費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(i)
賃借費加算	(h)又は(i)の低い方の額		(j)
標準国庫補助基本額	(j)又は(k)の低い方の額		(k)
	(k)又は(l)の低い方の額		(l)
	(l)又は(m)の低い方の額		(m)
	(m)又は(n)の低い方の額		(n)
	(n)又は(o)の低い方の額		(o)
	(o)又は(p)の低い方の額		(p)
	(p)又は(q)の低い方の額		(q)
	(q)又は(r)の低い方の額		(r)
	(r)又は(s)の低い方の額		(s)
	(s)又は(t)の低い方の額		(t)
	(t)又は(u)の低い方の額		(u)
	(u)又は(v)の低い方の額		(v)
	(v)又は(w)の低い方の額		(w)
	(w)又は(x)の低い方の額		(x)
	(x)又は(y)の低い方の額		(y)
	(y)又は(z)の低い方の額		(z)
	(z) × (別)に定める加算率		(AA)
	算定基準による算定額		(BB)
	(BB)又は(CC)の低い方の額		(CC)
	(z) + (AA) + (DD)		(DD)
	(z) + (AA) + (DD)		(EE)

(注) 1 (1) 給与欄の「算定額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。また、単面は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単面は「算定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、算定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

現行

事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ)	円 × 取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額		(S)
単身赴任手当	(S)又は(T)の低い方の額		(U)
精神科医療上費	算定基準による算定額		(V)
除灰除去費	(V)又は(W)の低い方の額		(W)
心理療法担当職員加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(Y)
同伴児童対応等指導員履上費加算	(Y)又は(Z)の低い方の額		(a)
通訳者履上費加算	(b)又は(c)の低い方の額		(b)
ケースワーカー履上費加算	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(e)
一時保護委託費	(e)又は(f)の低い方の額		(f)
人身取引被害者の一時保護委託費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(g)
要保護女子の一時保護委託費	(g)又は(h)の低い方の額		(h)
民間施設給与等改善費	算定基準による算定額(別紙補入保護事業計画書)		(i)
賃借費加算	(h)又は(i)の低い方の額		(j)
標準国庫補助基本額	(j)又は(k)の低い方の額		(k)
	(k)又は(l)の低い方の額		(l)
	(l)又は(m)の低い方の額		(m)
	(m)又は(n)の低い方の額		(n)
	(n)又は(o)の低い方の額		(o)
	(o)又は(p)の低い方の額		(p)
	(p)又は(q)の低い方の額		(q)
	(q)又は(r)の低い方の額		(r)
	(r)又は(s)の低い方の額		(s)
	(s)又は(t)の低い方の額		(t)
	(t)又は(u)の低い方の額		(u)
	(u)又は(v)の低い方の額		(v)
	(v)又は(w)の低い方の額		(w)
	(w)又は(x)の低い方の額		(x)
	(x)又は(y)の低い方の額		(y)
	(y)又は(z)の低い方の額		(z)
	(z) × (別)に定める加算率		(AA)
	算定基準による算定額		(BB)
	(BB)又は(CC)の低い方の額		(CC)
	(z) + (AA) + (DD)		(DD)
	(z) + (AA) + (DD)		(EE)

(注) 1 (1) 給与欄の「算定額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。また、単面は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単面は「算定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、算定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

内訳別表 2

施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出予定額	基準額															
		要保護女子分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費	入進学支度金	計	
							6月未満	6月以上									
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 ○○○費 ○○○費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
1月																	
2月																	
3月																	
計																	

(注) 婦人保護施設については、「かにた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること

現行

改正後

略

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

区分		本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主	/			円	級地
(2) 加算額	世帯主 準世帯主 費世帯主					
合計						

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

現行

改正後

略

内訳別表 3

婦人保護施設運営費総括表

施設名	区分	対象経費の支出予定額			交付基準額			備考
		事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設		円	円	円	円	円	円	
かいた婦人の村								事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円
計								計 ((1)+(2)) 円

(注)本表は、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かいた婦人の村(平成24年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護長期入所施設の運営について」の3の(1)に定める施設をいう。)」に措置委託を行っている場合に作成すること。

現行

改正後

略

略

内訳別表 4 婦人相談所運営費
ア 所要額算出調書

区分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
1 相談所活動費 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費)		
2 外国人婦女子緊急 一時保護 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費) (3) 通訳雇上費 (4) 人身取引被害者の医療費		
3 広域措置費 (1) 旅費 (2) 需用費 (燃料費) (3) 役務費 (通信運搬費)		
4 相談・一時保護同伴児童経費 (1) 備品購入費 (2) 需用費 (消耗品費)		基準額 <input type="text"/> 円 〔 日額 <input type="text"/> 円 × 年間同伴児童延人数 <input type="text"/> 人 〕
合 計		

改正後

現行

略

イ 事業計画

1 婦人相談所活動費（移送費）

要保護女子等（人数）	職員（人数）

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上 件数
件	件

人身取引被害者の医療機関対応人数

件

3 広域措置費

広域措置実施件数	
要保護女子等（人数）	
付添職員（人数）	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入計画備品）

--

改正後

現行

略

別紙

機械及び器具（1件当たり単価50万円以上）の購入計画

区分種目	取得する機械器具					備考
	品名	規格	数量	単価 円	使途	

様式 1

一時保護委託費算定内訳 (14日以内)

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 2

一時保護委託費算定内訳 (14日超)

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 4

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 5

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

改正後

現行

略

様式 6

平成 年度一時保護委託計画
都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 7

要保護女子の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 8

要保護女子の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

改正後

現行

略

様式 9

平成 年度一時保護委託計画
都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

改正後

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	(1) 給与	給与				施設名				(地域手当)		
		氏名	本俸 円	特殊業務 手当 円	扶養手当 円	住居手当 円	通勤手当 円	小計 円	地域手当 円	小計 円	金額	
												年4月1日現在職員現員
件	基礎額	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(イ)	(ウ)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(ウ)	(ア)	(エ)	(イ)	(ウ)	(ハ)
小計		(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(イ)	(ウ)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(ウ)	(ア)	(エ)	(イ)	(ウ)	(ハ)
費	(2)期末勤続手当	(ウ)+(エ)×3.95月										(ニ)
	(5)超過勤務手当											(ロ)
	(6)住居手当											(ホ)
	(7)通勤手当											(ヘ)
	(10)年休代替職員費											(ニ)
	(13)社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.19977										(ニ)
小計												(ロ)
管理費	(16)旅費											
	(17)庁費											
	(19)職員研修費											
	(21)職員健康管理費											
費	(24)業務省力化等 勤務条件改善費								円	円		(ニ)
小計									円	円		(ロ)
小計		(ア)+(B)+(C)							(A)+(B)+(C)			(ロ)
基礎額		(D)							(D)			(ニ)
		取扱定員×12月							取扱定員×12月			(ニ)
		交付要綱の表3の心理療法担当職員加算限度額							交付要綱の表3-1又は3-2の心理療法担当職員加算限度額			(ニ)
		(E)又は(F)の低い方の額							(E)又は(F)の低い方の額			(ニ)
		(G)×取扱定員×12月							(G)×取扱定員×12月			(ニ)

現行

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	(1) 給与	給与				施設名				(地域手当)		
		氏名	本俸 円	特殊業務 手当 円	扶養手当 円	住居手当 円	通勤手当 円	小計 円	地域手当 円	小計 円	金額	
												年4月1日現在職員現員
件	基礎額	(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(イ)	(ウ)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(ウ)	(ア)	(エ)	(イ)	(ウ)	(ハ)
小計		(ア)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(イ)	(ウ)又は(イ)の低い方の額	(エ)×12月	(ウ)	(ア)	(エ)	(イ)	(ウ)	(ハ)
費	(2)期末勤続手当	(ウ)+(エ)×3.95月										(ニ)
	(5)超過勤務手当											(ロ)
	(6)住居手当											(ホ)
	(7)通勤手当											(ヘ)
	(10)年休代替職員費											(ニ)
	(13)社会保険料 事業主負担金	(エ)×12月×0.19977										(ニ)
小計												(ロ)
管理費	(16)旅費											
	(17)庁費											
	(19)職員研修費											
	(21)職員健康管理費											
費	(24)業務省力化等 勤務条件改善費								円	円		(ニ)
小計									円	円		(ロ)
小計		(A)+(B)+(C)							(A)+(B)+(C)			(ロ)
基礎額		(D)							(D)			(ニ)
		取扱定員×12月							取扱定員×12月			(ニ)
		交付要綱の表3の心理療法担当職員加算限度額							交付要綱の表3-1又は3-2の心理療法担当職員加算限度額			(ニ)
		(E)又は(F)の低い方の額							(E)又は(F)の低い方の額			(ニ)
		(G)×取扱定員×12月							(G)×取扱定員×12月			(ニ)

略

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度婦人保護費負担（補助）金にかかる実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号をもって交付された標記補助
金等の事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

関 係 書 類

- (1)平成 年度婦人保護費精算書（別紙1）
- (2)平成 年度婦人保護事業実施状況報告（別紙2）
- (3)平成 年度関係事業費都道府県歳入歳出決算書（見込書）抄本

区分	支出済(A)		基準額(B)			国庫補助 基準額 (A)又は (B)のうち 少ない方 の額 (C)	補助率 (D)	要国庫 補助額 (C)×(D) (E)	国庫補 助金交 付決定 額 (F)	要国庫 補助金 受入額 (G)	(G)の額 の流用 増△減 額 (H)	流用増 △減額 におけ る(F)の 変更額 (I)	過不足額 [(I)-(E)]		
	金額	積算 基礎	金額	種目 内訳	積算基礎								不足額 [(I)-(E)] <0のとき	超科学 [(I)-(E)] >0のとき	
児童虐待防止対策費															
I 婦人保護事業費負担金															
1 一時保護所保護費負担金															
(1)事務費					内訳別紙 1(2)		5/10								
(2)事業費					内訳別紙 1(4) 機械器具費 別表2		5/10								
II 婦人相談所運営費負担金															
婦人相談所運営費負担金					別表3		5/10								
III 婦人保護事業費補助金															
婦人保護施設運営費補助金															
(1)事務費					別表1		5/10								
(2)事業費					// 機械器具費 別表2		5/10								

- (注) (1) (C)欄には、各種目ごとに(A)欄の額と(B)欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を計上すること。
 (2) (G)欄には、(F)欄の額をそのまま計上すること。ただし、交付決定額を全額受入れていない場合には、実際の受入済の額を計上すること。
 (3) (H)欄には、交付要綱の5の(1)により種目ごとの配分額の変更を行った場合、その流用増△減額を計上すること。
 (4) (I)欄には、(H)欄より流用増△減額による(F)欄の額について計上すること。
 (5) 「過不足額」(J)欄には、流用増△減額による(F)欄の変更額(I)欄から要国庫補助額(E)欄を差引き、その額が負の額となった場合に「不足額」欄に、その額が正の額となった場合に、「超過額(返済額)」欄にそれぞれ計上すること。

現行

略

改正後

別紙2

平成 年度 婦人保護事業実績報告

都道府県名

略

区分	事業計画												
	職種別職員配置状況						(申請年度4. 1. 現在)						
婦人保護所 一時保護所	職種	所長	医師 (嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計				
	一時 保護所	専 兼											
2 一時保護委託の算定及び計画書(様式1~3による) 3 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式4~6による) 4 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式7~9による)													
婦人保護 施設	1 施設名、経営主体、職員配置及び入所予定人員												
	施設名	経営 主体	専・兼の 別	施設 長	事務 員	指導 員	看護 師	栄養 士	調理 員等	嘱託 医	計	入所 定員	入所 予定 延人員 (月平均)
2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の実施状況 3 精神科医雇上費算定基礎内訳													
(1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度4. 1. 現在) 施設名 定員 加算対象者 人 現員 人 その他 人 計 人													
※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。 (2)加算内訳 加算額 @ (基準単価) 円 × (雇上回数) /回 = 円													

略

	<p>4 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費 (1) 通訳者雇上費加算算定内訳</p> <table border="1" data-bbox="268 208 320 920"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準日額単価) × (雇上日数)</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>/</td> <td>日</td> <td>=</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(2) ケースワーカー雇上費加算算定内訳</p> <table border="1" data-bbox="341 208 394 920"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準日額単価) × (雇上日数)</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>/</td> <td>日</td> <td>=</td> <td>円</td> </tr> </table>	加算額	(基準日額単価) × (雇上日数)	円	×	/	日	=	円	加算額	(基準日額単価) × (雇上日数)	円	×	/	日	=	円																
加算額	(基準日額単価) × (雇上日数)	円	×	/	日	=	円																										
加算額	(基準日額単価) × (雇上日数)	円	×	/	日	=	円																										
<p>婦人相談所 一時保護所 及び婦人保 護施設</p>	<p>1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応委施状況 (1) 併設(婦人相談所・一時保護所・婦人保護施設)の有無 有・無 (2) 警備形態及び費用内訳 (一時保護所)</p> <table border="1" data-bbox="512 136 663 965"> <thead> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(婦人保護施設)</p> <table border="1" data-bbox="667 136 799 965"> <thead> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等			
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
	<p>2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況 (1) 婦人相談所一時保護所</p> <table border="1" data-bbox="863 208 916 920"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準単価) × (雇上月数)</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>/</td> <td>12月</td> <td>=</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(2) 婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。 1 常勤職員(様式101による) 2 常勤的非常勤職員</p> <table border="1" data-bbox="983 208 1035 920"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準単価) × (雇上月数)</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>/</td> <td>12月</td> <td>=</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>3 非常勤職員</p> <table border="1" data-bbox="1056 208 1109 920"> <tr> <td>加算額</td> <td>(基準単価) × (雇上月数)</td> <td>円</td> <td>×</td> <td>/</td> <td>12月</td> <td>=</td> <td>円</td> </tr> </table>	加算額	(基準単価) × (雇上月数)	円	×	/	12月	=	円	加算額	(基準単価) × (雇上月数)	円	×	/	12月	=	円	加算額	(基準単価) × (雇上月数)	円	×	/	12月	=	円								
加算額	(基準単価) × (雇上月数)	円	×	/	12月	=	円																										
加算額	(基準単価) × (雇上月数)	円	×	/	12月	=	円																										
加算額	(基準単価) × (雇上月数)	円	×	/	12月	=	円																										
	<p>3 同伴児童対応等指導員の配置状況 (1) 同伴児童の在り状況※一時保護委託した児童数は除く</p> <table border="1" data-bbox="1189 620 1286 965"> <tr> <td>前年度における児童の在所実績</td> <td>人(A)</td> </tr> <tr> <td>年間在所延べ人員</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1日平均在所人員(A/365)</td> <td>人</td> </tr> </table>	前年度における児童の在所実績	人(A)	年間在所延べ人員	人	1日平均在所人員(A/365)	人																										
前年度における児童の在所実績	人(A)																																
年間在所延べ人員	人																																
1日平均在所人員(A/365)	人																																

改正後

現行

略

(2) 配置状況				
(1) 婦人相談所一時保護所				
加算額	(基準単価) @	円 ×	(雇上月数) /12月 =	円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@	円 ×	/12月 =	円
計				
(2) 婦人保護施設				
加算額	(基準単価) @	円 ×	(雇上月数) /12月 =	円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@	円 ×	/12月 =	円
計				

略

内訳別紙 1

平成 年度 婦人保護事業実施状況報告

1 一時保護所費支出状況調書等
(1) 職員月別配置状況

区分	3.31 配置数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
調理員数		/4											
その他の職員													

(注)年度中途において職員の異動が行われた場合は、異動した前任者の職氏名及び新任者の職氏名、本俸諸手当(月額)並びに異動年月日を欄がい余白に付記すること。

改正後

(2) 施設（一時保護所）事務費算定内訳
①標準国庫補助基本分

Table with columns for '施設名' (Facility Name), '施設費の種別' (Type of Facility Fee), and '金額' (Amount). It includes sub-sections for '給与' (Salaries), '事務費' (Office Expenses), '管理費' (Management Fees), and '施設費' (Facility Fees). The table is divided into '施設名' and '施設費の種別' sections, with various codes and descriptions for each item.

現行

(2) 施設（一時保護所）事務費算定内訳
①標準国庫補助基本分

Table with columns for '施設名' (Facility Name), '施設費の種別' (Type of Facility Fee), and '金額' (Amount). It includes sub-sections for '給与' (Salaries), '事務費' (Office Expenses), '管理費' (Management Fees), and '施設費' (Facility Fees). The table is divided into '施設名' and '施設費の種別' sections, with various codes and descriptions for each item.

改正後

現行

施設機能強化推進費	施設機能強化推進費	施設機能強化推進費	(O)
事務用冬期採暖費	事務用冬期採暖費	事務用冬期採暖費	(P)
入所者処遇特別加算費	入所者処遇特別加算費	入所者処遇特別加算費	(Q)
単身赴任手当	単身赴任手当	単身赴任手当	(R)
精神科医歴上費	精神科医歴上費	精神科医歴上費	(S)
障反除費	障反除費	障反除費	(T)
心理療法担当職員加算	心理療法担当職員加算	心理療法担当職員加算	(U)
同伴児童養育上費加算	同伴児童養育上費加算	同伴児童養育上費加算	(V)
通訳者歴上費加算	通訳者歴上費加算	通訳者歴上費加算	(W)
ケースワーカー歴上費加算	ケースワーカー歴上費加算	ケースワーカー歴上費加算	(X)
一時保護委託費	一時保護委託費	一時保護委託費	(Y)
人身取引被害者の保護費	人身取引被害者の保護費	人身取引被害者の保護費	(Z)
要一時保護費	要一時保護費	要一時保護費	(a)
民間施設給与等改善費	民間施設給与等改善費	民間施設給与等改善費	(b)
賃借費加算	賃借費加算	賃借費加算	(c)
標準国庫補助基本額	標準国庫補助基本額	標準国庫補助基本額	(d)
			(e)
			(f)
			(g)
			(h)
			(i)
			(j)
			(k)
			(l)
			(m)
			(n)
			(o)
			(p)
			(q)
			(r)
			(s)
			(t)
			(u)
			(v)
			(w)
			(x)
			(y)
			(AA)
			(AB)
			(AC)
			(AD)
			(AE)

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職務別配置基準」に基づいて記入すること。また、単面は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単面は「実支出予定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

施設機能強化推進費	施設機能強化推進費	施設機能強化推進費	(O)
事務用冬期採暖費	事務用冬期採暖費	事務用冬期採暖費	(P)
入所者処遇特別加算費	入所者処遇特別加算費	入所者処遇特別加算費	(Q)
単身赴任手当	単身赴任手当	単身赴任手当	(R)
精神科医歴上費	精神科医歴上費	精神科医歴上費	(S)
障反除費	障反除費	障反除費	(T)
心理療法担当職員加算	心理療法担当職員加算	心理療法担当職員加算	(U)
同伴児童養育上費加算	同伴児童養育上費加算	同伴児童養育上費加算	(V)
通訳者歴上費加算	通訳者歴上費加算	通訳者歴上費加算	(W)
ケースワーカー歴上費加算	ケースワーカー歴上費加算	ケースワーカー歴上費加算	(X)
一時保護委託費	一時保護委託費	一時保護委託費	(Y)
人身取引被害者の保護費	人身取引被害者の保護費	人身取引被害者の保護費	(Z)
要一時保護費	要一時保護費	要一時保護費	(a)
民間施設給与等改善費	民間施設給与等改善費	民間施設給与等改善費	(b)
賃借費加算	賃借費加算	賃借費加算	(c)
標準国庫補助基本額	標準国庫補助基本額	標準国庫補助基本額	(d)
			(e)
			(f)
			(g)
			(h)
			(i)
			(j)
			(k)
			(l)
			(m)
			(n)
			(o)
			(p)
			(q)
			(r)
			(s)
			(t)
			(u)
			(v)
			(w)
			(x)
			(y)
			(AA)
			(AB)
			(AC)
			(AD)
			(AE)

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙2の「職務別配置基準」に基づいて記入すること。また、単面は、交付要綱の別表「施設事務費算定基準」により算定すること。法人が経営する施設にあっては、職員数は公立の施設と同様とし、単面は「実支出予定額」により算定すること。
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

改正後

現行

②指導員加算分

支出源種 類	金額 円	施設名										(地域手当) 金額
		給与					施設名					
職 種	氏名	本俸	特殊業務 手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期其勤劬 手当加算	金額		
											年4月1日現在職員現員	職 種
給与					(ア)					(ウ)		
事件					(イ)							
小計					(ア)又は(イ)の低い方の額					(エ)		
(2)期末勤劬手当					(ウ)×12月					(A)		
(5)超過勤務手当					(ウ)×(エ)×3.95月							
(6)住居手当												
(7)通勤手当												
(10)年休代替要員費												
(13)社会保険料 事業主負担金					(エ)×12月×0.19977							
小計										(B)		
(16)旅費												
(17)庁費												
(19)職員研修費												
(21)職員健康管理費												
(24)業務省力化等 勤務条件改善費					円 + 調理員分							
小計					(A) + (B) + (C)					(C)		
小計					(D)					(D)		
寒冷地手当					取扱定員×12月 交付要綱の基2-1又は2-2の指導員一人あたり加算額年度額 (E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月					(E)		
小計					算定基準による算定額(内訳別紙) (I)又は(J)の低い方の額 (H)+(K)					(J)		
民間施設給与等改善費 (民間施設のみ)					(L)×(別)に定める加算率					(K)		
標準国庫補助基本額					(L)×(別)に定める加算率					(L)		
標準国庫補助基本額					(L)+(M)					(M)		
事務費算定基準額					標準国庫補助基準額 + 指導員加算額					(N)		

②指導員加算分

支出源種 類	金額 円	施設名										(地域手当) 金額
		給与					施設名					
職 種	氏名	本俸	特殊業務 手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期其勤劬 手当加算	金額		
											年4月1日現在職員現員	職 種
給与					(ア)					(ウ)		
事件					(イ)							
小計					(ア)又は(イ)の低い方の額					(エ)		
(2)期末勤劬手当					(ウ)×12月					(A)		
(5)超過勤務手当					(ウ)×(エ)×3.95月							
(6)住居手当												
(7)通勤手当												
(10)年休代替要員費												
(13)社会保険料 事業主負担金					(エ)×12月×0.19977							
小計										(B)		
(16)旅費												
(17)庁費												
(19)職員研修費												
(21)職員健康管理費												
(24)業務省力化等 勤務条件改善費					円 + 調理員分							
小計					(A) + (B) + (C)					(C)		
小計					(D)					(D)		
寒冷地手当					取扱定員×12月 交付要綱の基2-1又は2-2の指導員一人あたり加算額年度額 (E)又は(F)の低い方の額 (G)×取扱定員×12月					(E)		
小計					算定基準による算定額(内訳別紙) (I)又は(J)の低い方の額 (H)+(K)					(J)		
民間施設給与等改善費 (民間施設のみ)					(L)×(別)に定める加算率					(K)		
標準国庫補助基本額					(L)×(別)に定める加算率					(L)		
標準国庫補助基本額					(L)+(M)					(M)		
事務費算定基準額					標準国庫補助基準額 + 指導員加算額					(N)		

③合計

標準国庫補助基準額 + 指導員加算額

③合計

標準国庫補助基準額 + 指導員加算額

現行	(3) 月別入所延人員															
		／4	5	6	7	8	9	10	小計	11	12	／1	2	3	小計	合計
	要保護 女子等															
	乳 児															
幼 児																
改正後	略															

(4) 施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

経費の種類	支出済額	基準額														計	
		要保護女子分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費	入進学支度金		
							6月未満	6月以上									
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 ○○○費 ○○○費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
1月																	
2月																	
3月																	
計																	

(注) 婦人保護施設については、「かにた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること

現行

改正後

略

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

区分		本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主	/			円	級地
(2) 加算額	世帯主 準世帯主 費世帯主					
合計						

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

現行

改正後

略

改正後

略

現行

2 婦人保護施設運営費支出状況調

支出状況調の様式は、前記「一時保護所費支出状況調等」に準じて作成すること。
なお、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村」に措置委託を行っている場合には各施設ごとに作成するほか、次の様式による総括表を作成すること。

別紙 1

婦人保護施設運営費総括表

施設名	支出済額			交付基準算定額			備考
	事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
○○施設	円	円	円	円	円	円	
かいた婦人の村							事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円
計							計 ((1)+(2)) 円

現行

略

改正後

改正後

略

現行

別表2

機械及び器具（1件当たり単価50万円以上）の購入実績

区分種目	取得する機械器具					備考
	品名	規格	数量	単価 円	使途	

略

別表3 婦人相談所運営費
ア 所要額算出調書

区分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
1 相談所活動費 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費)		
2 外国人婦女子緊急 一時保護 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費) (3) 通訳雇上費 (4) 人身取引被害者の医療費		
3 広域措置費 (1) 旅費 (2) 需用費 (燃料費) (3) 役務費 (通信運搬費)		基準額 <input type="text"/> 円 (日額 <input type="text"/> 円 × 年間同伴児童延人数 <input type="text"/> 人)
4 相談・一時保護同伴児童経費 (1) 備品購入費 (2) 需用費 (消耗品費)		
合 計		

改正後

現行

略

イ 事業実績

1 婦人相談所活動費（移送費）

要保護女子等（人数）	職員（人数）

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上 件数
件	件

人身取引被害者の医療機関対応人数

件

3 広域措置費

広域措置実施件数	
要保護女子等（人数）	
付き添い職員（人数）	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入備品）

--

様式 1

一時保護委託費算定内訳（14日以内）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 2

一時保護委託費算定内訳 (14日超)

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

改正後

現行

略

様式3

平成 年度一時保護委託実績
都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 4

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 5

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 7

要保護女子の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

様式 8

要保護女子の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(b) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(c) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(d) 円	実人員	延人員	延人員× 単価(e) 円	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

現行

略

改正後

改正後

現行

略

様式 9

平成 年度一時保護委託実績
都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

改正後

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	(1) 給与	給与				施設名				(地域手当) 金額	
		年4月1日現在職員現員	本俸	特殊業務手当	扶養手当	小計	住居手当	通勤手当	計		期末勤続手当加算
氏名	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支出文字額	円				(ア)						(ウ)
給与					(イ)						
基本額											
件		(ア)又は(イ)の低い方の額									
小計		(エ)×12月									(エ)
(2)期末勤続手当		(ウ)+(エ)×3.95月									
(5)超過勤務手当											(ア)
(6)住居手当											
(7)通勤手当											
(10)年休代給置費											
(13)社会保険料事業主負担金		(エ)×12月×0.19977									
小計											(B)
(16)旅費											
(17)庁費											
(19)職員研修費											
(21)職員健康管理費											
(24)業務省力化等勤務条件改善費											
小計									円	円	(C)
小計		(A) + (B) + (C)									(D)
管理費											
取捨定員×12月											(E)
交付要額の表3-1又は3-2の心理療法担当職員加算限度額											(F)
(E)又は(F)の低い方の額											(G)
基本額											(H)

現行

様式10
心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人	(1) 給与	給与				施設名				(地域手当) 金額	
		年4月1日現在職員現員	本俸	特殊業務手当	扶養手当	小計	住居手当	通勤手当	計		期末勤続手当加算
氏名	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支出文字額	円				(ア)						(ウ)
給与					(イ)						
基本額											
件		(ア)又は(イ)の低い方の額									
小計		(エ)×12月									(A)
(2)期末勤続手当		(ウ)+(エ)×3.95月									
(5)超過勤務手当											
(6)住居手当											
(7)通勤手当											
(10)年休代給置費											
(13)社会保険料事業主負担金		(エ)×12月×0.19694									
小計											(B)
(16)旅費											
(17)庁費											
(19)職員研修費											
(21)職員健康管理費											
(24)業務省力化等勤務条件改善費											
小計									円	円	(C)
小計		(A) + (B) + (C)									(D)
管理費											
取捨定員×12月											(E)
交付要額の表3-1又は3-2の心理療法担当職員加算限度額											(F)
(E)又は(F)の低い方の額											(G)
基本額											(H)

(案)

雇 児 福 発 ※ 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

各 都道府県 民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長平成26年度婦人保護費の国庫負担及び国庫補助金
交付要綱の改正点及びその運用について

標記については、平成※年※月※日厚生労働省発雇児※第※号厚生労働事務次官通知「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）をもって一部改正されたところであるが、今年度の主な内容及び取扱いは次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

第1 平成26年度における交付要綱の主な内容について

1 事務費関係

(1) 公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成25年1月24日閣議決定）に基づいて設定した、地方公務員の給与削減を踏まえた保護単価（算定基準）を廃止。

※ 地方公務員の給与削減を踏まえた年額は（ ）書きで記載。

(2) 心理療法担当職員の配置

ア 婦人相談所一時保護所

1 施設当たり年額 1, 795, 381円 → 1, 797, 334円

[心理療法担当職員（非常勤職員週5日）に係る経費、訪問指導旅費等を算定]

イ 婦人保護施設

1 施設当たり年額

常勤職員 5, 329, 425円 → 5, 345, 410円

(5, 142, 795円)

常勤的非常勤職員 2, 978, 332円 → 2, 984, 111円

非常勤職員 1, 713, 061円 → 1, 713, 813円

※常勤職員であることが望ましいが、常勤化が図られるまでの経過措置として、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により先の時間数等を満たす場合を含む）及び非常勤職員でも可とする。

(3) 同伴児童対応等指導員雇上費加算

別途定めるところにより、婦人保護施設においても必要に応じ、同伴児童の対応を行う指導員の配置をできることとした。

1 施設当たり年額（1人配置の場合）

2, 258, 741円 → 2, 258, 774円

（2人配置の場合）

4, 517, 482円 → 4, 517, 548円

(4) 非常勤職員雇上費

(ア) 嘱託医	13, 570円	→	同	額
(イ) 年休代替要員費	118, 400円	→	同	額
(ウ) 非常勤調理員等	1, 596, 000円	→	同	額
(エ) 職員処遇改善費	6, 710円	→	6, 690円	

(5) 苦情解決対策経費の計上（各施設一般分保護単価に算入）

1 施設当たり年額 25, 326円 → 同 額

〔第三者委員会の開催に係る経費（旅費、会議費）を算定〕

(6) 夜間警備体制の強化

1 施設当たり年額 1, 941, 800円 → 同 額

〔夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定〕

(7) 降灰除去費

1 施設当たり年額 139, 960円 → 144, 180円

2 事業費関係の改善

(1) 一般生活費

(ア) 要保護女子分（入所者1人月額）	54, 600円	→	56, 100円
(イ) 同伴乳幼児分（乳児1人月額）	37, 900円	→	38, 900円
（幼児1人月額）	42, 600円	→	43, 700円

(2) 冬期加算額

区分	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
婦人施設	9,000円	7,200円	5,500円	4,300円	2,800円	2,200円

(3) 妊産婦加算

妊 婦		産 婦
6月未満	6月以上	
8,990円	13,590円	8,350円

(4) 母子加算

加算額	2人目の場合 の加算額	3人以上1人増す ごとの加算額
19,930円	1,600円	790円

(5) 同伴児童経費

同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額190円を乗じた額

(6) 入進学支度金

婦人保護施設入所者の同伴児童が入進学する際に必要な経費

小学校第1学年入学児童	40,600円
中学校第1学年進学児童	47,400円
高等学校第1学年入学児童	60,970円

3 婦人相談所運営費負担金関係

相談・一時保護同伴児童経費

婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額190円を乗じた額

4 その他

(2) 消費税率引上げに伴い課税対象経費について改定を行うとともに、一般生活費等については近年の物価動向も踏まえた改定を行った。

第2 国庫補助額の算定について

交付要綱の別紙「婦人保護費交付基準」(以下、「交付基準」という。)中、[1区分]及び[2種目]別の国庫補助額の算定に当たっては、次によること。

1 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金

(1) 取扱定員

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の取扱定員は、別紙1「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員」によるものとする。

(2) 施設事務費算定基準による職員

施設事務費算定基準による職員とは、当該施設において常勤的勤務形態にある専任職員をいうものであり、その定員規模別配置基準は、別紙2「婦人相談所一時保

護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」のとおりであること。

なお、指導員については、この限りでないこと。

(3) 職員数の充足等

別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」に示す職員数は、施設事務費基準限度額の基礎となる職員数であり、施設入所者の適切な処遇確保の見地からも、最低限必要と考えられる職員数であることから、これを充足すること。

また、直接処遇職員の職種別配置数の弾力的配置等については、昭和38年3月19日厚生省発社第35号厚生事務次官通知「婦人相談所設置要綱」及び平成14年3月27日厚生労働省令第49号「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」に示すところにより、円滑適正な実施について十分に配慮されたいこと。

(4) 手当の加算

施設事務費算定基準における特殊業務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末勤勉手当の加算は、都道府県条例等に基づき、それらの手当を実際に支給している職員についてのみ算定すること。

(5) 特殊業務手当の別に定める額

特殊業務手当の別に定める額については、以下の額とすること。

○主任指導員・指導員

1人月額9,200円に2,500円を加算した額

(6) 非常勤調理員等の賃金の算定

非常勤調理員等の賃金の算定に当たっては、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たしている場合は、年額1,596,000円（ただし、当該基準に該当しない場合においては、日額単価5,320円とし、年額の範囲内において算定して差し支えないこと。なお、この場合算出内訳を必ず記載すること。）を算入すること。

(7) 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費については、交付基準の〔1区分〕一時保護所保護費負担金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の1から7及び〔1区分〕婦人保護施設運営費補助金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の2（施設機能強化推進費）を合算した額に民間施設給与等改善費加算率を乗じて得た額とすること。

ただし、加算率については、別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができものであること。

(8) 指導員加算の適用

施設事務費の算定に当たって、交付基準の表2「指導員1人当たり加算限度額」

の適用は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たす施設であって、配置基準を超えて指導員を配置している施設について、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数の範囲内において適用すること。

(9) 中途入退所者の一般生活費の算定

月の途中で入退所した者に係る一般生活費の算定は交付基準に示すとおりであるが、事務簡素化のため1ヶ月を30日として日割計算して差し支えないこと。
なお、各月ごとに算定すること。

(10) 期末一時扶助の支出

期末一時扶助は、年末における需要時に充てられることを目的として支出すること。

(11) 母子加算の支給

母子加算は、養育しなければならない乳児又は幼児を同伴した者について、原則として現金をもって支給すること。

(12) 被服加算の算定

被服加算の算定において、一時保護所は各月入所人員に単価を乗じて算定し、婦人保護施設は各月初日現員に単価を乗じて算定すること。

(13) 社会適応訓練費の支出

社会適応訓練費（婦人相談所一時保護所を除く。）は、入所者に対して生花、和洋裁、料理等の生活、職業の訓練及び情操教育等の費用として支出すること。

2 婦人保護長期入所施設

(1) 事務費の支払方法

事務費については、すべての都道府県に共通して、現員に応じた額を当月払で支払う方式とする。

(2) 事業費の取扱

事業費については、従来どおり翌月払とすること。

(3) 民間施設給与等改善費の取扱

民間施設給与等改善費については、第2の1の(7)と同様とすること。

別紙 1

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員

- 1 婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設
婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設の取扱定員は
条例等で定めた定員とすること。
- 2 地方公共団体以外が設置主体である婦人保護施設
婦人保護施設のうち、設置主体が地方公共団体のものを除いては、次の表に掲げる定
員とすること。

都道府県	施設名	取扱定員
		人
岩手県	桐の苑	20
千葉県	望みの門学園	30
東京都	救世軍婦人寮	40
〃	慈愛寮	40
〃	いずみ寮	40
〃	いこいの家	40
〃	救世軍新生寮	70
愛知県	白菊荘	50
〃	成願荘	30
三重県	あかつき	30
兵庫県	神戸婦人寮	40
〃	姫路婦人寮	40
広島県	呉慈愛寮	30
福岡県	アステラスかほ	50
佐賀県	たちばな	20
鹿児島県	錦江寮	30
沖縄県	うるま婦人寮	40
—	かにた婦人の村	100

別紙 2

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職 種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 -	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51～100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期入所施設	17	1	2	1	8	1	1	3	

(注) ()書きは、非常勤職員の別掲である。

母子家庭等対策総合支援助事業費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

母子家庭等対策総合支援助事業費の国庫補助について（平成20年10月14日厚生労働省発雇第1014001号）

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援助事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成25年5月16日雇発0516第7号「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家</p>	<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援助事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭等対策総合支援助事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援助事業の実施に要する経費に對し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。また、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成25年5月16日雇発0516第7号「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家</p>

新

<p>庭等自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(6) 平成25年5月16日雇児発第0516第5号「家庭支援推進保育事業の実施について」に基づき、指定都市、中核市及び市町村が行う家庭支援推進保育事業</p> <p>(7) 平成25年5月16日雇児発第0516第5号「家庭支援推進保育事業の実施について」に基づき、指定都市、中核市及び市町村が行う家庭支援推進保育事業</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のイ、イ及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(5)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(6)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)並びに3の(7)の事業</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(交付額の下限)</p>
--	--

<p>旧</p> <p>庭等自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>(6) 平成25年5月16日雇児発0516第5号「家庭支援推進保育事業の実施について」に基づき、指定都市、中核市及び市町村が行う家庭支援推進保育事業</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のイ、イ及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(5)以外の事業</p> <p>ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)並びに3の(6)の事業</p> <p>(ア) 別表第2欄の各種目(3の(4)にあつては第3欄の1及び2)ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(5)の事業</p> <p>別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p>
---	---

新	旧
<p>5 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 略</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業及び母</p>	<p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においては善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。 (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。 (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(6)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。 (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業及び母</p>

新	旧
<p>自立支援プログラム策定等事業並びに市町村が実施する家庭支援推進保育事業</p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 略</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 略</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業及び母子自立支援プログラム策定等事業並びに市町村が実施する家庭支援推進保育事業</p> <p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 略</p>	<p>家庭支援推進保育事業</p> <p>市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事業</p> <p>別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に準じ、毎年度別に定める日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 市及び福祉事務所を設置する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業並びに市町村が実施する家庭支援推進保育事業</p> <p>市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれをとりまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記(1)以外の事業</p> <p>別紙様式第5による報告書、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>(補助金の返還)</p> <p>12 略</p> <p>(その他)</p> <p>13 略</p>	<p>か月を経過した日) 又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しな ければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補 助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還すること を命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きにすることができない場合 には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

旧

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に同じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,711,000円 イ 週6日実施の場合 8,012,000円 ウ 週7日実施の場合 9,312,000円 (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり 8,919,000円 (3) 就業情報提供事業 1センター当たり 2,575,000円 (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に同じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円 イ 週6日実施の場合 3,911,000円 ウ 週7日実施の場合 4,324,000円	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に同じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,039,000円 イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 6,690,000円 ウ 週6日実施の場合 7,341,000円 エ 週7日実施の場合 8,642,000円 (2) 就業支援講習会等事業 次のア又はイに定める金額 ア 1センター当たり 8,950,000円 イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合 1センター当たり 13,544,000円 (3) 就業情報提供事業 1センター当たり 2,610,000円 (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に同じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 3,522,000円 イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 3,729,500円 ウ 週6日実施の場合 3,937,000円 エ 週7日実施の場合 4,351,000円	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新	旧
<p>(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時) の時間については次のエの単位とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する 場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530 円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p>	<p>(ア)児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22 時～翌5時)の時間については次のエの単位 とする。</p> <p>(ア)児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 3,680円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣 先に移動する場合について、次のように活動 単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とす る。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p>

新		旧	
ひとり親家庭生活支援事業	<p>(ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p> <p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	<p>(ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p> <p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p> <p>1/2</p> <p>市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する場合 2/3</p>
ひとり親家庭生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,636,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 185,000円×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業(ホームフレンド事業)</p> <p>(1)1回の訪問が1日場合 8,160円×訪問延回数</p> <p>(2)1回の訪問が半日の場合 5,160円×訪問延回数</p> <p>4 学習支援ボランティア事業 1か所当たり 5,289,000円</p> <p>5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 498,000円</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 183,000円×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業(ホームフレンド事業)</p> <p>(1)1回の訪問が1日場合 8,060円×訪問延回数</p> <p>(2)1回の訪問が半日の場合 5,110円×訪問延回数</p> <p>4 学習支援ボランティア事業 1か所当たり 4,605,000円</p> <p>5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 245,000円</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p> <p>1/2</p> <p>市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する場合 2/3</p>

新		旧	
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)
2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)
ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数
イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数	イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数	イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数	イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数
ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数
エ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数	エ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数	エ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数	エ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数
オ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	オ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	オ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	オ 平成24年度以後に修業を開始した者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数
(2) 入学支援修一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)	(2) 入学支援修一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)	(2) 入学支援修一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)	(2) 入学支援修一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)
ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数
イ ア以外の者 25,000円×支給件数	イ ア以外の者 25,000円×支給件数	イ ア以外の者 25,000円×支給件数	イ ア以外の者 25,000円×支給件数
3/4	3/4	3/4	3/4

「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(別紙) 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施主体 センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。 また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。 なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、公益社団法人家庭問題情報センター、社会福祉法人、NPO法人、職業紹介等を行う企業等へ委託することができるとともに、事業の内容に応じた委託先が複数になることも差し支えない。 また、5－(1)－カの事業の全部又は一部を適切な者に再委託することができ。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業及び面会交流支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。あわせて、管内自治体・福祉事務所支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、支援施策の周知等に努めること。</p> <p>ア 就業支援事業 (ア)～(イ) (略)</p>	<p>(別紙) 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施主体 センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。 また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。 なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、公益社団法人家庭問題情報センター、社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができるとともに、事業の内容に応じた委託先が複数になることも差し支えない。 また、5－(1)－カの事業の全部又は一部を適切な者に再委託することができ。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 事業の内容等 (1) センター事業 事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業及び面会交流支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。あわせて、管内自治体・福祉事務所支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、支援施策の周知等に努めること。</p> <p>ア 就業支援事業 (ア)～(イ) (略)</p>

(ウ) 削除

イ 就業支援講習会等事業
母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日の開催や、市街地のほか郊外における開催等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえた開催に努めるほか、次の事項に留意すること。
なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要なセミナーや講習会を開催するものとする。

(ア)～(イ) 略

(ウ) 託児サービスの実施
講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができ、講習会を開催する場合以外に、母子家庭の母等が職業訓練を受講する際にも、本事業による託児サービスを実施して差し支えない。

ウ～カ (略)

キ 管内自治体・福祉事務所支援事業

都道府県等においては、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子自立支援員や、母子自立支援員と連携する就業支援専門員等の他の相談関係職員の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要である。このため、都道府県

(ウ) 相談関係者の活動支援 (以下略)

イ 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえて開催する他、次の事項に留意すること。
なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要なセミナーや講習会を開催するものとする。

(ア)～(イ) 略

(ウ) 託児サービスの実施

講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
- b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
- c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
- d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができ、講習会を開催する場合以外に、母子家庭の母等が職業訓練を受講する際にも、本事業による託児サービスを実施して差し支えない。

ウ～カ (略)

等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子自立支援員や就業支援専門員等の相談関係職員を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修会を確保することとする。(7)地域研修会の開催及び研修受講支援)

また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えており、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要があるケースがある。こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースについて検討することが有効である。このため、本事業に支援方策について検討することが有効である。このため、本事業において、困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を行うことができることとする。(イ)合同検討会議の開催)

これらの事業を実施するに当たっては次の事項に留意すること。

(7) 地域研修会の開催及び研修受講支援

a 研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供することや、地元企業やキャリアコンサルタント等の専門家を活用することが有効であると考えられること。

b 就業支援専門員への研修においては、就業支援のみならず、母子家庭等や他の生活困窮者等を対象とする福祉制度等に関する研修も重要であること。

c 自治体の管内だけを単位とした研修会でなく、例えば、県域を越えたブロック単位での研修会や情報交換会も本事業により開催することができること。

d 研修受講支援としては、例えば国が開催する研修等に参加する場合の旅費等を支援することが想定されること。

(イ) 合同検討会議の開催

a 合同検討会議で検討したケースについては、支援の結果や効果について評価を行い、事例集を作成することとし、研修会等で活用するなどにより、地域の相談関係職員の資質向上に生かすこと。

ク 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

母子家庭等への支援については、相談・支援の過程やニーズ調査などを通じて地域の支援ニーズを把握した上で、地域の支援メニューが地域の支援メニューに適合したものとなるよう不断に見直しを行い、中期的な支援メニューの充実方策について母子及び寡婦福祉法に基づき「母子家庭及び寡婦自立促進計画」に反映させることなどを通じて、

支援メニューを積極的・計画的に整備していく必要がある。
 また、支援施策については、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイトに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などのインターネットメディアの活用も含め、ひとり親家庭が接しやすい方法により情報発信を行い、周知することが必要である。
 このため、都道府県等において、支援施策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を行うこととする。

- (2) 一般市等事業
 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母及び父子家庭の父が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。
 ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業、管内自治体・福祉事務所支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業とし、その中から、地域の实情に~~応じ必要な事業~~を選択して実施すること。イ (略)

- 6 関係機関との連携等
 都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等及び父子家庭の父に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、就業支援専門員、母子自立支援プログラム策定員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 (略)

- (2) 一般市等事業
 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母及び父子家庭の父が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。
 ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業、とし、その中から、地域の实情に~~応じ必要な事業~~を選択して実施すること。イ (略)

- 6 関係機関との連携等
 都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等及び父子家庭の父に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 (略)

新	旧
<p>(別添1)</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1)～(3) (略) (4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければなら ない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類 を省略して差し支えないこと。 ア (略) イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の 写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者 の場合）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月か ら7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得 の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老 人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数 等についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税 法（昭和40年法律第33号）法に規定する控除対象扶養親族（十 九歳未満の者に限る）がある者） 族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親 族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） (5)～(8) (略)</p> <p>8 訓練給付金の支給等 (1)～(2) (略) (3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければなら ない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類</p>	<p>(別添1)</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1)～(3) (略) (4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければなら ない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類 を省略して差し支えないこと。 ア (略) イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の 写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者 の場合）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月か ら7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得 の額等についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（回 法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある 者） 族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親 族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） (5)～(8) (略)</p> <p>8 訓練給付金の支給等 (1)～(2) (略) (3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければなら ない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類</p>

を省略させることとして差し支えない。
ア (略)

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)がある者については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができるときは、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額について市町村長の証明書を含む。

ウ～オ (略)

9～10 (略)

(別添2)

高等技能訓練促進費等事業実施要綱

1～6 (略)

7 支給額等

(1) 訓練促進費

ア 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進費の支給の請求をする場合は、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないことと

を省略させることとして差し支えない。
ア (略)

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)がある者については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができるときは、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額について市町村長の証明書を含む。

ウ～オ (略)

9～10 (略)

(別添2)

高等技能訓練促進費等事業実施要綱

1～6 (略)

7 支給額等

(1) 訓練促進費

ア 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進費の支給の請求をする場合は、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないことと

<p>なる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)(以下略)</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 修業期間中の受給者の状況の確認等(以下略)</p> <p>11～13 (略)</p> <p>別紙参考様式 (略)</p>	<p>る者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)(以下略)</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 修業期間中の受給者等の状況の確認等(以下略)</p> <p>11～13 (略)</p> <p>別紙参考様式 (略)</p>
---	---

「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙 母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 対象者 対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。 なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であつて、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 策定員について 1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。 (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業 の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者 (2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができる者 なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。 また、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業（平成※年※月※日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める就業支援専門との兼務については、同通知に依ること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 1 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等 母子自立支援プログラム策定事業について</p>	<p>別紙 母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 対象者 対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。 なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であつて、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 策定員について 1 策定員の選定に当たっては、下記の要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。 (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業 の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者 (2) 母子福祉に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母の自立支援のために積極的な活動を行うことができる者 なお、策定員については、母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能とすることとする。ただし、その場合は、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。第5</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 1 母子自立支援プログラム策定等事業の内容等 母子自立支援プログラム策定事業について</p>

- (1) (略)
(2) プログラムについて
ア (略)
イ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定することとする。

さらに、策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、就職準備支援コース事業をはじめ、母子家庭等自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練等の就業支援策の活用について、十分な説明や助言等を行うこととし、必要に応じて母子自立支援員、就業支援専門員等の意見等も参考すること。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関するし、特別の配慮を行うこと。(以下、略)

- (3) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による就業支援事業や母子家庭等就業・自立支援事業、就職準備支援コース事業等を活用し、きめ細かな自立・就業支援を行うこととする。また、就業支援事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添。）の5に該当する者。以下「就労支援事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 就労支援事業対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い就業支援事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉部門担当コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、個人票A（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1から別添4-2参照。）を別に作成することとする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就業支援事業対象者の同意を得るものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添1参照。）の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当責任者及び就職支援ナビゲーターとともに、就業支援事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

- (1) (略)
(2) プログラムについて
ア (略)
イ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定することとする。

さらに、策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、就職準備支援コース事業をはじめ、母子家庭等自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練等の就業支援策の活用について、十分な説明や助言等を行うこととし、必要に応じて母子自立支援員等の意見等も参考すること。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関するし、特別の配慮を行うこと。(以下、略)

- (3) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による就業支援事業や母子家庭等就業・自立支援事業、就職準備支援コース事業等を活用し、きめ細かな自立・就業支援を行うこととする。また、就業支援事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添。）の5に該当する者。以下「就労支援事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 就労支援事業対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い就業支援事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、個人票A（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1から別添4-2参照。）を別に作成することとする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就業支援事業対象者の同意を得るものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添1参照。）の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当責任者及びナビゲーターとともに、就業支援事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施することとする。

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就労支援事業対象者に最も適した支援方針を決定することとする。

ウ (略)

2 就職支援準備コース事業について

就職準備支援コース事業（以下「コース事業」という。）は、長期間実社会と距離を置いていたこと等により、社会参加に不慣れになってしまった者等を対象に、ボランティア活動等への参加を促し地域との交流を図ることや、職場体験の場を提供すること等により、就業・自立への意欲を醸成することを目的とする。

なお、地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的に就業に向けた活動を行うことが困難な者については、必要に応じて戸別訪問を行い、対象者が抱える様々な不安や悩みを聞くなどの相談支援や、児童扶養手当受給者の自立支援に関する情報提供も併せて行うなど、きめ細かな支援の実施に留意すること。

コース事業の実施に当たっては、当該事業による支援の有効性について十分検討することとし、自立に向けた支援が計画的に行われるよう配慮するとともに、次に掲げる事項に留意すること。（以下、略）

3～5 (略)

第7 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、就業支援専門員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

第8 (略)

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就労支援事業対象者に最も適した支援方針を決定することとする。

ウ (略)

2 就職支援準備コース事業について

就職準備支援コース事業（以下「コース事業」という。）は、長期間実社会と距離を置いていたこと等により、社会参加に不慣れになってしまった者等を対象に、ボランティア活動等への参加を促し地域との交流を図ることや、職場体験の場を提供すること等により、就業・自立への意欲を醸成することを目的とする。

コース事業の実施に当たっては、当該事業による支援の有効性について十分検討することとし、自立に向けた支援が計画的に行われるよう配慮するとともに、次に掲げる事項に留意すること。（以下、略）

3～5 (略)

第7 関係機関との連携

策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、各都道府県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、NPO法人、センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

第8 (略)

「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案)

ひとり親家庭生活支援事業の実施について(平成15年6月18日雇児発第0618005号)

新	旧
<p>ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1～第3の4まで(略)</p> <p>5 ひとり親家庭情報交換事業</p> <p>(1) 事業内容 ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。</p> <p>(2) 対象者 ひとり親家庭の親を対象とする。</p> <p>(3) 実施方法等 ア 事業実施団体は、事業の実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。 イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。 (ア)個人の課題の把握と解決に向けた力量形成 (イ)自己実現のための自己変革への意欲の高揚 (ウ)良好な人間関係の形成への支援 (エ)個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援 ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。 エ この事業は、年12回程度開催すること。</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>第1～第3の4まで(略)</p> <p>5 ひとり親家庭情報交換事業</p> <p>(1) 事業内容 ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。</p> <p>(2) 対象者 ひとり親家庭の親を対象とする。</p> <p>(3) 実施方法等 ア 事業実施団体は、事業の実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。 イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。 (ア)個人の課題の把握と解決に向けた力量形成 (イ)自己実現のための自己変革への意欲の高揚 (ウ)良好な人間関係の形成への支援 (エ)個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援 ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。 エ この事業は、年6回程度開催すること。</p>

